

2017年11月版

ご契約のしおり・約款

無 配 当

米国ドル建終身保険

プルデンシャル生命



Prudential

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

ご加入後は、別途お届けする保険証券とともに保存していただき、末永くご活用ください。

なお、わかりにくい点がございましたら、担当のライフプランナーまたはもよりの支社へお気軽にお問合わせください。

金融商品取引法第2条第31項第4号に規定される 「特定投資家」となられるお客さまへ

ブルデンシャル生命保険株式会社

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第34条の2の規定により、金商法第34条の4の規定によって既に「特定投資家」とみなされたお客さまは、「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」としてご自身を取扱うよう、当社にお申出いただくことができます。

お手続きの方法や本制度に関する説明をご希望される場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡をお願いいたします。

なお、過去に上記のお手続きをされ、「一般投資家」としてお取扱いさせていただいているお客さまのうち、その後、「特定投資家」として取扱うよう区分変更のお手続きをご希望される場合は、当社カスタマーサービスセンターにお問合わせください。

■ご注意ください

- 法令等の規定により、上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分を現在設けておりますが、当社の生命保険契約に関しましては、「特定投資家」としてお取扱いさせていただく場合と「一般投資家」としてお取扱いさせていただく場合で、お手続き等に相違はございません（当社は、特定投資家の方に対しても、一般投資家の方と同様の商品説明等をいたします）
- 上記の区分変更のお手続きによって、お申込みいただく保険契約の成立が遅れることがございます。
- 「特定投資家」としてお取扱いさせていただく場合は、お客さまは金融商品販売法第3条第7項第1号の政令で定める者（特定顧客）に該当するため、同法に定める重要事項説明義務及び重要事項説明義務に違反した場合の損害賠償責任にかかる規定の適用が受けられないこととなります。

■ご参考

投資家区分について

特定投資家	
一般投資家に区分変更不可能	一般投資家に区分変更可能
・ 国 ・ 日本銀行 ・ 適格機関投資家	・ 地方公共団体 ・ 政府系金融機関 ・ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ・ 資本金5億円以上が見込まれる株式会社 ・ その他「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第23条に掲げる者

以上

ご契約のしおり・約款をお読みいただく前に

この冊子はずぎの順番で記載されています。

ご契約のしおり

この保険の約款のなかで特に保険契約者にとって大切なことから（重要事項、保障内容、諸手続き、税法上の扱いなど）を抜き出し、わかりやすくご説明しています。

普通保険約款（主契約）

生命保険会社と保険契約者との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの権利義務を規定しています。

特約条項（特約）

保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。

別表

普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。「別表 1」から順に記載しています。

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金等のお支払などに関するご相談、ご質問、苦情につきましては、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

【カスタマーサービスセンター
パートナーフォーユー
0120-810740】

営業時間 平日 8:00～21:00／土・日・祝日 9:00～17:00（元日除く）

目次

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	3
ご契約に際して	6
1 ご契約の申込書・告知書は保険契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください	6
2 保険証券と告知書（の写し）をお確かめください	6
3 生命保険募集人について	6
4 当社の組織形態（株式会社）について	7
5 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます（クーリング・オフ制度）.....	7
6 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との 保険契約等に関する情報の共同利用について	8
7 生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について	11
8 「生命保険契約者保護機構」について	12
9 新たな保険契約への乗換えについて	14
10 告知について	15
11 保障はつぎの時から開始されます（責任開始期）	18
主契約について（外貨建保険）	19
1 米国ドル建終身保険	19
2 外貨建保険に関するご注意	22
3 外貨での支払いまたは払戻しができない場合の取扱いについて	24
4 円換算払込特約、円換算支払特約および円換算貸付特約	25
円換算払込特約	26
円換算支払特約	27
円換算貸付特約	28
特約について	29
1 疾病障害による保険料払込免除特約	29
2 リビング・ニーズ特約	31
3 保険金等の支払方法の選択に関する特約	34
4 ナーシングケア特約（介護前払特約）.....	35
5 愛の割増年金特約（割増年金支払特約）.....	38
6 指定代理請求特約	40
ご契約後について	42
1 保険料のお払込みには、つぎのような方法〈経路〉があります	42
2 保険料のお払込みには、つぎのような方法〈回数〉があります	43
3 ご契約の効力が失われないよう保険料は遅くとも払込猶予期間中に払込んでください	44
4 保険料のお払込みが困難になったときでもご契約を有効に続ける方法があります	46
5 ご契約の効力がなくなった場合でもご契約を復活できます	48
6 途中でお金がご入用のときは、貸付の制度があります（契約者貸付）.....	49

7 解約と解約返戻金について	50
お支払いについて	52
1 保険金などの支払事由等が生じた場合	52
2 「保険金即日支払サービス」について	53
3 つぎの場合には保険金をお支払いできず、また保険料のお払込みを免除できません	54
その他	58
1 生命保険には、税法上固有の取扱いがあります	58
2 保険金受取人の変更	61
管轄裁判所について	62
成年後見制度について	62
保険会社からのお願い	63
相談窓口とその連絡先	64
手続きのための必要書類一覧	65

約款

米国ドル建終身保険普通保険約款	71
疾病障害による保険料払込免除特約条項	86
リビング・ニース特約条項	97
保険金等の支払方法の選択に関する特約条項	104
介護前払特約条項	112
割増年金支払特約条項	117
指定代理請求特約条項	124
特別条件付保険特約条項	129
特定障害不担保特約条項	137
円換算払込特約条項	139
円換算支払特約条項	142
円換算貸付特約条項	145
外国通貨建保険の特別取扱いに関する特約条項	146

別表

別表 1 対象となる高度障害状態	151
別表 2 対象となる不慮の事故	152

目次

別表 3	対象となる身体障害の状態	155
別表 4	請求書類	158
別表 5	手術給付倍率表	167
別表 6	特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病	167
別表 7	手術	168
別表 8	公的医療保険制度	168
別表 9	診療報酬点数表	168
別表 10	対象となる感染症	168
別表 11	対象となる異常分娩	169
別表 12	医科診療報酬点数表	169
別表 13	就労不能障害状態	170
別表 14	特定障害状態	178
別表 15	就労制限障害状態	179



ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

ご契約に関して普通保険約款および特約条項をご理解いただくために、主な保険用語についてご説明いたします。

あ

■延長定期保険への変更	保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、定期保険に変更する方法です。
-------------	---

か

■解 除	保険期間の途中で、生命保険会社の意思表示で保険契約を消滅させることをいいます。
■解 約	ご契約を終了させ、その効力を将来にわたって消滅させることをいいます。
■解約返戻金	ご契約を解約した場合などに、保険契約者に払戻されるお金のことをいいます。
■契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。特に月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ月・半年ごとの契約日に対応する日をさします。 (契約日に対応する日がない場合は、その月の末日とします。)
■契約者貸付	契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内で、貸付を受けることができます。
■契約年齢	契約日における被保険者の年齢をいい、満年齢で計算します。 (例) 24 歳 7 ヶ月の被保険者の契約年齢は、24 歳となります。
■契約日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、通常は責任開始日と同じ日となります。ただし、保険料の払込方法〈経路〉によっては、契約日と責任開始日が異なる場合があります。
■告知義務	保険契約者や被保険者は、ご契約のお申込みをするときなどに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がおたずねする重要なことについて、ありのまま正確にもれなく報告していただくことを要します。これを告知義務といいます。
■告知義務違反	告知の際に、事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反としてご契約を解除することができます。

さ

■失 効	ご契約の効力が失われることをいいます。
■主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といいます。
■診 査	診査医扱のご契約に申込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。また健康診断結果表・人間ドック結果表を使用する方法もあります。

さ

■責任開始期(日)	当社が、ご契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
■責任準備金	将来の保険金等のお支払いのために、当社が積立てておくべきお金のことをいいます。

た

■第1回保険料相当額	ご契約のお申込みの際にお申し込みいただくお金のこと、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
■T T S	Telegraphic Transfer Selling rate（対顧客電信売相場）の略で、銀行等が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）時に用いられる為替レートをいいます。
■T T M	Telegraphic Transfer Middle（対顧客電信仲値）の略で、銀行等で対顧客向け為替売買をする際の基準となるレートをいいます。この保険契約において、特約により日本円でのお払込み・お受取りをする場合には、円換算基準日のTTMを基準としたレートを使用します。
■T T B	Telegraphic Transfer Buying rate（対顧客電信買相場）の略で、銀行等が顧客向けに外貨を買取る（外貨を円に交換する）時に用いられる為替レートをいいます。
■特 約	さまざまな保障内容を充実させるためや、普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加する契約内容をいいます。

は

■払込期月	毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。月払は月単位、半年払は半年単位、年払は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。
■払済保険への変更	保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、保険期間をそのままにした保障額の少ない保険に変更する方法です。
■被保険者	保険金などの支払事由の対象となる人のことをいいます。
■復 活	契約が失効した場合、保険種類ごとの当社所定の期間内であることを条件に、もとに戻すことをいいます。
■保険金	被保険者が約款で定める支払事由に該当されたときにお支払いするお金のことをいいます。
■保険金受取人	保険契約者が指定した、保険金を受取る人のことをいいます。
■保険契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（たとえば、契約内容の変更などの請求権）と義務（たとえば、保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
■保険証券	ご契約の保険金額や保険期間などご契約の内容を具体的に記載したものです。

は

■保険年度	契約日から起算して満1か年を第1保険年度といいます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……となります。
■保険料	保険契約者にお支払いいただくお金をいいます。
■保険料期間	保険料払込期間中の契約応当日（月払・半年払の場合、月単位・半年単位ごとの契約応当日）からつぎの契約応当日の前日までの期間をいいます。

ま

■無効	保険契約申込時に錯誤があったためなど、契約要件を満たしておらず、有効契約として取扱うことが不能なことをいいます。
■免責事由	被保険者が支払事由に該当された場合でも、保険金・給付金などが支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

■約款	“ご契約からお支払いまたは満了までのとりきめ”を記載したものです。
■猶予期間	払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、お払込みを猶予する期間をいいます。

ご契約に際して

1

ご契約の申込書・告知書は保険契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください

- ご契約の申込書・告知書（告知欄）は、保険契約者および被保険者ご自身でご記入ください。また記入後は、内容を十分お確かめください。
- 告知の詳細については、〈告知について〉の項を参照してください。
- なお、ご契約の際にご印章をご使用の場合、そのご印章は、将来いろいろな手続きに必要となりますので、大切に保管してください。ご印章を紛失した場合は、諸手続きに際して、印鑑証明書と実印で手続きしていただくことになります。
- 当社所定の情報端末を利用して、申込手续や告知を行うこともできます。画面上に表示された内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で情報端末に直接入力・ご署名ください。

2

保険証券と告知書（の写し）をお確かめください

- ご契約に際して、当社は、保険証券を保険契約者に、告知書の写しまたは控えを被保険者にお届けします。
- お申込みの際の内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申込内容と保険証券が違っているとき、または告知していただいた内容に追加・変更があるときには、同封の「告知訂正用紙」にご記入いただき、本社あてにご郵送いただくか、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 保険証券は大切に保管してください。

3

生命保険募集人について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- 当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。
（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例）
・保険契約の復活 ・特約の中途付加 など

4

当社の組織形態（株式会社）について

●当社の組織形態

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「株式会社」です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

●保険契約者の権利および義務

保険契約者の権利は、契約内容の変更などの請求権など約款に定める保険契約に関する権利です。なお、保険契約者の義務としては、約款に基づく保険料の払込みなどがあります。

5

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除を することができます（クーリング・オフ制度）

生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討いただくようお願いします。

- お申込者または保険契約者（以下、「お申込者等」といいます。）は、つぎに掲げる日のうちいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

①注意喚起情報の説明の完了日（「お申し込みの際のご確認事項」に署名した日）

②「特別条件承諾書」に署名した日（特別条件が適用された場合のみ）

③第1回保険料充当金のお払込方法により定まるつぎのいずれかの日

- ・デビットカードまたはクレジットカードをご利用の場合、デビットカード口座引落確認書またはクレジットカード売上票もしくは利用票の交付日
- ・お振込みの場合、その着金日
- ・口座振替の場合、注意喚起情報の説明の完了日

- お申込みの撤回等の方法としては、書面を本社または支社に直接ご持参いただくか、もしくは郵便によりご送付ください（消印日が申出日です）。この場合、書面にはお申込者等の氏名および住所をご記入のうえ、お申込みの撤回等をする旨を明記してください。

- お申込みの撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお払込みいただいた金額をお返しいたします。

当社の指定した医師の診査を受けられた場合やご契約者が法人（個人事業主を含みます。）の場合、またはその他法令に定める場合にはこのお取扱いをいたしません。

ご注意

ご契約のお申込みを撤回することのできる期間およびご契約をその成立時にさかのぼって解除することのできる期間には、上記のとおり制限があります。

6

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

当社は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下、「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下、「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

ご契約内容が登録されることがあります

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、（一社）生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

（一社）生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、（一社）生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお問合わせください。

つぎの事項が登録されます

- ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市、区、郡までとします。）
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、
（一社）生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コブ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます。）の解除もしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求に際し、ご契約内容等を照会させていただくことがあります

保険金、年金、給付金または一時金（以下、「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらにかかる保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお問合わせください。

つぎの事項が相互照会されます

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市、区、郡までとします。）
 - ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
 - ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、
(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。



生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険契約が長期にわたる契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところにより、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めております。

ただし、万一、生命保険会社の財産状態の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

保険業法に基づく契約条件の変更手続（経営が困難となる蓋然性がある場合）

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保険契約者の異議申立手続を経て、保険金額等の削減その他のご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます。）が行われることがあります。

保険業法に基づく破綻処理（経営が困難となった場合）

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません。）が行われることがあります。

- ①主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
- ②主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社との合併が行われるとき
- ③主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

一般の倒産法制の利用（経営が困難となった場合）

会社更生法等の倒産法に基づく手続きが行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

生命保険契約者保護機構について

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込みを行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時にお約束した保険金額等が保証されるものではありません。

「生命保険契約者保護機構」につきましては、〈「生命保険契約者保護機構」について〉をご参照ください。

ご注意

生命保険会社の財産状態の変化により上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等のお受取人のお受取りになる金額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下まわる可能性があります。



「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※４））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※１ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※２ 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

（注１）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

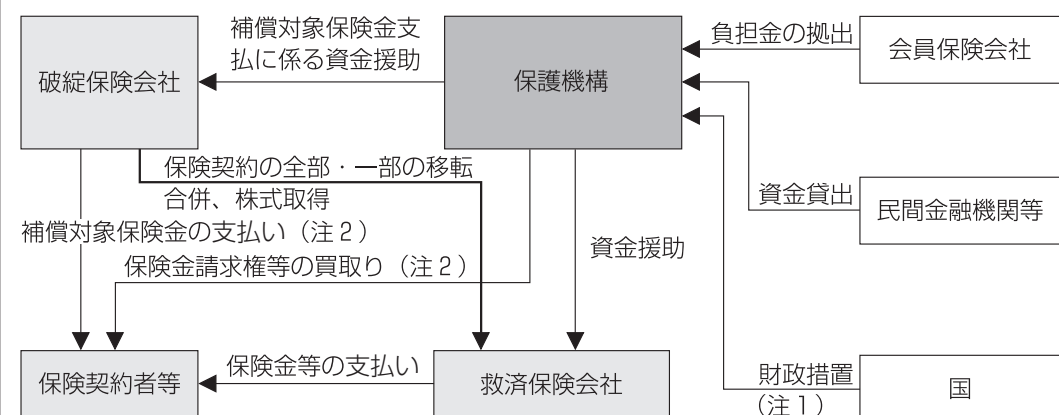
（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※３ 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

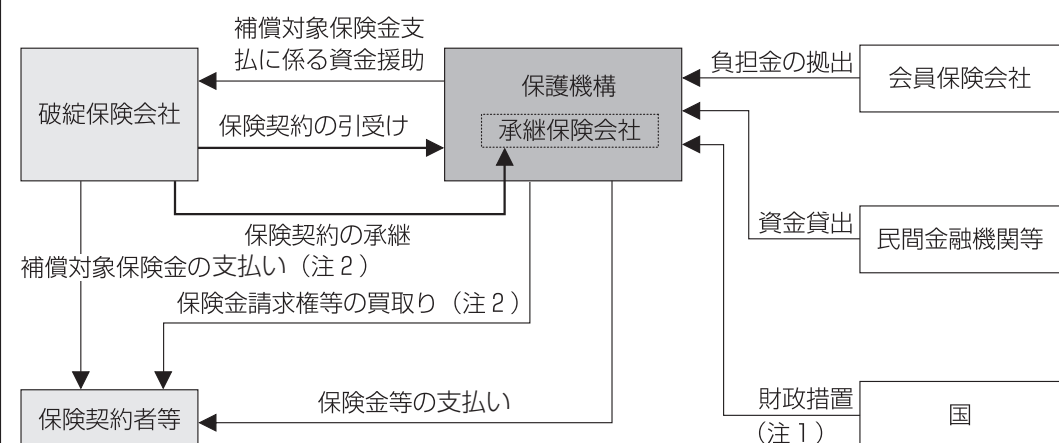
※４ 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



（注1）上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

●補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

9：00～12：00、13：00～17：00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9

新たな保険契約への乗換えについて

現在ご契約の保険契約を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 解約または減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料（減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料）の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約または減額したときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利などを失う場合があります。

新たな保険契約につきましては、つぎのお取扱いとなることがありますのでご注意ください。

- お申込みに際して、被保険者の健康状態などによっては特別条件を適用させていただく場合や、ご契約をお断りする場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金・給付金などをお支払いしません。
- 新たな保険契約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を原因とする場合には、高度障害保険金のお支払いまたは保険料の払込免除をできないことがあります。
- 新たな保険契約の告知をいただく際、事実を告知しなかったり事実と違うことを告知しますと、告知義務違反として新たなご契約が解除され、保険金・給付金などが支払われない場合があります。

10 告知について

保険契約者や被保険者には、健康状態やご職業など、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことからについて告知をしていただく義務があります。

1. 告知義務について

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう助けあいの制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業などの「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせください。

※ご契約時のほか、保険契約を復活する場合や特約を中途付加する場合などにも告知が必要です。

〈診査を行うご契約の場合（診査医扱）〉

当社指定の医師が、被保険者の過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）などについておたずねしますので、その医師に口頭によりありのままを告知してください。口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえご署名ください。

〈診査を行わないご契約の場合（告知書扱）〉

告知書に保険契約者や被保険者ご自身でありのままを記入し、ご署名ください。過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）など、告知書に記入いただく事項は、当社が保険契約をお引受けするかどうかをきめるための重要なことからですから、書面（当社所定の情報端末を利用した場合は、表示された告知画面）でおたずねすることにしております。

このお取扱いは、勤務先の健康診断の結果によって健康状態を確認する場合も同様です。

2. 告知受領権について

告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。当社のライフプランナーには告知受領権がなく、当社のライフプランナーに口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3. お申込内容等の確認をさせていただくことがあります

当社の確認担当社員または当社が委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、このために必要な限りにおいて、当社の委託を受けた者に、お申込内容等の情報を提供することがあります。

4. 傷病歴等がある方でもお引受可能な場合があります

当社ではご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご契約をお断りすることもございますが、「保険料の割増（特別保険料領収法）」、「保険金額・給付金額の削減（保険金・給付金削減支払法）」、「特定の障害についての保障範囲からの除外（特定障害不担保特約の付加）」などの特別な条件をつけてお引受けすることがあります。従いまして傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病によっては特別な条件をつけずにお引受けできる場合がありますので、ありのままの事実を告知してください。

〈傷病歴・通院事実等を告知した場合〉

- ・ 所定の診査や追加のくわしい告知などが必要となることがあります。
- ・ ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
 - ①無条件でご契約をお引受けさせていただく
 - ②特別な条件付（保険料の割増、保険金額・給付金額の削減、特定の障害についての保障範囲からの除外等）
のうえでご契約をお引受けさせていただく
 - ③今回のご契約はお断りさせていただく

上記②の場合、当社よりその条件をご提示いたしますので、「ご契約のしおり・約款」の「特別条件付保険特約条項」または「特定障害不担保特約条項」をご熟読のうえ、お示しした条件にご承諾いただければ、ご契約は成立します。

ご注意

特別条件付保険特約が付加された場合、つぎのお取扱いをすることができない場合があります。

- ①保険金・給付金削減支払法が適用された場合
 - ・ 払済保険への変更（保険金削減期間中）
 - ・ 延長定期保険への変更
 - ・ 原保険契約への復旧
- ②特別保険料領収法が適用された場合
 - ・ 延長定期保険への変更
 - ・ 原保険契約への復旧

5. 正しく告知しない場合のデメリットについて

告知いただくことからは、告知書に（質問事項として）記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- ・責任開始日（復活・復旧の場合は最後の復活日・復旧日）から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金などをお支払いする事由が発生していても、お支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などをお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）
- この場合には、解除の際にお支払いする解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

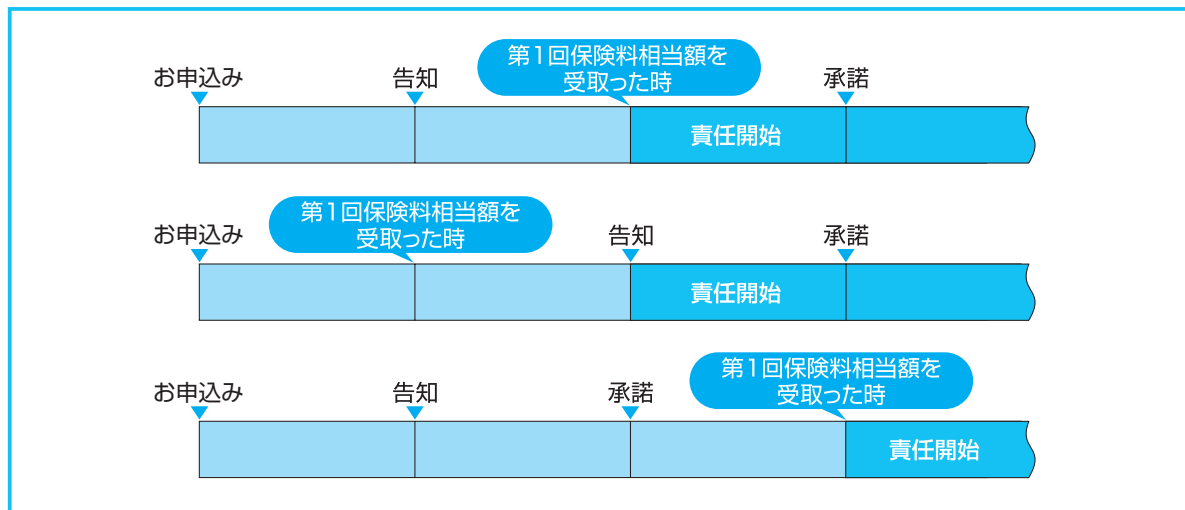
告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することができません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

- なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。
例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意にお知らせいただけなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。
この場合、
 - ・責任開始日または復活日からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。）
 - ・また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。
 - ・新たな保険契約の締結にあたっては、新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
 - ・詐欺による契約締結の取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
 - ・告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意ください。



保障はつぎの時から開始されます（責任開始期）

お申込みいただいた契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した時から保険契約上の責任を負います。



しおり

ご契約に際して

主契約について（外貨建保険）



米国ドル建終身保険

■特徴

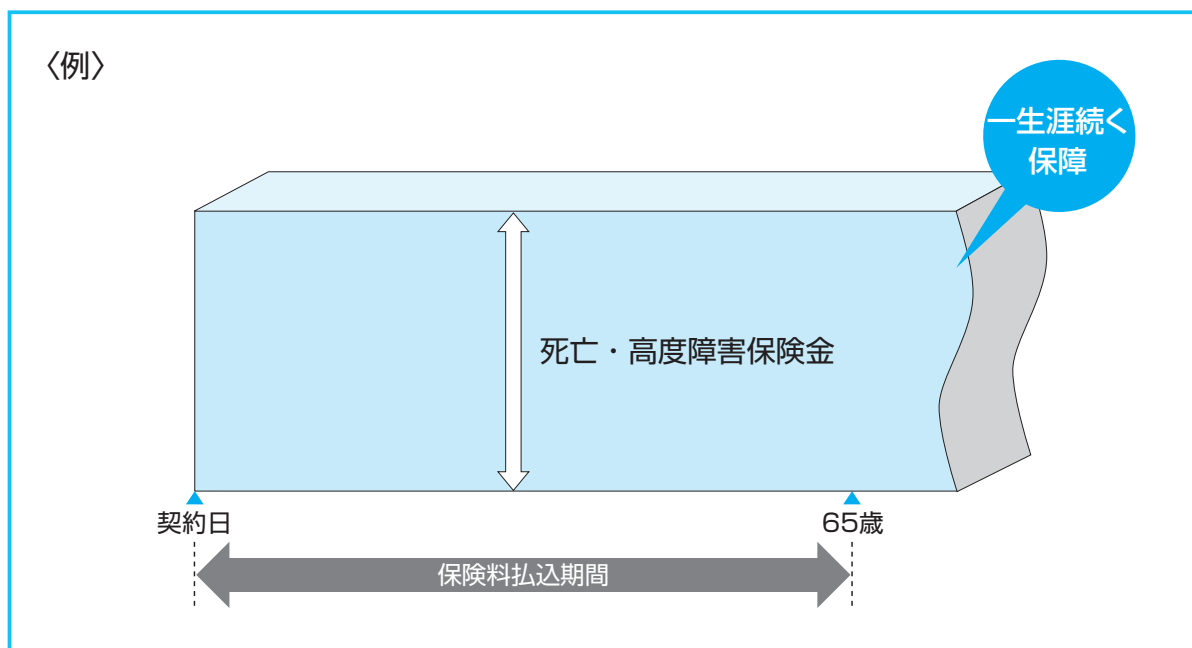
この保険は、保険料の払込みや保険金の支払いなど金銭の授受について米国ドルで行います。

- ①この保険は、一生を通じて保障があり、被保険者が何歳で死亡しても保険金は支払われますので、かけ捨てにはなりません。
- ②ご契約時に定められた米国ドル建の保険金額は変わりません。また、保険金額の通貨のリスク分散を図ることができます。
- ③ご契約の保険金額が一定金額以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。
- ④お客様のライフプランに合わせて、保険料払込期間を会社所定の範囲内でお選びいただけます。
- ⑤この保険に当社が準備している円換算払込特約、円換算支払特約および円換算貸付特約をつけると、会社所定の換算レートにより米国ドルを円に換算して、保険料の払込みや保険金の受取りなどができます。
- ⑥この保険は配当金がありません。

※〈外貨建保険に関するご注意〉を必ずご覧ください。

■しくみ

（65 歳払込の場合）



1. 保険金のお支払い

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当したとき	死亡保険金額と同額	被保険者

■所定の高度障害状態とは……

両眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表1をご覧ください。

■保険金の支払事由が発生した場合は……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。（請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。）

●死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●保険金のお支払いについては、一時支払のほか、分割支払および据置支払もお取り扱いいたしております。

●被保険者が15歳未満の場合、お引受けできる保険金額に一定の制限があります。

2. 保険料の払込免除

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態になったときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表2をご覧ください。

■所定の身体障害の状態とは……

1眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表3をご覧ください。

■保険料の払込免除事由が発生した場合は……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。（請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。）

3. 解約する場合のご注意

- 外貨建の保険契約を解約する場合の解約返戻金は、外国通貨でお支払いしますので、円に換算する際に為替の変動による影響を受けます。場合によっては、円に換算した後の金額が、お払込みいただいた保険料の総額を大きく下まわり、損失を生じるおそれがあります。
- 解約返戻金をお支払いする際に、お支払いにかかる諸手数料をお支払額より差引かせていただく場合があります。

- ① 保険契約者は、保険料等を当社に米国ドルでお払込みいただきます。
- ② 当社は、お支払する保険金、解約返戻金等がある場合は、それらを米国ドルでお支払いします。
- ③ 保険契約者が保険料等の払込みのために円を米国ドルに換算するとき、保険契約者が当社から支払われた解約返戻金等を円に換算するとき、および、保険金の受取人が当社から支払われた保険金を円に換算するとき、為替変動による影響を受けます。
- ④ この保険契約の金銭の授受において、円に換算するとき為替変動の影響で損益が発生いたします。
- ⑤ ご契約の際には、前記の①から④および〈外貨建保険に関するご注意〉をご確認ください。
- ⑥ 保険料や保険金などが外貨建となっているため、払込む保険料や受取る保険金などの円換算額は為替相場の影響を受ける商品です。為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下まわることや、お受取りになる円換算後の保険金額が、既払込保険料を下まわり、損失が生じるおそれがあります。

2

外貨建保険に関するご注意

外貨建の保険について、特にご注意いただきたい事項がありますので、必ずご一読ください。

■ご契約に係る費用

- 外貨建の保険では、ご契約者からの保険料などのお払込みや、当社からの年金・保険金・解約返戻金等のお支払いなど、お客さまと当社との金銭の授受をすべて外貨で行います。これら金銭の授受の際には、ご利用される金融機関により送金手数料や諸手数料^{※1}が必要な場合があります。これらの手数料はご契約者または受取人のご負担となります。
- 円換算に関する特約を付加された場合、保険料の日本円でのお払込みや、年金・保険金・解約返戻金等の日本円でのお受取りができます。日本円への換算は、当社適用レート^{※2}（TTSを上限、TTBを下限とします）により計算されます。

※1 外貨取扱手数料等、金融機関により手数料種類は異なります。

※2 当社が主として取引する三菱東京UFJ銀行の為替レートにより決定します（登録日時点）。

■為替リスク

為替相場の変動による価格変動リスクを、為替リスク^{※3}といいます。外貨建の保険は金銭の授受を外貨で行いますので、円でお取扱いする場合には、為替リスクがあります。為替相場の変動によりお受取りになる年金・保険金等の円換算額が、ご契約時における年金・保険金等の円換算額を下まわる場合や、日本円でお受取りいただく年金・保険金・解約返戻金等の額が、日本円でお払込みいただいた保険料の合計額を下まわる場合があるため、損失が生じるおそれがあります。この保険に関する為替リスクは、ご契約者または受取人に帰属します。

※3 為替リスクの詳細については、「為替リスクに関するご案内」をご覧ください。

為替変動について

日本円と米国ドルとの外国為替交換レートは毎日変動しています。米国ドル建の保険は保険料、保険金額および解約返戻金等を米国ドルでお取扱いをしているため、米国ドルを円に交換する際に、下記のように為替変動の影響を受けます。

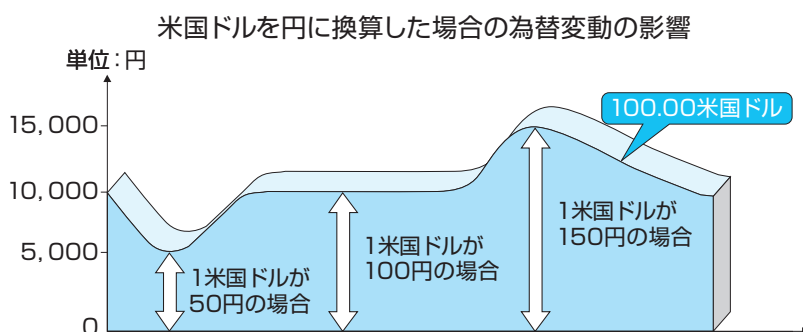
①保険料のお払込みについて

〈例〉

月払保険料：100.00米国ドルの場合

	ご契約時	翌 月	翌々月
円換算レート(1米国ドルあたり)	50円	100円	150円
円 換 算 の 保 険 料	5,000円	10,000円	15,000円

〈図〉



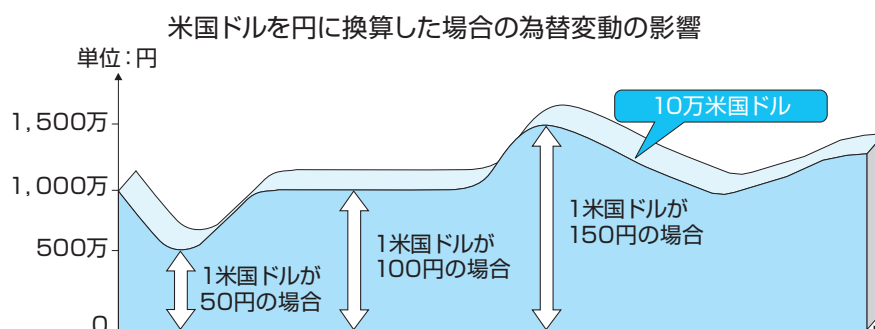
②死亡（高度障害）保険金の受取りについて

〈例〉

死亡（高度障害）保険金額：10万米国ドルの場合

円換算レート(1米国ドルあたり)	50円	100円	150円
円 換 算 の 保 険 金 額	500万円	1,000万円	1,500万円

〈図〉



※上記の円換算レートは、上限または下限を示すものではありません。したがって、円換算レートが50円を下まわることも、150円を上まわることもあります。

3

外貨での支払いまたは払戻しができない場合の 取扱いについて

保険契約成立後に、以下の事由に該当した場合、当社は、外国通貨建保険の特別取扱いに関する特約（※）に基づき、解約返戻金および責任準備金等のお支払いまたは保険料差額の払戻しをすることがあります。

解約返戻金および責任準備金等のお支払いをする場合、当社は原則米国ドルにてお支払いしますが、保険契約者が米国ドルで受領できる口座をお持ちでないときは、以下の換算基準日における会社所定の換算レートにより円に換算してお支払いします。

また、保険契約成立後に保険料差額の払戻しをする場合にも、米国ドルによる払戻しができないときは、同様に円に換算して払戻します。

この場合、為替差損が生じる可能性があります。

※外国通貨建保険の特別取扱いに関する特約は、外貨建の保険にご加入いただく際に主契約に付加されます。

内容		換算基準日	換算レート
会社が保険契約者に支払う金額	・ 保険契約が解除された場合	解約返戻金を支払う日の前日	会社所定の換算レート（ただし、対顧客電信買相場を下まわることはありません。）
	・ 免責事由に該当し、責任準備金相当額が支払われる場合	責任準備金相当額を支払う日の前日	
	・ 契約年齢および性別の誤りの処理により会社が保険料を払戻す場合	必要な書類が会社に着した日の前日	
	・ 払済保険への変更で会社が保険契約者に解約返戻金の残額を支払う場合	必要な書類が会社に着した日の前日	
	・ 保険契約が失効してから3年を経過する日の翌日以後に、保険契約が解約されたものとみなす場合	保険契約が失効した日から3年を経過する日	

会社所定の換算レートは、米国ドルで定められた金額を円に換算する際に利用するレートで、換算基準日における会社が主として取引する銀行の対顧客電信売買相場の範囲内とします。

4

円換算払込特約、円換算支払特約および円換算貸付特約

■特徴

主契約および特約における金銭の授受（保険料のお払込み、保険金・年金のお支払い等）に関して、会社所定の円換算レートにより米国ドルを円に換算して取扱うことができます。

■内容

円換算払込特約、円換算支払特約および円換算貸付特約を付加した場合、それぞれの金銭の授受に際して、つぎの換算基準日ならびに円換算レートにより米国ドルを円に換算いたします。

換算基準日…………… 各特約条項に定める円の換算の基準となる日（換算基準日が東京外国為替市場の休業日にあたるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日とします。）

円換算レート…………… 米国ドルで定められた金額を円に換算する際に利用するレート（ただし、会社が主として取引する銀行の対顧客電信売買相場の換算レートの範囲内とします。）

- 円の換算の基準となる日については、次頁の表をご覧ください。
- なお、円換算レートについては、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお問合わせください。

■注意事項

これらの特約を付加した場合、保険料の払込み、保険金の支払いおよびその他取扱いに関して、円に換算するとき「円換算基準日」および「円換算レート」により為替変動の影響を受けます。

「円換算基準日」および「円換算レート」によっては、ご契約者または保険金等の受取人が円換算貸付特約または円換算支払特約を付加してお受取りになる金額が、円換算払込特約を付加してお払込みいただいた保険料の合計額を下まわる場合があります。

円換算払込特約

保険契約者は、この特約を付加することにより、保険料等のお払込みの際、米国ドルを円に換算して、円でお払込みいただけます。ご契約時より付加することができます。なお、この特約を解約した場合には、6ヶ月間この特約を付加することはできません。

内容		換算基準日	換算レート
保険契約者が会社 に払込む 金額	・ 第1回保険料の払込み ・ 第1回保険料相当額の払込み	払込む日の前日	会社所定の換算レート（ただし、対顧客電信売相場を上まわることはありません。）
	・ 保険契約を復活する場合の延滞保険料および責任準備金の差額の払込み ・ 原保険契約へ復旧する場合の会社所定の金額の払込み		
	・ 契約年齢および性別の誤りの処理により保険契約者が保険料等を払込む場合		
	・ 第2回目以降の保険料（次回以降の保険料）の払込み	払込む日の属する月の前月末日	

なお、保険料には特約保険料および特別保険料も含まれます。

円換算支払特約

保険契約者等は、この特約を主契約または保険金等の支払方法の選択に関する特約（以下、「支払方法選択特約」といいます。）に付加することにより、主契約における保険金等および支払方法選択特約における年金等のお受取りの際、米国ドルを円に換算して、円でお受取りいただけます。なお、主契約における保険金等および支払方法選択特約における年金等のお受取りの際に付加することができます。

内容		換算基準日	換算レート
会社が保険契約者等に支払う金額	・主契約における死亡保険金・高度障害保険金の支払い ・主契約における解約および減額による解約返戻金の支払い ・支払方法選択特約における年金支払の死亡一時金または未払金の現価の支払い ・支払方法選択特約における据置支払の支払金額の支払い（据置期間満了前） ・割増年金支払特約における年金支払の死亡一時金または未払金の現価の支払い ・リビング・ニーズ特約の保険金の支払い ・介護前払特約の介護年金の支払い	請求に必要な書類が会社に到着した日の前日	会社所定の換算レート（ただし、対顧客電信買相場を下まわることはありません。）
	・支払方法選択特約における据置支払の支払金額の支払い（据置期間満了後）	据置期間満了の日の前日	
	・延長定期保険に変更した際の生存給付金の支払い	延長期間満了の日の前日	
	・支払方法選択特約における年金支払の年金の支払い ・割増年金支払特約における年金支払の年金の支払い	会社が年金を支払う日の前日	
	・特別条件付保険特約が消滅する場合の解約返戻金の差額の支払い	特別条件付保険特約が消滅する日の前日	

円換算貸付特約

保険契約者は、この特約を付加することにより、契約者貸付等のご利用の際、米国ドルを円に換算して、円でお受取りまたは円でご返済いただけます。なお、契約者貸付金のお受取りの際または契約者貸付等のご返済の際に付加することができます。

内容		換算基準日	換算レート
会社が保険契約者に支払う金額	・ 契約者貸付を受ける場合の貸付金の支払い	請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の前日	会社所定の換算レート（ただし、対顧客電信買相場を下まわることはありません。）
保険契約者が会社に返済する金額	・ 保険料の自動振替貸付の元金を返済する場合 ・ 契約者貸付の元金を返済する場合	返済する日の前日	会社所定の換算レート（ただし、対顧客電信売相場を上まわることはありません。）

しおり

主契約について（外貨建保険）

特約について



疾病障害による保険料払込免除特約

この特約を付加した場合には、主契約の約款で定められた保険料払込免除事由に該当したときのほか、つぎのいずれかの状態に該当したときにも、以後の保険料のお払込みを免除します。

保険料のお払込が免除となる事由
被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、主契約の保険料払込期間中につぎの身体障害の状態になったとき ① 1 眼の視力を全く永久に失ったもの ② 両耳の聴力を全く永久に失ったもの ③ 1 上肢を手関節以上で失ったか、または 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの ④ 1 下肢を足関節以上で失ったか、または 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの ⑤ 10 手指の用を全く永久に失ったもの ⑥ 1 手の 5 手指を失ったか、または第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの ⑦ 10 足指を失ったもの ⑧ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの ⑨ 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの ⑩ 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの ⑪ 心臓に人工弁を置換したもの ⑫ 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの ⑬ ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの ⑭ 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

1. 保険料の計算について

- この特約の保険料は、主契約の保険料に基づいて計算します。
- 主契約を減額する場合には、この特約の保険料も更改します。

2. 保険期間および保険料払込期間について

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約を付加している主契約の保険料払込期間がすべて満了する時までとなります。

3. 保険料の払込免除事由が発生した場合

- 直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

この特約には、解約返戻金はありません。

保険料のお払込みを免除できない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって所定の身体障害の状態になったとき
- ②被保険者の薬物依存によって所定の身体障害の状態になったとき

2

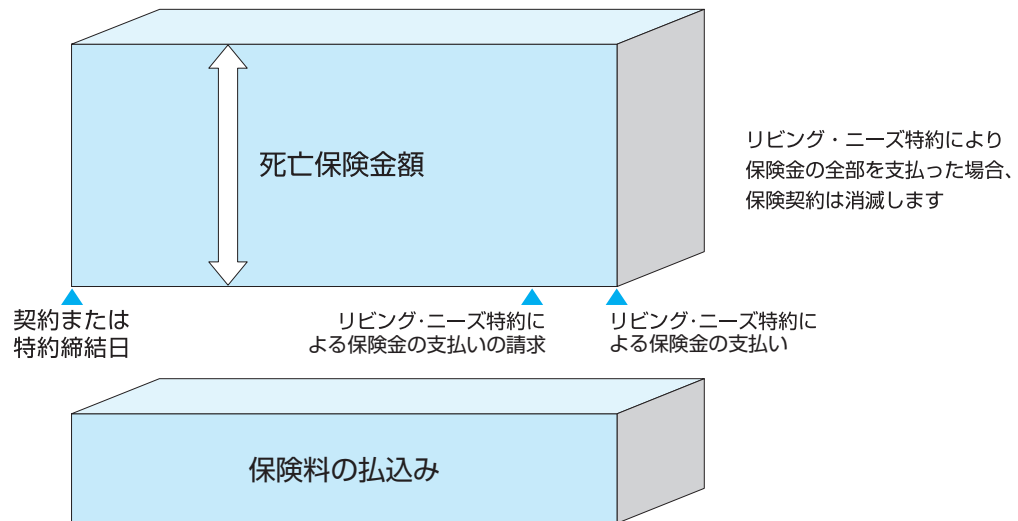
リビング・ニーズ特約

■特徴

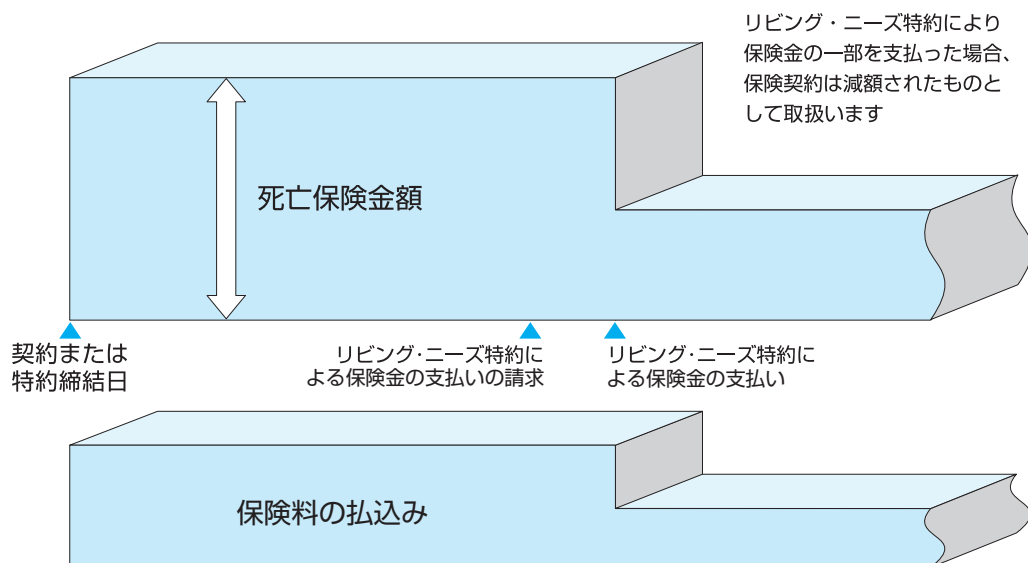
- ①被保険者の余命が6ヶ月以内と判断される場合、会社の定める取扱範囲内で、死亡保険金の一部または全部を被保険者にお支払いします。
- ②特約保険料の払込みは必要ありません。

■しくみ図

死亡保険金の全部を支払う場合



死亡保険金の一部を支払う場合



この特約による保険金のお支払いについて

リビング・ニーズ特約による保険金の支払いの対象となる金額は、つぎのとおりです。

リビング・ニーズ特約の支払対象となる金額	死亡保険金額
----------------------	--------

- この特約による保険金支払の際には、支払保険金額から6ヶ月相当分の保険料および利息を控除します。このとき、貸付金がある場合にはその元利金を合わせて控除します。
- 死亡保険金の一部を支払った場合には、以後の保険契約は減額されたものとして取扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。
- リビング・ニーズ特約により主契約の死亡保険金の全部を支払った場合には、付加されている特約も全て消滅するものとします。
- リビング・ニーズ特約により主契約の死亡保険金の一部を支払った場合には、付加されている特約はナースিংケア特約を除き消滅されることなく継続します。
- リビング・ニーズ特約による保険金の請求時に、主契約または付加された特約が保険金削減期間中である場合には、この特約により支払われる保険金額についても、保険金削減支払法を適用します。
- この特約の請求書類においては、被保険者の余命が6ヶ月以内であることに対する医師の意見を記していただく欄がございますので、請求時には必ずこの欄に医師の意見を記入いただいでください。なお、この場合の「余命6ヶ月以内」とは、日本国内において一般的に認められた医療による治療を行ったとしても余命6ヶ月以内と判断されることを意味します。「余命6ヶ月以内」の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容に基づいて、当社が行います。
- リビング・ニーズ特約による保険金の支払いは、一保険契約につき一回を限度とします。
- リビング・ニーズ特約による保険金を支払った場合、この特約は消滅します。
- リビング・ニーズ特約による保険金の請求は、他の契約と通算して、一被保険者につき3,000万円*を限度とします。

*米国ドル建の保険の場合は、30万米国ドルとなります。また、会社所定のレートにより円に換算して他契約と通算して3,000万円以内であることが必要です。

リビング・ニーズ特約の保険金請求の手続き

- ①リビング・ニーズ特約の保険金の請求を希望される場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知ください。
- ②「リビング・ニーズ特約による保険金ご請求のご案内」と必要書類をお届けします。「リビング・ニーズ特約による保険金ご請求のご案内」はこの特約による保険金支払を行った後の保険契約について等、重要な事柄が記載されておりますので、ご請求の前に必ずご一読いただき、内容をご理解いただいたうえでお手続きをお願いいたします。
- ③請求書類をご提出ください。

「指定代理請求特約」を付加されている場合、リビング・ニーズ特約の保険金は、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに被保険者に代って指定代理請求人から請求いただくことができます。くわしくは〈指定代理請求特約〉をご覧ください。

リビング・ニーズ特約の消滅について

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ①主契約が消滅したとき
- ②リビング・ニーズ特約により保険金が支払われたとき
- ③主契約が延長定期保険に変更されたとき
- ④主契約に質権が設定されたとき

リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について

- 保険契約者または被保険者の故意により、被保険者の余命が6ヶ月以内と判断される状態に該当したときは、この特約による保険金の支払いはできません。

3

保険金等の支払方法の選択に関する特約

この特約を付加することにより、保険金等を一時金以外の方法で受取ることが可能となります。

- 保険金等の支払方法の選択に関する特約はつぎのとおり付加することができます。（会社所定の条件があります。）

①保険金などを年金支払または据置支払により受取る場合、保険契約者または保険金等の受取人からの申出により付加することができます。

②解約返戻金を年金支払または据置支払により受取る場合、保険契約者からの申出により付加することができます。

※会社所定の範囲内であれば一時金を払込むこともできます。

- 年金支払における年金の種類はつぎのとおりです。

①保証期間付終身年金

②確定年金（年金支払期間指定型）

③確定年金（年金額指定型）

④保証期間付夫婦連生終身年金

年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置が開始された時における、会社所定の基礎率（予定利率、予定死亡率等）および計算方法により計算されます。年金額および据置利息は、ご契約時点で定まるものではありません。

ご注意

- この特約の年金開始日以後は、保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することはできません。
- 据置保険金等の受取人は、保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することはできません。据置支払開始以後に据置支払をおやめになるときは、その時の据置保険金等の一時支払をご請求ください。
- 保証期間付（夫婦連生）終身年金は、この特約の年金受取人（保証期間付夫婦連生終身年金の場合は配偶者を含みます。）が年金開始日以後一定期間内に死亡した場合、お支払いする年金等の総額が払込保険料額を下まわることがあります。

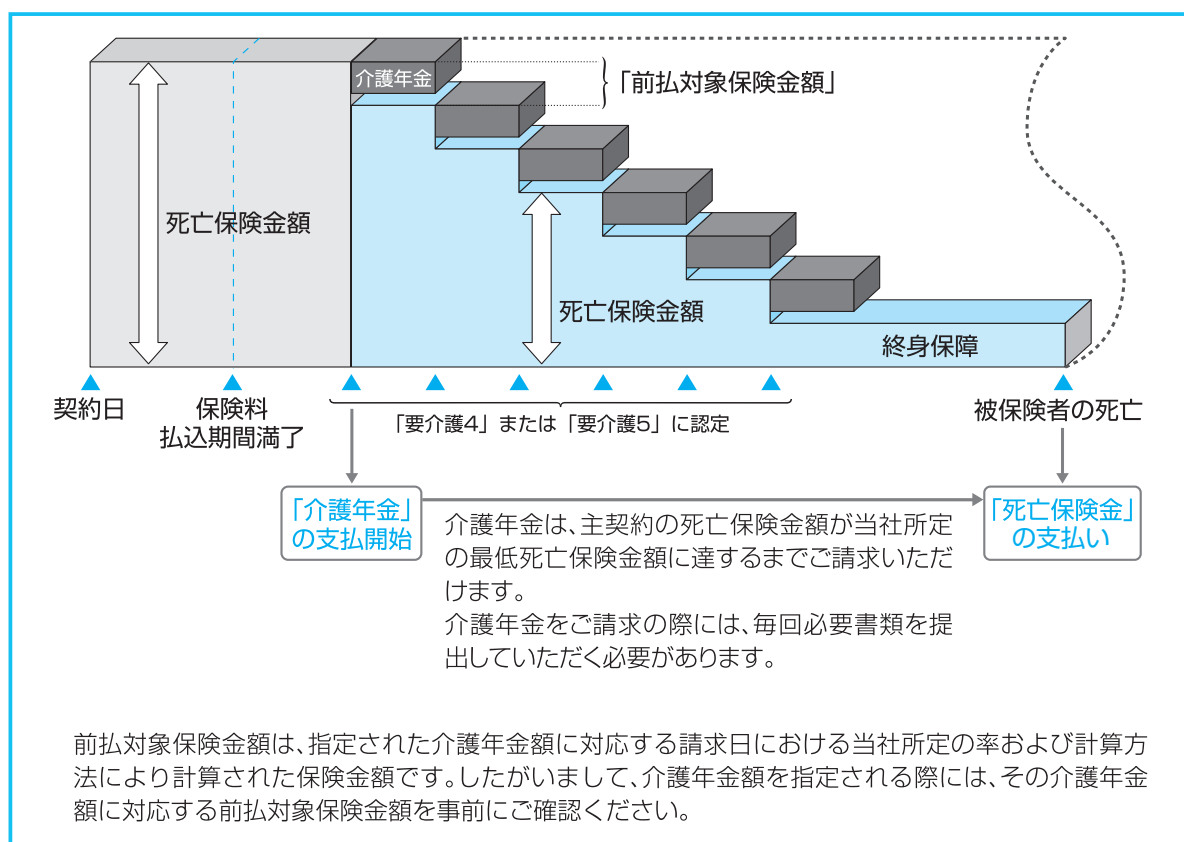
4

ナーシングケア特約（介護前払特約）

■特徴

- ①被保険者が所定の要介護状態になった場合に、会社の定める取扱範囲内で、主契約の死亡保険金の一部について、介護年金として前払いするための特約です。
- ②特約保険料の払込みは必要ありません。

■しくみ図



特約の付加について

ご契約の締結時のほか、ご契約の途中で付加することもできます。また、会社の定めるところにより、公的介護保険制度における要介護4または要介護5に該当した後でも付加することができます。

要介護状態について

「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護4

要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

要介護5

要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

この特約による介護年金のお支払いについて

つぎの条件を満たす場合に、この特約による介護年金を請求できます。

- ①主契約の保険料払込期間が満了していること
- ②被保険者年齢が満65歳以上であること
- ③被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、「要介護4または要介護5」に認定されていること

- 介護年金の受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人となります。
- 介護前払特約による介護年金の支払限度は、他の保険契約と通算して、前払対象保険金額が一被保険者につき3,000万円*となる介護年金額までとします。
*米国ドル建の保険の場合には、30万米国ドルとなります。また、会社所定のレートにより円に換算して他契約と通算して3,000万円以内であることが必要です。
前払対象保険金額の合計が3,000万円に達した場合には、以後この特約による介護年金の請求はできません。
- 主契約の残余保険金額が1,000米国ドルとなる介護年金額までとします。
- 介護年金額は1,000米国ドルから指定することができます。
- 介護年金は、月・3ヶ月・半年に分割してお支払いすることもできます。この場合、1回のお支払金額が500米国ドル以上であることが必要です。
- 介護前払特約による介護年金の支払いは、一保険契約につき年一回を限度とします。
- 介護年金が支払われた場合、請求された介護年金額を基準として請求日における会社所定の率および計算方法により計算された保険金額（前払対象保険金額）が、主契約の死亡保険金額から減額されたものとして取扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。
- 契約者貸付、自動振替貸付が適用されている場合、その元利金を介護年金額から控除してお支払いします。
- 介護年金を支払った場合、付加されている特約は減額または消滅することなく、そのまま継続します。

ナーシングケア特約の介護年金の請求手続

- ①介護前払特約による介護年金の請求を希望する場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知ください。
- ②所定の請求書類をご提出ください。
- ③介護前払特約において、被保険者の要介護状態の認定は1年ごとに行う必要があります。2年目以降も要介護状態が継続している場合には、第1回介護年金請求時と同じ請求書類を提出してください。

ナーシングケア特約の消滅について

つぎのいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。

- ①主契約が消滅したとき
- ②主契約が延長定期保険に変更されたとき
- ③リビング・ニーズ特約による保険金が支払われたとき
- ④この特約の前払対象保険金額の合計額が会社所定の金額を超えるとき
- ⑤主契約に質権が設定されたとき

ナーシングケア特約による介護年金をお支払いできない場合について

つぎのいずれかにより被保険者が公的介護保険制度に定める要介護4または要介護5に該当した場合には、介護年金をお支払いできません。

- ①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の薬物依存

「指定代理請求特約」を付加されている場合、ナーシングケア特約の介護年金は、被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるときに被保険者に代って指定代理請求人から請求いただくことができます。くわしくは〈指定代理請求特約〉をご覧ください。

ご注意

- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更する場合があります。
- 要介護状態が2年目以降も継続することを考え、将来にわたり毎年適切な介護年金額が請求できるように介護年金額を設定してください。
- ご請求の介護年金額が、前払対象保険金額と同額の主契約の保険金額を減額した場合における解約返戻金額を下まわる場合があります。介護年金を請求する際には、事前に担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談のうえ、ご利用の判断をしてください。

5

愛の割増年金特約（割増年金支払特約）

この特約は、会社所定の障がい等に該当される保険金等の受取人に、保険金等に代えて、通常より割増された年金*をお支払いし、保険金等の受取人の将来の生活安定をはかるものです。

※「保険金等の支払方法の選択に関する特約」において同一年金種類・保証期間でお支払いする年金と比較した場合。ただし、年金基金設定時の年金受取人の年齢が一定年齢以上の場合、「割増年金支払特約」による年金額と、「保険金等の支払方法の選択に関する特約」による年金額は同一となる場合があります。

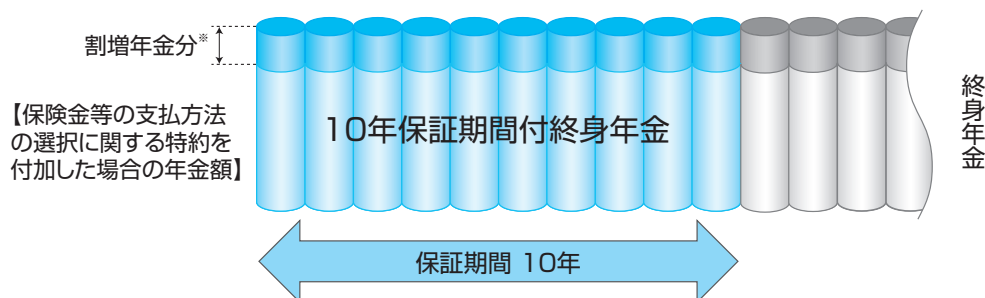
しおり

特約について

【しくみ】

保険金等を年金で受取ることができます

年金受取人：長男（主契約の保険金等の受取人）
※長男は会社所定の障がい者に該当。
年金基金設定時の長男の年齢：16歳



※割増年金分は性別・年齢等により一定ではありません。また、年齢により割増年金分が無い場合もあります。

- この特約を付加する際には、保険金等の受取人に関する身体障害者手帳、療育手帳等、精神障害者保健福祉手帳、公的年金制度の障害年金の年金証書のいずれかのコピー、その他会社が必要と認めた書類等が必要となります。
- この特約は、つぎのいずれにも該当する場合に付加することができます。

- ①保険金等の受取人が所定の障がい者であること
- ②保険金等の受取人が、保険契約者による申出の場合には申出時において、保険金等の受取人による申出の場合には保険金等の支払事由発生時において、つぎのいずれかに該当すること
 - ア. 主契約の被保険者
 - イ. 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - ウ. 主契約の被保険者の直系血族
 - エ. 主契約の被保険者の3親等内の親族

- この特約は、つぎのように付加することができます。
 - ①保険金等の支払事由発生前：保険契約者の申出により付加することができます。
 - ②保険金等の支払事由発生後：保険金等の受取人の申出により付加することができます。
- この特約の年金種類は、保証期間付終身年金とします。
- この特約の年金受取人は、保険金等の受取人とします。

年金額は、年金基金設定時における会社所定の基礎率（予定利率、予定死亡率等）および計算方法により計算されます。ただし、年金基金設定時における年金基金の額を基準として、この特約の締結時における会社所定の基礎率および計算方法により計算された年金額を下まわることはありません。

ご注意

- 年金開始日以後は、割増年金支払特約を解約することはできません。
- この特約は、つぎの場合消滅します。
 - ①主契約が保険金等の支払事由以外の事由によって消滅した場合
 - ②死亡一時金が支払われた場合
 - ③年金基金設定日前に保険金等の受取人が所定の障がい者でなくなった場合
 - ④年金基金設定日前に保険金等の受取人が死亡した場合
 - ⑤保険金等の支払事由発生前に保険金等の受取人が変更された場合
- この特約の年金受取人が年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が保険金等の総額を下まわることがあります。

6

指定代理請求特約

ご契約者が主契約の被保険者の同意を得て、「指定代理請求特約」を付加し、指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる制度です。

保険金等とは、保険金、給付金、年金、保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。

1. 指定代理請求人について

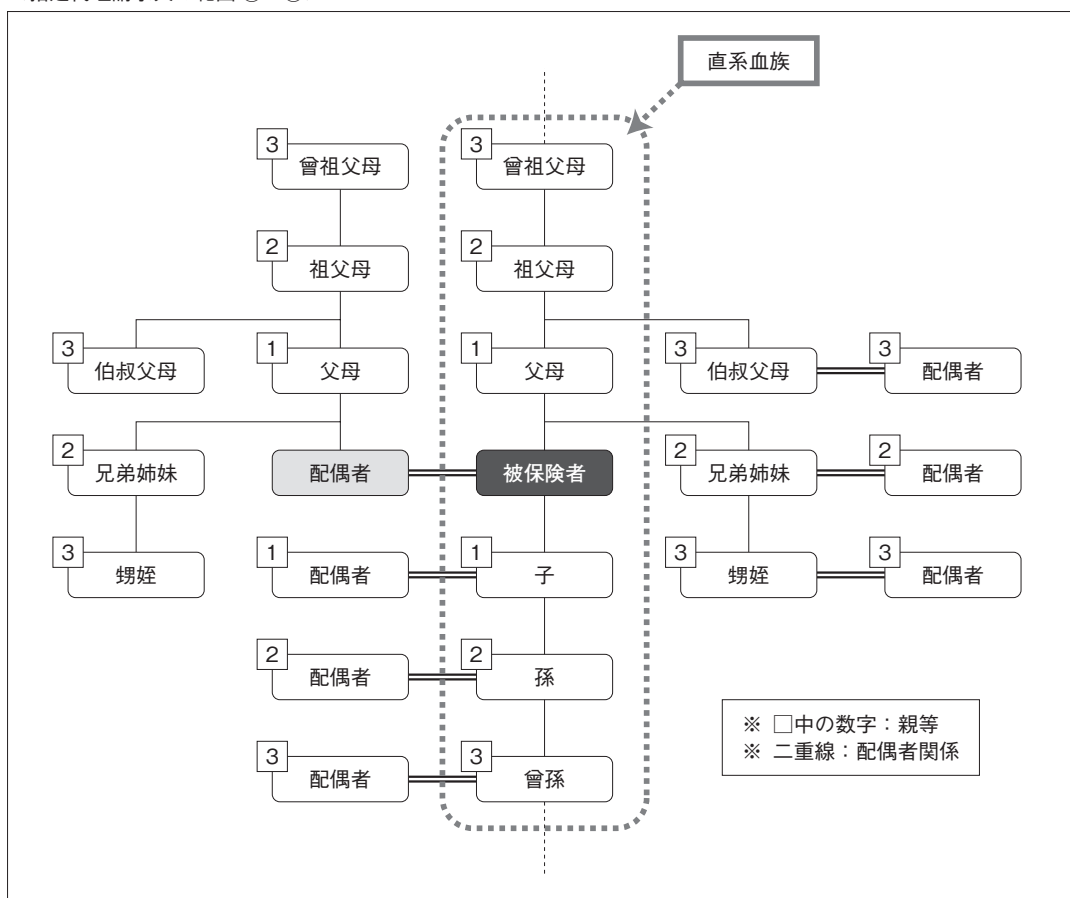
指定代理請求人は1契約につき1名とし、つぎの①～⑤の範囲内から指定していただきます。

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の直系血族
- ③主契約の被保険者の3親等内の親族
- ④主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等（名称の如何を問わず、主契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
- ⑤上記のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

※ご契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記①～⑤の範囲内で指定代理請求人を変更指定し、または指定を撤回することができます。

※所定の範囲内であることを確認させていただくための所定の書類の提出が必要になります。

<指定代理請求人の範囲 ①～③>



※上記以外にも、「④主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等の受取人」および「⑤主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者」を指定代理請求人とすることが可能です。

2. 代理請求が可能なケースについて

(1) 指定代理請求人による代理請求

つぎの〈保険金等の受取人が保険金等を請求できない場合〉の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を行うことができます。

保険金等の受取人が保険金等を請求できない場合

- ①保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
- ②会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③その他、①または②に準じる状態である場合

(2) 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

(1)の〈保険金等の受取人が保険金等を請求できない場合〉の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者）が、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- ①指定代理請求人が保険金等の請求時において、すでに死亡している場合
- ②指定代理請求人が保険金等の請求時において、1の①～⑤の対象外である場合
- ③指定代理請求人が指定されていない場合

3. 代理請求できる保険金等について

この特約の対象となる保険金等はつぎの範囲内となります。

- ①主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- ②主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

<「保険金等の支払方法の選択に関する特約」「割増年金支払特約」の年金について>

保険金等の支払方法の選択に関する特約または割増年金支払特約により支払われる年金についても、指定代理請求人による代理請求を行うことができます。

この場合には、その年金ごとに指定代理請求特約を付加していただきます。また、上記記載の「主契約の被保険者」を「年金受取人」に読替えてお取扱いいたします。

ご注意

- この特約のみの解約は取扱いません。
- 保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は、ご契約者）が法人である保険金等については、この特約による代理請求はできません。
- 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない所定の状態に該当させた者は、指定代理請求人として指定されていなかったものとし、代理請求を行うことができません。

万が一のときに確実にご請求いただくために、指定代理請求人を新たに指定されるときや指定代理請求人を変更指定されるときには、指定代理請求人となられた方へ、事前にご契約内容および指定代理請求特約についてお伝えください。

ご契約後について



保険料のお払込みには、つぎのような方法〈経路〉があります

お払込みにはつぎのような方法〈経路〉があります。

口座振替…………… 当社が提携している金融機関等の、保険契約者が定めた預金口座から自動的に保険料が当社に振込まれます。この方法は、継続して保険料を払込まれる場合に、大変便利な方法です（くわしくは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにおたずねください）。

口座振替でお払込みになる場合について

●保険料の振替日

……口座からの振替日は、毎月 26 日または 27 日です（保険契約者が定めた預金口座によって異なります）。ただし、この日が当該金融機関等の休業日の場合は、翌営業日となります。

●口座振替ができなかった場合の取扱い

……預金残高不足等の理由で口座振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、月払のご契約は 2 ヶ月分を、半年払・年払のご契約は同一金額を再度振替させていただきます。

保険料のお払込方法〈経路〉の変更について

お払込方法〈経路〉の変更を希望される場合や、転居等をする場合には、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお申出ください。お払込方法〈経路〉の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法〈経路〉に変更させていただきます。この場合、新たなお払込方法〈経路〉に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、支社または本社にお払込みください。また、保険料のお払込方法〈経路〉を変更した場合は、保険料が変更となることがあります。

当社ライフプランナーが直接現金をお預かりすることはございません。

2

保険料のお払込みには、つぎのような方法〈回数〉があります

保険料のお払込みにはつぎの方法〈回数〉があります。

- ①月払…………… 毎月1回お払込みいただく方法です。
- ②半年払…………… 半年に1回の会社所定の月にお払込みいただく方法です。
- ③年払…………… 年1回の会社所定の月にお払込みいただく方法です。

保険料の前納について

将来の保険料の全部または一部を前もってまとめてお払込みいただく方法です。

※会社所定の要件を満たす場合に取扱います。

- 保険料を前納していただきますと、当社所定の利率で保険料を割引きます。
- 前納保険料は、当社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料に充当します。なお、前納保険料のうち、保険料に充当されていない残額のみをお返しすることはできません。

保険料のお払込方法〈回数〉の変更について

お払込方法〈回数〉の変更を希望する場合、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお申出ください。お払込方法〈回数〉の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法〈回数〉に変更させていただきます。くわしくは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談ください。

3

ご契約の効力が失われないよう保険料は遅くとも払込猶予期間中に払込んでください

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力を失います（失効）。

猶予期間はつぎのとおりです。

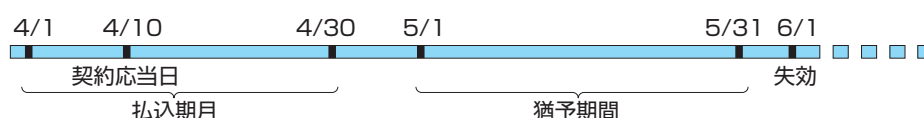
①月払契約

払込期月の翌月初日から末日までです。

②年払・半年払契約

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（翌々月に契約応当日がない場合は、翌々月の末日）までです。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとなります。

（例）月払の場合



年払・半年払の場合



保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、保険料とその利息の合計額が解約返戻金額をこえない間は、自動的に保険料相当額を貸付けて保険料に充当することにより、ご契約を有効に継続させます。（この制度をご希望されない場合は、あらかじめ担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお申出ください。）くわしくは、〈保険料のお払込みが困難になったときでもご契約を有効に続ける方法があります〉をご覧ください。

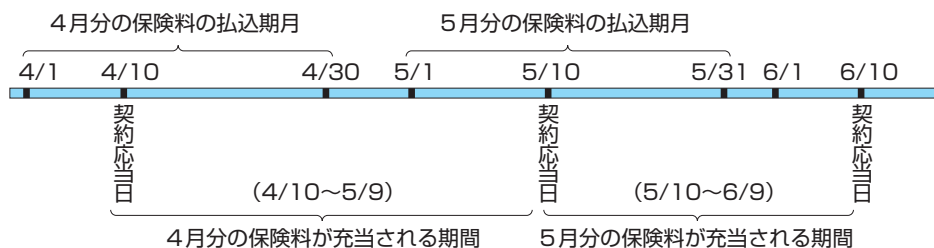
ご注意

保険料のお支払いがないまま猶予期間を過ぎたことによりご契約が効力を失った場合（失効）には、保険金をお支払いすることができず、また保険料の払込みを免除することができません。

猶予期間中に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合の保険料の取扱いはずのとおりで。

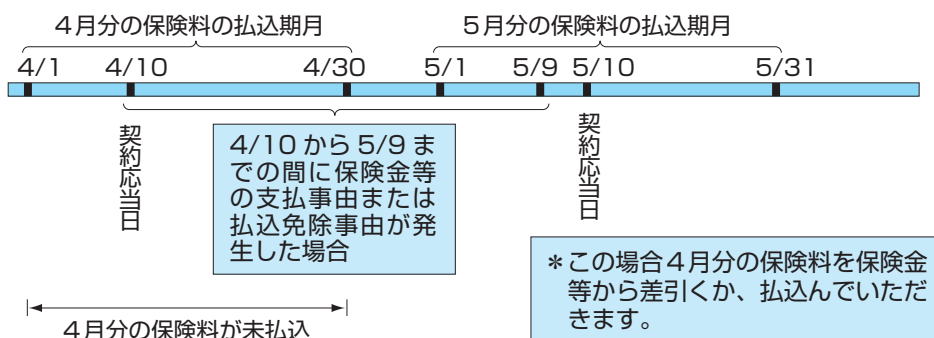
- 保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、その期間の期始（払込期月中の契約応当日）に払込まれるものとして計算されています。

(例) 月払の場合



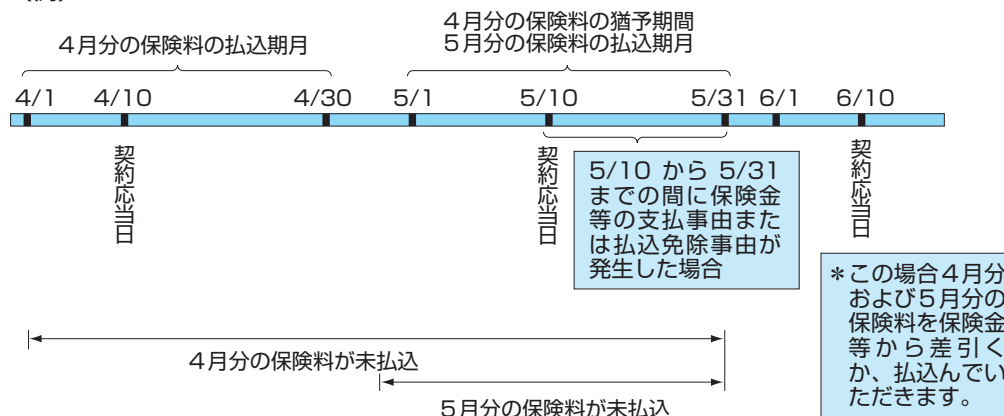
- したがって、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払込まれていない場合には、保険金等を支払うときにその未払込の保険料を保険金等から差引きます。また、保険料の払込みを免除するときはその未払込の保険料を払込んでいただきます。

(例)



- なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険金等を支払うときに2ヶ月分の保険料を保険金等から差引きます。また、保険料の払込みを免除するときは2ヶ月分の保険料を払込んでいただきます。

(例)



4

保険料のお払込みが困難になったときでもご契約を有効に続ける方法があります

ご契約が有効に継続できるよう、保険料のお払込みが困難になった場合でも、当社ではつぎのような方法でお取扱いしております。

くわしくは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談ください。

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料の都合がつかないとき	保険料の自動振替貸付	・ 保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約に会社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、当社が自動的に保険料をお立替えします。 ・ お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。 ・ 利息は年8%以下の会社所定の利率で計算します。 ・ 自動振替貸付の元利金の返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。 ・ 保険金や解約返戻金等のお支払時などには自動振替貸付の元利金を差引き清算します。 ・ 自動振替貸付をご希望にならない場合には、書面で担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへお申出ください。
途中から保険料を払わずに、契約を有効に続けたいとき	払済保険への変更	・ 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、保険期間をそのままにした保険料払込済の米国ドル建終身保険に変更します。 ・ 変更後の保険金額等は一般的に小さくなります。 ・ 変更後の保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、お取扱いできません。
	延長定期保険への変更	・ 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、一定期間中の死亡・高度障害のみを保障する延長定期保険に変更します。（延長定期保険の保険期間は、最大でも被保険者の年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。） ・ 死亡保険金額は変わりませんが、保険期間は短くなります（変更時の解約返戻金額によって異なります）。 ・ 各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。 ・ 変更後の保険期間が1年未満となるものは、お取扱いできません。
保険料の負担を軽くしたいとき	保険金額の減額	・ 保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。 ・ 減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、お取扱いできません。

- 特別条件付保険特約が適用されたご契約は、払済保険への変更、延長定期保険への変更のお取扱いができない場合があります。
- 保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるご契約について、払済保険への変更または延長定期保険への変更のお取扱いをする際には、これらの貸付の元利金を差引いた解約返戻金をもとに、払済保険へ変更後の保険金額または延長定期保険へ変更後の保険期間を定めます。また、延長定期保険へ変更後の保険金額も変更前の保険金額からこれらの貸付の元利金を差引いた額となります。

ご注意

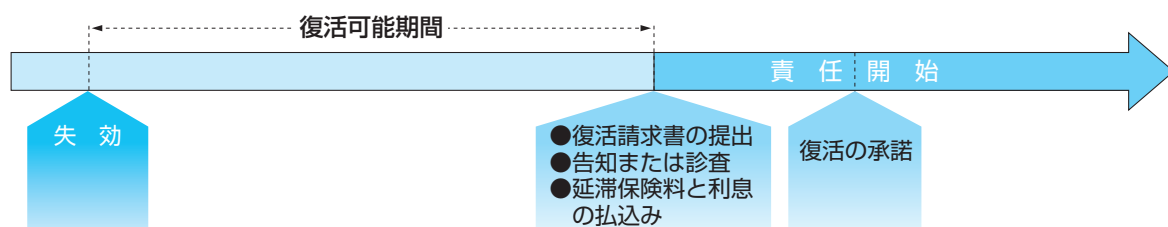
- 保険料の自動振替貸付が適用されたものとして計算した場合に、保険料の自動振替貸付の元利金（契約者貸付があるときは、その元利金を含みます。）が、解約返戻金額をこえたときは、保険料の自動振替貸付は取扱いません。この場合、保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は効力を失います（失効）。
- 保険料自動振替貸付の元利金（契約者貸付があるときは、その元利金を含みます。）が解約返戻金額をこえた場合には、ご契約は効力を失います（失効）。
- 失効したご契約については、保険金や給付金をお支払いすることができず、また、保険料のお払込みを免除することができません。

5

ご契約の効力がなくなった場合でもご契約を復活できます

失効してから**3年間**の復活可能期間内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合、改めて告知または診査をしていただき、会社が承諾したときに、ご契約の復活をすることができます。

- 会社が復活を承諾したときは、失効期間中にお支払いいただけなかった保険料とその利息を所定の期日までにお支払いください。
- 復活したご契約については、未納保険料のお支払いと告知（または診査）がともに完了した時からご契約上の責任を負います。
- 復活時に特別保険料領収法を適用する場合には、会社所定の金額のお支払いを必要とすることがあります。
- ご契約が復活するときは、付加された特約も同時に復活します。



ご注意

- 復活を請求する際の被保険者の健康状態などによっては復活できないこともあります。
- 復活日から2年以内の自殺などの場合には、保険金などをお支払いしません。
- 復活の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知しますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金などが支払われない場合があります。
- 復活の際に、保険料の自動振替貸付や契約者貸付の元利金がある場合には、別途会社の定める金額をお支払いいただきます。

6

途中でお金がご入用のときは、貸付の制度があります（契約者貸付）

一時的に必要な資金が生じたときに、ご契約者に所定の範囲内で資金をお貸しする制度です。

貸付限度額	解約返戻金の 90%
-------	------------

- ご返済は、一括または分割いずれの方法もお取り扱いしております。
- 米国ドル建の保険の場合、貸付金のお支払いおよび貸付金のご返済における取扱通貨は米国ドルとなります。
- 円換算貸付特約を付加することにより、日本円での貸付・ご返済も可能です。
- 外国通貨を円でお取扱いするときには、為替変動による影響をうけます。したがって、円に換算したときのご返済額が、貸付額を大きく上まわることもありますのでご注意ください。

ご注意

- 貸付金をお支払いする際、支払いにかかる諸手数料をお支払額より差引かせていただく場合があります。
- 貸付金は、会社所定の利率による利息が付きます。利息は複利計算され、毎年貸付金元金に繰り入れられます。
- 契約者貸付の元利金（保険料の自動振替貸付があるときは、その元利金を含みます。）が解約返戻金額をこえた場合には、ご契約は効力を失います（失効）。
- 失効したご契約については、保険金をお支払いすることができず、また、保険料のお払込みを免除することができません。
- 保険金をお支払いする場合、ご契約を解約する場合等には、貸付元利金を差引き清算いたします。



解約と解約返戻金について

- 生命保険ではお支払いいただく保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費（販売、証券作成、ご契約の維持管理等の経費）にそれぞれあてられます。
したがって、解約の際にお払戻しできる金額は、多くの場合お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- やむをえず、ご契約を解約する場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 主契約を解約しますと、各種特約も同時に消滅します。
- 効力を失ったご契約（失効中のご契約）についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。
- 解約返戻金のお支払いについては、所定の要件を満たす場合、一時支払のほか、分割支払および据置支払もお取り扱いしております。

被保険者による保険契約の解約の請求について

- 被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ①保険契約者または保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ②保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

差押債権者、破産管財人等による解約について

- 保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

保険金等の受取人による保険契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡保険金等（高度障害保険金含む）の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ①保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②保険契約者でないこと
- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①保険契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

- 保険料のお払込方法＜回数＞が年払・半年払のご契約の場合、ご契約が消滅したとき（ただし、保険金等をお支払いし消滅したときを除きます。）または保険料の払込みを要しなくなったとき等^{*1}は、未経過期間に対応する保険料相当額を保険契約者に払戻すことがあります。
- 保険料相当額を払戻す場合のお支払額の例はつぎのとおりです。

（お支払いする額）

すでに払込まれた保険料^{*2}のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

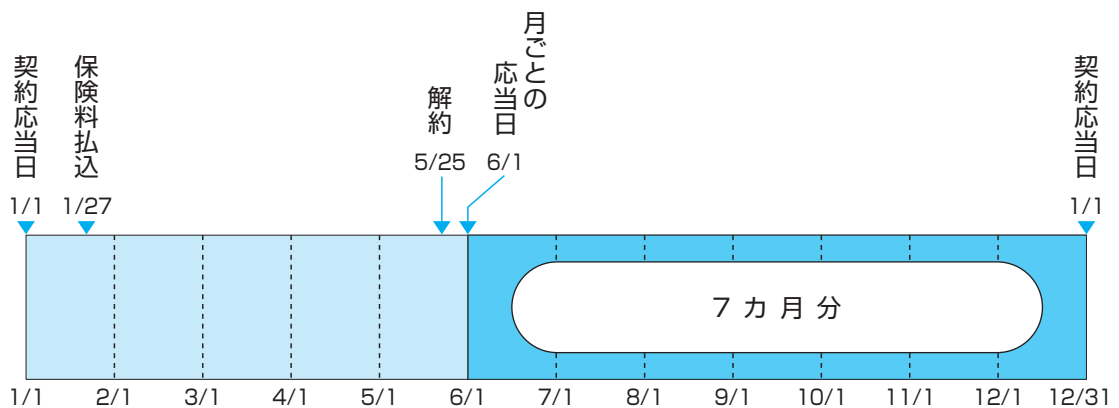
※1 ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

※2 保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

【年払契約】

＜ご契約例＞ 契約応当日：1月1日 月ごとの応当日：毎月1日 保険料払込：1月27日

1月27日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合
⇒ 保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7カ月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



ご注意

- お払込方法＜回数＞が月払のご契約については、上記「保険料のお払込みが不要となった場合の取扱い」はありません。
- ご契約のご加入時期によっては、保険料相当額が払戻されないことがあります。

お支払いについて



保険金などの支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、直ちに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 保険金などのご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間をすぎるとご請求の権利がなくなります。
- 保険金などは、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に本社または会社の指定した場所（指定口座等）でお支払いします。
ただし、保険金などをお支払いするために確認・照会・調査が必要な場合については、以下のお支払いの期限を約款に定めております。確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金などを請求した方にその旨を通知します。

保険金などを支払うために確認が必要な場合	お支払期限
①保険金などの支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金などの請求のための書類が会社に到着した日の翌日から（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日
②保険金などの支払の免責事由に該当する可能性がある場合	
③告知義務違反に該当する可能性がある場合	
④重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合	

上記の①から④を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款をご覧ください。（この条項で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金などをお支払いします。）

※「書類が会社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。

※保険金などをお支払いするための上記の確認等に際し、ご契約者・被保険者・保険金などの受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金などをお支払いしません。

保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談のうえ、十分にご確認ください。

2

「保険金即日支払サービス」について

簡単な手続きだけで、会社所定の金額まで死亡保険金を即日お支払いします。

葬儀費用等のお急ぎのお支払いにお役立ていただけますよう、死亡保険金について、「保険金即日支払サービス」のお取扱いをしております。

「保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

<お取扱いの対象となる契約>

- ・ 責任開始日（復活日・復旧日）から2年以上経過している契約

<お取扱いできない契約>

つぎのような場合は、お取扱いできません。

- ・ 死亡保険金受取人が法人の場合
- ・ 死亡保険金受取人がお二人以上の場合
- ・ 死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人と指定されている場合
- ・ 死亡保険金受取人が未成年者の場合
- ・ 質権設定中のご契約の場合

<お支払いについて>

会社所定の金額を上限とし、死亡保険金の一部または全部をお支払いします。

普通死亡保険金のみ取扱いします。

一部をお支払いした場合の残額は、後日約款所定の請求書類をご提出いただき、お支払いします。

<提出書類>

- ・ 死亡保険金簡易支払請求書（死亡保険金受取人記入）
- ・ 死亡診断書（死体検案書）のコピー 等

- その他会社の定めるところによります。

円換算支払特約を付加された場合に限り取り扱います。

3

つぎの場合には保険金をお支払いできず、また保険料のお払込みを免除できません

1. 免責事由に該当した場合

つぎのような場合には、お支払事由が生じても保険金をお支払いできません。

死亡保険金をお支払いできない場合

①責任開始日（復活日・復旧日）から2年以内の被保険者の自殺

（注）ただし、自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問合わせください。

②保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死

高度障害保険金をお支払いできない場合

①保険契約者または被保険者の故意によるとき

リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合

①ご契約者または被保険者の故意によるとき

ナーシングケア特約（介護前払特約）による介護年金をお支払いできない場合

①ご契約者または被保険者の故意によるとき

②被保険者の犯罪行為によるとき

③被保険者の薬物依存によるとき

2. 保険料のお払込みを免除できない場合

①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって所定の身体障害の状態になったとき

②被保険者の犯罪行為によって所定の身体障害の状態になったとき

③被保険者の精神障害を原因とする事故によって所定の身体障害の状態になったとき

④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によって所定の身体障害の状態になったとき

⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によって所定の身体障害の状態になったとき

⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によって所定の身体障害の状態になったとき

3. 責任開始期前に発病・発生した原因による場合

責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当した場合は、高度障害保険金のお支払いまたは保険料の払込免除はできません。

ただし、つぎのような場合には、高度障害保険金のお支払いまたは保険料の払込免除の対象となる場合があります。

①責任開始期前に生じた原因について、会社が告知等により知ったうえで契約をお引受けした場合

②責任開始期前に生じた原因について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察等を受けたことがなく、かつ、ご契約者または被保険者の認識や自覚がなかった場合

4. 詐欺による取消の場合

ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約の締結・復活等が行われたものと認められるためにご契約または特約が取消された場合は、保険金をお支払いすることはできません。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

5. 不法取得目的による無効の場合

ご契約締結の状況、ご契約の成立後の保険金（保険料の払込免除を含みます。）の請求の状況等から、ご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的でご契約の締結・復活等をされたものと認められるためにご契約または特約が無効とされていた場合は、保険金をお支払いすることができません。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

6. 重大事由による解除の場合

つぎの重大事由に該当した場合は保険契約は解除となるため、保険金などをお支払いすることはできません。

- ①保険金などを詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- ②保険金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- ③保険契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められる場合
- ④この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることで、保険契約者、被保険者、保険金などの受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①～③と同等の事由がある場合
- ⑤保険契約者、被保険者、保険金などの受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①～④と同等の重大な事由がある場合

※この場合、上記に定める事由が生じた後に、保険金などのお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、当社は保険金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金などの受取人のうち一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金などのうち、その受取人にお支払することとなっていた保険金などを除いた額を、他の受取人にお支払いします）。すでに保険金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

- ※1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

7. 告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、保険金のお支払事由が生じても保険金をお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。

8. ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなくご契約が失効した場合、保険金のお支払事由が発生しても、保険金をお支払いすることはできません。

ご注意

- 死亡保険金または高度障害保険金について、下記①によりお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 被保険者が、下記①または②によって所定の身体障害状態になった場合で、その原因によって所定の身体障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は保険料の払込みを免除しないことがあります。
 - ①戦争その他の変乱
 - ②地震、噴火もしくは津波

保険金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例

保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご加入の時期によっては取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約（特約）の内容・保険約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

死亡保険金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 （「告知義務違反による解除」を適用する場合、適用しない場合の例）	
お支払いできない場合 ご契約前の「慢性Ｃ型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せず加入し、ご契約１年後に「慢性Ｃ型肝炎」を原因とする「肝臓」で死亡した場合。	お支払いする場合 ご契約前の「慢性Ｃ型肝炎」での通院について、正しく告知を行い、特別条件付で加入し、ご契約１年後に「慢性Ｃ型肝炎」と因果関係がある「肝臓」で死亡した場合。
解説 ご契約の際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実とは異なる内容を告知した場合には、ご契約は解除となり、死亡保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、死亡保険金等をお支払いします。	

高度障害保険金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 （所定の障害状態に該当しない場合、該当する場合の例）	
お支払いできない場合 ご契約後の「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴、排便・排尿・その後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。	お支払いする場合 ご契約後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、衣服の着脱、起居、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。
解説 高度障害保険金は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態とは異なる場合があります。くわしくは別表１をご覧ください。	



生命保険には、税法上固有の取扱いがあります

し
お
り

そ
の
他

1. 保険料について

お払込みになった保険料は「一般生命保険料控除」または「介護医療保険料控除」の適用があります。

- 控除の対象となるご契約…… 保険金の受取人が本人またはその配偶者もしくはその他の親族となつてい
るご契約
- 控除の対象となる保険料…… 1月から12月までにお払込みの保険料の合計額

所得税の一般生命保険料控除および介護医療保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000 円以下のとき	全 額
20,000 円をこえ 40,000 円以下のとき	$\left(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2} \right) + 10,000 \text{ 円}$
40,000 円をこえ 80,000 円以下のとき	$\left(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4} \right) + 20,000 \text{ 円}$
80,000 円をこえるとき	一律 40,000 円

住民税の一般生命保険料控除および介護医療保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000 円以下のとき	全 額
12,000 円をこえ 32,000 円以下のとき	$\left(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2} \right) + 6,000 \text{ 円}$
32,000 円をこえ 56,000 円以下のとき	$\left(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4} \right) + 14,000 \text{ 円}$
56,000 円をこえるとき	一律 28,000 円

- 生命保険料控除の手続き… 生命保険料控除の適用をお受けになるには年末調整または確定申告が必要です。年間正味払込保険料が1件につき9,000円をこえるときは「生命保険料控除証明書」を発行します。
この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

2. 保険金・年金を受取ったときの税金

- 保険金・年金にかかる税金は、ご契約者（実質保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって異なります。
※契は契約者、被は被保険者、受は受取人を指します。

死亡保険金を受取ったときの税金について

契約内容	契約例			税の種類
	契	被	受	
契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
契約者が受取人の場合	夫	妻	夫	所得税・住民税（一時所得）
	夫	子	夫	
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

<その他のお取扱いについて>

- 高度障害保険金を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受取った場合は非課税となります。
（所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、同9-21）
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約または割増年金支払特約を付加した場合、個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。実際にお受取りになる年金額は源泉徴収の対象となり、ご契約時の年金額を下まわることがあります。
（所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条）
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約または割増年金支払特約を付加し、高度障害保険金を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が年金で受取った場合も所得税は非課税となります。
（所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、同9-21）

3. 解約したときの税金

- 契約の全部解約または一部解約をしたときの差益は、契約者と保険料負担者が同一人の場合、一時所得として所得税・住民税の対象となります。

4. 外貨建保険の税法上の取扱い

この保険の取扱通貨は外国通貨ですが、この保険は日本において契約される生命保険契約ですので、税法上の取扱いにつきましては円建の生命保険契約に準じることとなります。

①円換算払込特約、円換算支払特約および円換算貸付特約を付加されて保険料の払込み、保険金の支払いおよび貸付が行われた場合

この場合には、それぞれの特約条項に定める換算基準日および円換算レートにしたがい、外国通貨を円に換算したうえでそれぞれの金銭の授受が行われますので、その実際に行われた円建の金銭の授受についてそのまま、一般の円建の生命保険と同じ税法上の取扱いが適用されます。

くわしくは、〈円換算払込特約、円換算支払特約および円換算貸付特約の特徴と内容〉をご覧ください。

②円換算払込特約、円換算支払特約および円換算貸付特約を付加されずに、保険料の払込み、保険金の支払いおよび貸付が行われた場合

この場合には、実際の金銭の授受は外国通貨によって行われますが、税法上は、つぎの表に掲げる換算基準日および円換算レートにしたがい外国通貨を円に換算したうえで、その換算された円建の金銭について、一般の円建の生命保険と同じ税法上の取扱いが適用されます。

項 目		換算基準日	円換算レート
第1回保険料の払込み	クレジットカード扱	クレジットカードご利用票の交付日	外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値 (TTM レート)
	契約者直接振込扱	当社の口座着金日	
第2回目以降の保険料の払込み	口座振替扱	口座振替日	
	クレジットカード扱	クレジット会社から当社への振込日	
	送金扱	当社の口座着金日	
保険金の支払い		支払事由該当日	
解約返戻金の支払い		必要な書類が会社に到着した日	
契約者貸付金の支払い		当社から契約者貸付金を保険契約者に支払う日	

※ 契約者と保険料負担者が同一の場合

このご案内は、登録日現在の法令等に基づいています。今後、法令等が変更された場合には、取扱いが異なる可能性もあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。

このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。

2

保険金受取人の変更

1. 保険金等の受取人の変更について

- 保険契約者は保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金の受取人を変更することができます。ただし、保険金の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金の受取人の変更はできません（保険契約者と保険金の受取人が法人の場合を除きます）。
- 保険金の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の保険金の受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、当社は保険金をお支払いしません。

2. 遺言による保険金の受取人の変更について

- 保険契約者は保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金の受取人の変更はできません。
- 保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、保険金の受取人変更の効力を生じません。

※当社が通知を受ける前に変更前の保険金の受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、当社は保険金をお支払いしません。

管轄裁判所について

保険金・給付金などの請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって合意による管轄裁判所とします。

くわしくは、お申込みになる保険種類の普通保険約款中（管轄裁判所）の条をご覧ください。

成年後見制度について

- 認知症等で判断能力が不十分であり、生命保険等の財産管理を自分で行うことが困難となった場合等に、保護・支援を得るための制度として、成年後見制度があります。
- 成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

1. 法定後見制度について

- 家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。

2. 任意後見制度について

- 本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。
- 本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、任意後見人が本人を代理して、任意後見契約で定めた事務を行うことにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

このご案内は、登録日現在の法令等に基づいています。今後、法令等が変更された場合には、取扱いが異なる可能性もあります。

このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。

相談窓口とその連絡先

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金等のお支払いなどに関するご相談、ご質問、苦情につきましては、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

カスタマーサービスセンター

パートナーフォーユー
0120-810740

営業時間 平日 8:00～21:00 / 土・日・祝日 9:00～17:00 (元日を除く)

し
お
り

そ
の
他

指定生命保険業務紛争解決機関について

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。指定紛争解決機関である(一社)生命保険協会は、お客さまと生命保険会社との間の紛争につき、裁判ではなく、中立・公正な立場で柔軟な解決を図ります。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、お客さまからの生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。

「生命保険相談所」が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡して解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても保険契約者等と生命保険会社との間で問題が解決しない場合、保険契約者等から「生命保険相談所」内の「裁定審査会」に裁判外指定紛争解決手続を申し立てることができます。

詳しくは(一社)生命保険協会「生命保険相談所」のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

Cyber Center[®]

サイバーセンターは、プルデンシャル生命のご契約者さま向けインターネット・サービスです。
ご契約内容の照会や各種お手続き、ご連絡内容をウェブサイト上で確認できます。

例えば…

- 保障内容を確認したいとき
- 引越したとき
- 控除証明書をなくしてしまったとき
- 急な出費で資金が必要なとき

ご利用登録の流れ ～カンタン3ステップでご利用開始～



※メールの受信まで5分～10分程度、
お時間をいただく場合がございます。

利用申請は…



スマートフォン・
タブレットの方はこちら



プルデンシャル生命のホームページ

<http://www.prudential.co.jp/contractor/cybercenter/>
〔「ご契約者の皆さま」-「サイバーセンターについて」-「新規登録」〕

手続きのための必要書類一覧

項目		死亡保険金	高度障害保険金	保険料払込免除
請求書		●	●	●
保険証券		○	○	○
印鑑証明書	受取人	○	○	
住民票	被保険者	○	○	○
	受取人			○
戸籍謄（抄）本	被保険者	○	○	
	受取人	○	○	
登記事項証明書	受取人	○	○	
医師の診断書		●	●	●
事故状況の報告書等		○ 災害のみ	○ 災害のみ	○ 災害のみ

項目		解約返戻金 契約者貸付	復活	契約内容の 変更	保険契約者 の変更	保険金受取人 の変更
請求書		●	● 請求書兼 告知書	●	●	●
保険証券		○	○	○	○	○
印鑑証明書	保険契約者	○		○	○	○
備考						遺言の場合 を除く

注1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。

2. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
3. 受取人が法人の場合は、戸籍謄（抄）本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
4. 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

■保険金等の支払方法の選択に関する特約・割増年金支払特約の場合

項 目		年金 (第 1 回)	年金 (第 2 回以降)	死亡一時金
請求書		●	●	●
保険証券		○		
年金証書			○	○
印鑑証明書	受取人	○	○	○
住民票	受取人			○
戸籍謄（抄）本	受取人	○	○	○
登記事項証明書	受取人	○	○	○
医師の診断書				●

注 1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。

2. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
3. 受取人が法人の場合は、戸籍謄（抄）本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
4. 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

■リビング・ニース特約およびナーシングケア特約（介護前払特約）の場合

項目		リビング・ニース特約 による保険金	介護前払特約 による介護年金
請求書		●	●
保険証券		○	○
印鑑証明書	受取人	○	○
戸籍謄（抄）本	被保険者	○	○
	受取人	○	○
登記事項証明書	受取人	○	○
医師の診断書		●	●
介護保険被保険者証または 介護保険要介護・要支援等結果通知書			○
事故状況の報告書等		○ 災害のみ	○ 災害のみ

注 1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。

2. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
3. 医師による余命6か月以内の意見は、医師の診断書に記載していただきます。
4. 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

■指定代理請求特約による代理請求の場合

- ・指定代理請求人により保険金等の請求を行う場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。

項 目	必要書類
指定代理請求人による保険金等の請求	○指定代理請求人の戸籍謄（抄）本 ○指定代理請求人にかかる登記事項証明書 ○指定代理請求人の印鑑証明書 ○指定代理請求人の住民票

- ・指定代理請求人を変更指定または指定の撤回のお手続きには以下の書類が必要となります。

項 目	必要書類
指定代理請求人の変更指定 または指定の撤回	●会社所定の請求書 ○保険契約者の印鑑証明書 ○保険証券 ○指定代理請求人の住民票（変更指定時のみ）

注1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。

2. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
3. 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

■遺言による受取人の変更の場合

- ・遺言による受取人の変更の場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。

項 目	必要書類
遺言による受取人の変更	●会社所定の請求書 ○被保険者の同意を証する書類 ○遺言書 ○保険契約者の相続人であることを証する書類 ○保険証券

注1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。

2. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。

■受取人による保険契約または特約の継続の場合

- ・受取人による保険契約または特約の継続の場合は、以下の書類が必要となります。

項 目	必要書類
受取人による保険契約 または特約の継続	●会社所定の請求書 ○契約者の同意を証する書類 ○保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 ○債権者等に金銭を支払ったことを証する書類

注1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。

2. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。

約款

米国ドル建終身保険普通保険約款

目次

この保険の趣旨

1 保険契約上取り扱う通貨

第 1 条 保険契約上取り扱う通貨

2 責任開始期

第 2 条 責任開始期

3 保険金の支払

第 3 条 保険金の支払

第 4 条 生死不明その他の場合の取扱

第 5 条 戦争その他の変乱

第 6 条 保険金の請求、支払の手続

4 保険料の払込免除

第 7 条 保険料の払込免除

第 8 条 保険料の払込を免除しない場合

5 保険料の払込

第 9 条 保険料の払込

第 10 条 保険料の払込方法〈経路〉

第 11 条 保険料の前納

6 猶予期間および保険契約の失効

第 12 条 猶予期間および保険契約の失効

第 13 条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

7 保険料の自動振替貸付

第 14 条 保険料の自動振替貸付

第 15 条 自動振替貸付の取消

8 保険契約の復活

第 16 条 保険契約の復活

9 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

第 17 条 解約

第 18 条 解約返戻金

第 19 条 保険金の受取人による保険契約の存続

10 契約内容の変更

第 20 条 保険料払込期間の変更

第 21 条 保険金額の減額

第 22 条 払済保険への変更

第 23 条 延長定期保険への変更

第 24 条 原保険契約への復旧

11 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第 25 条 詐欺による取消

第 26 条 不法取得目的による無効

12 告知義務および告知義務違反による解除

第 27 条 告知義務

第 28 条 告知義務違反による解除

第 29 条 告知義務違反による解除ができない場合

13 重大事由による解除

第 30 条 重大事由による解除

14 契約者貸付

第 31 条 契約者貸付

15 保険金の受取人

第 32 条 保険金の分割割合

第 33 条 受取人の代表者

第 34 条 会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始

第 35 条 遺言による保険金受取人の変更

16 保険契約者

第 36 条 保険契約者の代表者

第 37 条 保険契約者の変更

第 38 条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

17 被保険者の業務変更等

第 39 条 被保険者の業務変更等

18 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第 40 条 契約年齢の計算

第 41 条 契約年齢および性別の誤りの処理

19 契約者配当

第 42 条 契約者配当

20 時効

第 43 条 時効

21 管轄裁判所

第 44 条 管轄裁判所

22 保険料一時払の契約に関する特則

第 45 条 保険料一時払の契約に関する特則

23 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則

第 46 条 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則

24 契約内容の登録

第 47 条 契約内容の登録

米国ドル建終身保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険料の払込を米国ドル建で行い、被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときに、一定額の米国ドル建の保険金支払を終身にわたって保障するものです。

1 保険契約上取り扱う通貨

第1条（保険契約上取り扱う通貨）

この保険契約の取扱通貨は、米国ドルとします。

2 責任開始期

第2条（責任開始期）

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回の保険料を受け取った場合

……………第1回保険料を受け取った時

(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合

……………第1回保険料相当額を受け取った時、ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

2 前項により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。

3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。

4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名

(4) 保険金の受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(5) 保険期間

(6) 死亡保険金額

(7) 保険料およびその支払方法

(8) 契約日

(9) 保険証券の作成年月日

(10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

5 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額（以下、本項において「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり第1回保険料等を受け取ったものとして、第1項の規定を適用します。

(1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

……………金融機関等の口座から第1回保険料等が振り替えられた日に第1回保険料等を受け取ったものとし

ます。

(2) クレジットカードにより払い込む方法

……………クレジットカードが有効であり、かつ第1回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認し、クレジットカードによる第1回保険料等の払込を会社が承諾した時に第1回保険料等を受け取ったものとし

ます。

(3) 会社の指定した金融機関等のキャッシュカード（以下、本号において「カード」といいます。）を、会社所定の端末機（以下、本号において「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力することにより保険料を払い込む方法（以下、本号において「デビットカード取引」といいます。）

……………端末機に口座引落確認を表す電文が表示され、デビットカード取引による第1回保険料等の払込を会社が承諾した時に第1回保険料等を受け取ったものとし

ます。

3 保険金の支払

第3条（保険金の支払）

- 1 この保険契約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態（別表1）になったとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	死亡保険金額と同額	被保険者

- 2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表1）になったとき

第4条（生死不明その他の場合の取扱）

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 会社が、被保険者の高度障害状態（別表1）を認めて、高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとします。
- 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 前条第1項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
 - 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断ま

たは人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（戦争その他の変乱）

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第6条（保険金の請求、支払の手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときに、会社所定の取扱条件を満たす場合には、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき、前項に定める提出書類の一部または全部を省略して請求することができます。
- 4 保険金は、書類到着日（請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、本条において同じとします。）の翌日からその日を含めて計算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算して25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または高度障害状態（別表1）に該当する事実の有無
(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第30条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査	60 日

- 7 前 2 項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第 4 項から第 6 項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第 4 項から第 6 項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。
- 9 第 5 項および第 6 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

4 保険料の払込免除

第 7 条（保険料の払込免除）

- 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体障害の状態（別表 3）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
- 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第 20 条（保険料払込期間の変更）、第 21 条（保険金額の減額）、第 22 条（払済保険への変更）、第 23 条（延長定期保険への変更）および第 24 条（原保険契約への復旧）は適用しません。
- 保険契約者または被保険者は、保険料の払込の免除事由が発生したことを知ったときには、直ちに会社に通知してください。
- 保険契約者は、保険料の払込の免除事由が発生したときには、すみやかに会社所定の書類（別表 4）を、会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 第 4 条（生死不明その他の場合の取扱）第 6 項および前条第 4 項から第 9 項までの規定は、本条の場合に準用します。

第 8 条（保険料の払込を免除しない場合）

- 被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第 1 項の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき
 - 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表 3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
 - 地震、噴火または津波によるとき
 - 戦争その他の変乱によるとき

5 保険料の払込

第 9 条（保険料の払込）

- 第 2 回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、毎回第 10 条（保険料の払込方法〈経路〉）第 1 項に定める方法にしたがって、月払、年払または半年払の金額を払込期月内に払い込んでください。
- 前項の払込期月は、払込方法〈回数〉に応じて、つぎのとおりとします。
 - 月払契約の場合

……………月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、同じとします。）の属する月の初日から末日まで

(2) 年払契約または半年払契約の場合

……………年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 3 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。
- 4 年払契約または半年払契約の場合、保険契約が消滅したとき（ただし、保険金を支払い消滅したときを除きます。）または保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、会社の定める計算方法により計算した金額を保険契約者に払い戻すことがあります。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- 7 前項の場合、未払込保険料については、第12条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定を準用します。
- 8 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項の保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。
- 9 保険契約者が前項の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

第10条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法〈経路〉を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約または特別団体取扱契約が締結されている場合に限り、）
- 2 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法〈経路〉が会社の定める取扱範囲をこえたときまたは会社の定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、会社の指定した口座に送金することにより払い込んでください。

第11条（保険料の前納）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割引きます。
- 2 前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 3 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を、保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

6 猶予期間および保険契約の失効

第12条（猶予期間および保険契約の失効）

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
……………払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- 2 猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第13条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を、保険金から差し引きます。

- 2 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

7 保険料の自動振替貸付

第14条（保険料の自動振替貸付）

- 1 保険料の払込がないまま猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）をこえない間は、保険契約者の申し出がなくても、会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱をしません。
- 2 前項の貸付は、猶予期間満了日に貸し付けたものとし、貸付金の利息は年8%以下の会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 3 保険契約者は、いつでも、本条の貸付の元利金を返済することができます。ただし、保険契約が消滅したとき、保険料払込期間の変更をしたとき、保険金額を減額したとき、または契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払金額から、払済保険または延長定期保険へ変更するときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金を差し引きます。

第15条（自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から保険契約の解約または払済保険もしくは延長定期保険への変更の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとしてその請求による取扱をします。

8 保険契約の復活

第16条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した場合には、保険契約を復活することはできません。
- 2 保険契約者が、本条の復活を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した期日までに、延滞保険料と、これに対する年6%以下の利率で計算した利息を、会社の指定した口座に送金することにより払い込んでください。なお、第14条（保険料の自動振替貸付）または第31条（契約者貸付）の規定によって効力を失った保険契約を復活させる場合には、別に貸付元利金の全部を会社の指定した口座に送金することにより払い込んでください。
- 4 第2条（責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第2条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
- 5 本条の規定により保険契約を復活した場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

9 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

第17条（解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

第18条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。
- 2 会社は、保険証券を交付する際に、経過年数に応じて計算した解約返戻金額を保険契約者に通知します。
- 3 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払の手続）第4項の規定を準用します。

第19条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

10 契約内容の変更

第20条（保険料払込期間の変更）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、会社の承諾を得て、会社の定める取扱範囲内で、保険契約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める計算方法により計算した金額を授受し、次回以後の保険料を更正します。
- 4 本条の変更をする場合、第27条（告知義務）、第28条（告知義務違反による解除）および第29条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定を準用します。
- 5 本条の変更をした後に、前項の規定により第28条（告知義務違反による解除）の規定を準用するときは、本条の変更をしなかったものとして取り扱います。この場合、第3項に規定する金額および保険料の過不足を授受します。

第21条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 保険金額の減額部分は、解約したものとして取り扱います。
- 3 保険契約者が本条の減額を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 4 保険金額を減額した場合において、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

第22条（払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、有効に継続している保険契約について、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して、保険料払込済の終身保険（以下、「払済保険」といいます。）に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 払済保険に変更後の保険金額は、解約返戻金（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）を充当して新たに定めます。
- 4 前項の場合、変更後の保険金額が会社の定める保険金額に満たないときは、払済保険への変更は取り扱いません。
- 5 保険契約者は、払済保険に変更後であっても、解約返戻金がある場合には、会社の定める取扱範囲内で契約者貸付を受けることができます。

第23条（延長定期保険への変更）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、有効に継続している保険契約について、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料払込を中止して、保険料払込済の定期保険（以下、「延長定期保険」といいます。）に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 延長定期保険の保険金額は、原保険契約の保険金額（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）とします。
- 4 延長定期保険の保険期間は、つぎの払込期月の契約応当日を始期として、解約返戻金（保険料の自動振替貸付また

は契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）を充当して新たに定めます。

- 5 前項の保険期間が、被保険者の年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日をこえるときは、これをその日までとし、延長定期保険と保険期間を同じくする生存給付金を付加します。この場合、被保険者が、保険期間満了時に生存していたときは、生存給付金を保険契約者に支払います。
- 6 変更後の保険期間が会社の定める保険期間に満たない場合には、延長定期保険への変更は取り扱いません。
- 7 延長定期保険に変更した場合には、契約者貸付は取り扱いません。

第24条（原保険契約への復旧）

- 1 保険契約者は、保険金額を減額した日または払済保険もしくは延長定期保険に変更した日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。
- 2 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、つぎの各号の金額の合計を、会社の指定した口座に送金することにより払い込んでください。
 - (1) 未払込保険料とそれに対する年6%以下の利率で計算した利息
 - (2) 保険金額の減額または払済保険もしくは延長定期保険への変更時に保険契約者に支払われた金額（貸付金の返済にあてられた解約返戻金を含みます。）
- 4 本条の復旧をしたときは、保険契約者に通知します。
- 5 第2条（責任開始期）の規定は本条によって増額された部分に準用します。この場合、第2条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復旧日」と読み替えます。

11 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第25条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約を取り消す（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第26条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、保険契約を無効（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

12 告知義務および告知義務違反による解除

第27条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された告知画面。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第28条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧による保険金額の増額部分）を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込の免除を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保

険者または保険金の受取人に通知します。

5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第 29 条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第 27 条（告知義務）の規定による告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 27 条（告知義務）の規定による告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。以下、本号において同じとします。）からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて 2 年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第 2 号および第 3 号については、保険契約者または被保険者が、第 27 条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項に対して、保険媒介者の行為がなかったとしても、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

13 重大事由による解除

第 30 条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第 1 号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金（前項第 4 号のみに該当した場合で、前項第 4 号①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。

- 3 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

14 契約者貸付

第31条（契約者貸付）

- 1 保険契約者は、解約返戻金の9割（保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金が、会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 3 本条の貸付または保険料の自動振替貸付の元利金が、解約返戻金をこえるに至ったときには、保険契約は効力を失います。
- 4 保険契約者は、いつでも、本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、保険契約が消滅したとき、保険料払込期間の変更をしたとき、保険金の減額をしたときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払金額から、払済保険または延長定期保険へ変更したときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金を差し引きます。
- 5 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

15 保険金の受取人

第32条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、平等の割合として取り扱います。

第33条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第34条（会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 3 前項の高度障害保険金の受取人について、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人の場合には、前項および第3条（保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、被保険者の代わりに、高度障害保険金の受取人を、保険契約者に変更することができます。ただし、本項の規定による高度障害保険金の受取人の変更を行った保険契約者が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、その受取割合と同じ割合において、高度障害保険金の受取人が、保険契約者に変更されたものとします。
- 4 この保険契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約（以下、本条において「リビング・ニーズ特約等」といいます。）が付加されている場合には、前項の規定による高度障害保険金の受取人の変更と同時に、リビング・ニーズ特約等の保険金または年金の受取人も、保険契約者に変更されるものとします。この場合、リビング・ニーズ特約等の保険金または年金の受取人について、前項ただし書きが準用されるものとします。
- 5 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 6 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

- 7 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 8 第1項または第3項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 9 第1項または第3項の規定により保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 10 第1項または第3項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 11 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 12 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第35条（遺言による保険金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項および第5項から第9項の規定を準用します。

16 保険契約者

第36条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第37条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第38条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 4 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

17 被保険者の業務変更等

第39条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

18 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第 40 条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 41 条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された申込画面。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、会社の定める取扱範囲内で、契約内容を変更して取り扱うことができる場合には、次号の規定を適用します。
 - (2) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲内であったときは、会社の定める取扱方法で契約内容を更正し、すでに払い込まれた保険料の過不足を授受します。ただし、すでに保険金、給付金または年金等の支払事由が発生しているときは、保険料の過不足を支払金額と精算します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料の過不足を授受します。ただし、すでに保険金、給付金または年金等の支払事由の発生しているときは過不足を支払金額と精算します。

19 契約者配当

第 42 条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

20 時効

第 43 条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から 3 年間請求がないときは、消滅します。

21 管轄裁判所

第 44 条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者として）の住所地と同一都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22 保険料一時払の契約に関する特則

第 45 条（保険料一時払の契約に関する特則）

- 1 保険料一時払の契約については、第 7 条（保険料の払込免除）、第 8 条（保険料の払込を免除しない場合）、第 9 条（保険料の払込）、第 10 条（保険料の払込方法＜経路＞）、第 11 条（保険料の前納）、第 12 条（猶予期間および保険契約の失効）、第 13 条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）、第 14 条（保険料の自動振替貸付）、第 15 条（自動振替貸付の取消）、第 20 条（保険料払込期間の変更）、第 22 条（払済保険への変更）および第 23 条（延長定期保険への変更）の規定は適用しません。
- 2 保険料一時払の契約のときは、第 2 条（責任開始期）の規定中、「第 1 回保険料」は「一時払保険料」と読み替えます。

23 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則

第 46 条（他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則）

- 1 この保険契約が他の個人保険への変換により締結された場合には、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) 第 3 条（保険金の支払）第 2 項の規定にかかわらず、自殺により被保険者が死亡したことは、この保険契約の死亡保険金の免責事由に当たらないものとします。

- (2) 第3条(保険金の支払)第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この保険契約に変換された保険契約または特約(その一部が変換された場合にはその変換された部分を指すものとし、以下、「被変換契約」といいます。)の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、かつこの保険契約の責任開始期以後、被変換契約の保険期間満了前に、高度障害状態(別表1)になったとき(この場合、被変換契約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に被変換契約の責任開始期以後の傷害または疾病(すでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。)は、この保険契約の高度障害保険金の支払事由に該当するものとし、ただし、被変換契約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、この保険契約の高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、被変換契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、被変換契約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態(別表1)になったものとして、この保険契約の高度障害保険金を支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が、前項に定めるところにより死亡または高度障害状態(別表1)に該当する前に、この保険契約の復活または復旧が行われていた場合には、前項の規定は適用されないものとします。

24 契約内容の登録

第47条(契約内容の登録)

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市、区、郡までとします。)
 - (2) 死亡保険金の金額(会社の定める方法により円に換算した金額)
 - (3) 契約日(復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第2項において同じとします。)
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

疾病障害による保険料払込免除特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 疾病障害による保険料払込免除
- 第3条 保険料の払込を免除しない場合
- 第4条 保険料の払込免除の請求手続
- 第5条 特約保険料
- 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の解約
- 第11条 解約返戻金
- 第12条 特約の復旧
- 第13条 特約の消滅
- 第14条 告知義務および告知義務違反
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 契約者配当
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 主約款の規定の準用
- 第19条 平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則

- 第20条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則
- 第21条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第22条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
- 第23条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第24条 ファミリー保険に付加されている場合の特則
- 第25条 がん保険に付加されている場合の特則
- 第26条 連生終身保険に付加されている場合の特則
- 第27条 新通増定期保険に付加されている場合の特則
- 第28条 医療保険または新医療保険に付加されている場合の特則
- 第29条 介護保障保険に付加されている場合の特則
- 第30条 終身介護保険、介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則
- 第31条 特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合の特則
- 第32条 解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）に付加されている場合の特則
- 第33条 介護一時金保険に付加されている場合の特則
- 第34条 介護一時金保険（定期型）に付加されている場合の特則

疾病障害による保険料払込免除特約条項

この特約の趣旨

この特約は主たる保険契約の被保険者が疾病により所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社が、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合には、この特約の責任開始期は、主契約の払込方法〈回数〉に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険契約者に通知します。

第2条（疾病障害による保険料払込免除）

- 1 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したときは、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契

約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約（買増権保証特約、新買増権保証特約、認知症保険料払込免除特約、無解約返戻金型就労不能障害特約および無解約返戻金型就労不能障害一時金特約を除きます。）の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（附則）に該当したときを含みます。

- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、主約款およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の特約条項（以下、「特約条項」といいます。）の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および特約条項の規定を準用します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、主契約またはこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約が保険料一時払の場合には、主契約の保険料または特約の保険料の払込を免除しません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に保険料の払込の免除事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は保険料の払込を免除します。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項の規定に該当した場合には、会社は保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被保険者の薬物依存（平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。）によるとき

第4条（保険料の払込免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、直ちに会社へ通知してください。
- 2 保険契約者は、前項の保険料の払込の免除事由が生じたときは、すみやかに会社所定の書類（別表4）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
- 3 前2項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第5条（特約保険料）

- 1 この特約の保険料は、会社の定める計算方法により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額（保険料一時払の主契約および特約ならびに買増権保証特約、新買増権保証特約、認知症保険料払込免除特約、無解約返戻金型就労不能障害特約および無解約返戻金型就労不能障害一時金特約の保険料を除きます。以下、本条において同じとします。）に基づいて計算します。
- 2 この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の額に変更があった場合には、会社の定める計算方法により、将来に向かってこの特約の保険料を更改します。

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料払込期間がすべて満了する時までとします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間経過後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
 - (1) 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - (2) 年払で払い込む方法。ただし、払込期間経過後特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- 4 前項第1号のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、主契約の契約

応当日ごとに、この特約の保険料の払込に充当します。

- 5 この特約の保険料の払込を要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金等を支払うときは、主契約の保険金等の受取人に支払います。
- 6 第3項第2号の場合において、払込期間経過後特約保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときまたは払込期間経過後特約保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金等を支払うときは、主契約の保険金等の受取人に支払います。
- 7 第3項第1号による払込期間経過後特約保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 8 第3項第2号による払込期間経過後特約保険料がその払込期月に属する契約応当日の前日までに払い込まれないときは、主約款の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 9 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第7条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第10条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項に定める保険料の払込の免除事由の発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

第11条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

第12条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。

第13条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主約款の規定により保険金等を支払ったとき
 - (2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき
 - (3) 不慮の事故（別表2）を直接の原因として、主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (4) 認知症保険料払込免除特約により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約（買増権保証特約、新買増権保証特約を除きます。）の保険料の払込が免除されたとき
 - (5) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第5号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 15 条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第 16 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 17 条（管轄裁判所）

この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 18 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 19 条（平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知をしない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 2 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとしします。

第 20 条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、「定額払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。

第 21 条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 第 13 条（特約の消滅）第 1 項の規定にかかわらず、この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部が介護保障に移行した場合において、この特約と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約（買増権保証特約、新買増権保証特約および認知症保険料払込免除特約を除きます。）を継続するときには、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) この特約の保険料を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
 - ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割引きます。
 - イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第 7 条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
 - (2) 本項の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第 1 号に定めるこの特約の保険料については、第 6 条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第 4 項から第 8 項の規定を準用します。
 - (4) 本項の規定によりこの特約が継続された場合において、介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部が介護保障に移行したときは、この特約は消滅することなく継続するものとします。

第 22 条（積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 23 条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

第 13 条（特約の消滅）第 1 項の規定にかかわらず、この特約が付加されている主契約にかかる、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 2 号ア. に定める解約による解約返戻金が、同特約条項の定めるところにより年金基金に充当された場合において、この特約と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約（買増権保証特約、新買増権保証特約および認知症保険料払込免除特約を除きます。）を継続するときには、つぎの各号に定めるところによるものとします。

- (1) この特約の保険料を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
 - ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
 - イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第 7 条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (2) 本項の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅するものとします。
- (3) 第 1 号に定めるこの特約の保険料については、第 6 条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第 4 項から第 8 項の規定を準用します。
- (4) 本項の規定によりこの特約が継続された場合において、年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。

第 24 条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

この特約がファミリー保険に付加されている場合には、この特約条項中、「被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

第 25 条（がん保険に付加されている場合の特則）

この特約ががん保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 2 条（疾病障害による保険料払込免除）第 1 項中、「主契約」とあるのは、「主契約（配偶者特則を含みます。以下、同じとします。）」と読み替えます。
- (2) 第 13 条（特約の消滅）第 1 項第 3 号を以下のとおり読み替えます。

「(3) 主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。」

第 26 条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

1 この特約が連生終身保険に付加されている場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。

2 主契約の保険料の払込免除については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第 1 被保険者または第 2 被保険者」と読み替えます。
- (2) 第 2 条（疾病障害による保険料払込免除）第 1 項をつぎのとおり読み替えます。

「1 主契約の型に応じて、つぎの各号のいずれかに該当した場合、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の主契約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。

(1) A 型の場合

被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したとき

(2) B 型の場合

いずれかの被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当し、かつ、他の被保険者がつぎのいずれかの状態になったとき

① 死亡したとき

② 責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、高度障害状態（別表 1）に該当したとき

③ 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体障害の状態（別表 3）に該当したとき、または、責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したとき」

3 この特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の払込免除については、つぎの各号のとおり取り扱い

ます。

(1) この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

(2) 第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 主契約の第1被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したときは、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の主契約に付加されている特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。」

(3) 主約款第8条（保険料の払込免除）第4項から第8項まで、および主約款第9条（保険料の払込を免除しない場合）第1項および第2項を準用します。ただし、「被保険者」とあるのは、「第1被保険者」と読み替えます。

4 主契約の保険料の払込が免除され、かつ、この特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の払込が免除されない場合で、他の特約を継続するときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料払込免除後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。

ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割引きます。

イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

(2) 前号の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。

(3) 第1号の場合のこの特約の保険料については、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項から第8項の規定を準用します。

5 第5条（特約保険料）をつぎのとおり読み替えます。

「第5条（特約保険料）

1 この特約の保険料は、会社の定める計算方法により、この特約が付加されている主契約（保険料一時払の契約を除きます。）の保険料の額と、この特約と同一の主契約に付加されている他の特約（保険料一時払の特約ならびに買増権保証特約、新買増権保証特約、無解約返戻金型就労不能障害特約および無解約返戻金型就労不能障害一時金特約の保険料を除きます。以下、本条において同じとします。）の保険料の合計額とに区分して、計算します。

2 この特約が付加されている主契約の保険料の額またはこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額に変更があった場合には、会社の定める計算方法により、将来に向かってこの特約の保険料を更改します。」

6 第13条（特約の消滅）第1項第3号を以下のとおり読み替えます。

「(3) 主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。」

第27条（新逋増定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が新逋増定期保険に付加されている場合には、「払済保険」は「払済終身保険」と読み替えます。

第28条（医療保険または新医療保険に付加されている場合の特則）

1 この特約が医療保険または新医療保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。

2 この特約が医療保険または新医療保険に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。

3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

5 医療保険普通保険約款第47条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）第1項に定める特約、新医療保険主約款第46条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）第1項に定める特約およびこの特約が付加されている同一の保険契約ならびにこの特約が付加されている医療保険の保険契約者が医療保険普通保険約款

第47条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）または新医療保険普通保険約款第46条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）の規定により医療保険または新医療保険（以下、「変更後保険」といいます。）に変更した場合に、会社の定める取扱範囲内で、会社の承諾を得て、この特約を変更後保険に付加して締結することができます。この場合には、医療保険普通保険約款第47条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）または新医療保険主約款第46条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）の規定を準用します。

第29条（介護保障保険に付加されている場合の特則）

この特約が介護保障保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- (2) 被保険者が主約款に定める介護給付金または介護年金の支払事由に該当し、主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、主約款の規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、主約款の規定により主契約の保険料の払込が再開した場合には、保険契約者は、以後のこの特約の保険料を払い込むことを要します。

第30条（終身介護保険、介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

この特約が終身介護保険、介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- (2) 被保険者が主約款に定める介護年金の支払事由に該当し、主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、主約款の規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。

第31条（特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「がん給付以外の責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第32条（解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第33条（介護一時金保険に付加されている場合の特則）

この特約が介護一時金保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）

を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。

第34条（介護一時金保険（定期型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が介護一時金保険（定期型）に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が介護一時金保険（定期型）に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとしします。

附則 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照）
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考4. (1)および(2)参照）
7. 10足指を失ったもの（備考5. 参照）
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考6. 参照）
9. 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考7. 参照）
10. 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考8. (1)参照）
11. 心臓に人工弁を置換したもの（備考8. (2)参照）
12. 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考9. 参照）
13. ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10. (1)および(2)参照）
14. 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10. (3)および(4)参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 呼吸器の障害

- (1)「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2)「酸素療法を受けたもの」とは、日常のかつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

8. 心臓の障害

- (1)「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。
- (2)「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

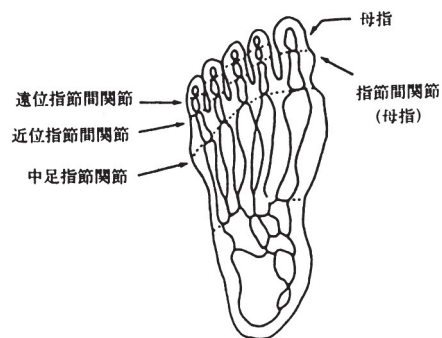
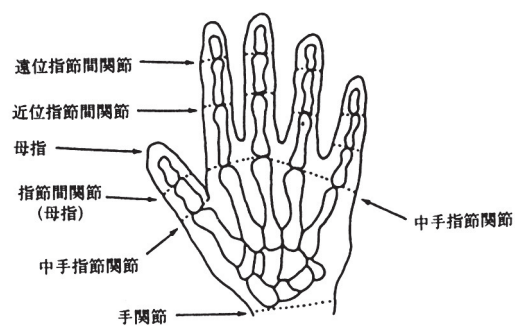
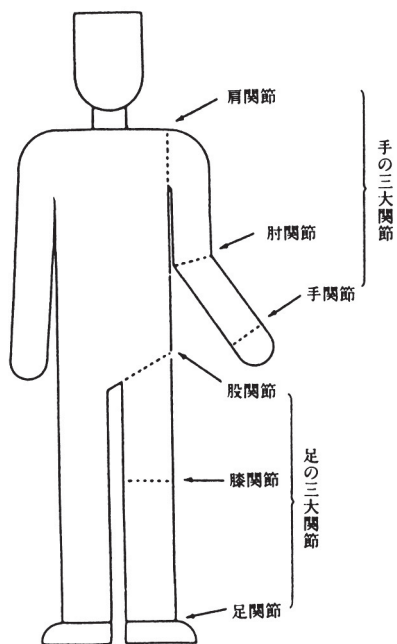
9. 腎臓の障害

- (1)「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2)「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3)「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1)「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2)「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3)「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4)「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>



約款

疾病障害による保険料払込免除特約条項

リビング・ニーズ特約条項

目次

第1条	特約の締結	第18条	主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合の特則
第2条	保険金の支払と請求	第19条	主契約に質権が設定される場合の特則
第3条	保険金を支払わない場合	第20条	管轄裁判所
第4条	特約の復活	第21条	主約款の規定の準用
第5条	特約の解約	第22条	積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
第6条	解約返戻金	第23条	積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則
第7条	特約の復旧	第24条	主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約もしくは無解約返戻金型通減定期保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則
第8条	特約の消滅	第25条	主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則
第9条	告知義務および告知義務違反	第26条	年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）またはユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）に付加されている場合の特則
第10条	重大事由による解除	第27条	介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則
第11条	契約者配当	第28条	主契約に無解約返戻金型就労不能障害特約が付加されている場合の特則
第12条	主契約に平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約または無解約返戻金型通減定期保険特約が付加されている場合の特則	第29条	特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則
第13条	平準定期保険、通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新通増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則		
第14条	ファミリー保険に付加されている場合の特則		
第15条	変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則		
第16条	連生終身保険に付加されている場合の特則		
第17条	年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則		

リビング・ニーズ特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

第2条（保険金の支払と請求）

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、会社の定める取扱範囲内で、主契約の死亡保険金額の一部または全部を主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。ただし、主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の保険金についてもおよぶものとします。
- 2 前項に定めるこの特約の保険金の受取人（以下、「特約保険金受取人」といいます。）は、会社所定の書類（別表4）を提出して、前項に定めるこの特約の保険金を請求して下さい。
- 3 この特約の保険金を支払ったときは、支払った保険金額と同額の主契約の保険金額が支払日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。この場合、この特約の保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、この特約により支払った保険金額については支払いません。
- 4 この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。
- 5 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の保険金を支払いません。
- 6 この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める計算方法により計算した、余命期間相当分の利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。
- 7 主契約の保険金の全部が支払われた場合、主契約は消滅するものとし、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合には各特約は継続するものとします。ただし、特約が消滅した時の入院に関する取扱は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 入院総合保障特約、家族入院総合保障特約、がん入院特約、配偶者がん入院特約、配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約、成人病特約、女性疾病特約、無解約返戻金型入院総合保障特約、無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約、無解約返戻金型子供入院総合保障特約、無解約返戻金型がん入院特約、無解約返戻金型配偶者がん入院特約、無解約返戻金型成人病特約、無解約返戻金型女性疾病特約、無解約返戻金型入院初期給付特約、無解約返戻金型入院長期給付特約、無解約返戻金型新入院総合保障特約、無解約返戻金型短期入院特約、無解約返戻金型入院初期プラス特約、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）または無解約返戻金型三大疾病入院特約が消滅した場合に、その消滅時に各特約の被保険者が各特約条項に規定する入院中のときは、その入院は各特約の保険期間中の入院とみなし、この場合の給付金日額（入院一時金額を含みます。）は、消滅した日の前日のそれと同額とします。
 - (2) 無解約返戻金型入院療養特約が消滅した場合に、その消滅時に特約の被保険者が無解約返戻金型入院療養特約条項に規定する入院中のときは、特約が消滅した日の属する月内の期間に限り、その入院は無解約返戻金型入院療養特約の保険期間中の入院とみなします。
- 8 この特約の保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第3条（保険金を支払わない場合）

被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により第2条（保険金の支払と請求）第1項の規定に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。

第4条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第5条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

第6条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第7条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第8条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第9条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第10条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第11条（契約者配当）

この特約に対しては契約者配当はありません。

第12条（主契約に平準定期保険特約、逦増定期保険特約、逦減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逦増定期保険特約または無解約返戻金型逦減定期保険特約が付加されている場合の特則）

- 1 主契約に平準定期保険特約、逦増定期保険特約、逦減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逦増定期保険特約または無解約返戻金型逦減定期保険特約が付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に平準定期保険特約、逦増定期保険特約、逦減定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逦増定期保険特約もしくは無解約返戻金型逦減定期保険特約の特約死亡保険金額または家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価を合算した額とします。ただし、合算される逦増定期保険特約、逦減定期保険特約、新逦増定期保険特約もしくは無解約返戻金型逦減定期保険特約の特約死亡保険金額または家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価については、第2項に定めるところによるものとします。
- 2 前項ただし書きの金額は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 合算される逦増定期保険特約の特約死亡保険金額
……………この特約の請求日における特約死亡保険金額
 - (2) 合算される逦減定期保険特約または無解約返戻金型逦減定期保険特約の特約死亡保険金額
……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における特約死亡保険金額
 - (3) 合算される家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価
……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項第8条（年金の一時支払）第1項または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価
 - (4) 合算される新逦増定期保険特約の特約死亡保険金額
……………この特約の請求日における特約死亡保険金額
- 3 保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条（保険金の支払と請求）第1項および第7項の規定にかかわらず、主契約、平準定期保険特約、逦増定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約および新逦増定期保険特約のこの特約の請求日における死亡保険金額または特約死亡保険金額ならびに逦減定期保険特約、無解約返戻金型逦減定期保険特約、家族収入特約および解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）のこの特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における特約死亡保険金額（家族収入特約については、家族収入特約条項第8条（年金の一時支払）第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）については、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価。以下、本条において同じとします。）のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
- 4 この特約の保険金の請求は、それぞれの特約保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
- 5 前項の規定にかかわらず、平準定期保険特約または無解約返戻金型平準定期保険特約が自動更新される場合には、平準定期保険特約または無解約返戻金型平準定期保険特約については、前項の「特約保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
- 6 第2条（保険金の支払と請求）第3項、同条第4項、同条第5項および同条第6項の規定は本条の場合に適用します。
- 7 前項および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による保険金額の減額については、つぎの各号に定めるところによるものとします。

- (1) 通増定期保険特約
……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する特約基準保険金額を減額したものとして取り扱います。
- (2) 通減定期保険特約
……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における通減定期保険特約の第1保険年度の特約死亡保険金額または特約基準保険金額を減額したものとして取り扱います。
- (3) 家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）
……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額について、家族収入特約条項第8条（年金の一時支払）第3項または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第4項の定めるところにより減額したものとして取り扱います。
- (4) 新通増定期保険特約
……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する特約基準保険金額を減額したものとして取り扱います。
- (5) 無解約返戻金型通減定期保険特約
……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における特約基準保険金額を減額したものとして取り扱います。

第13条（平準定期保険、通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新通増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が平準定期保険、通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新通増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）が自動更新される場合には、前項の「保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
- 3 この特約が通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、新通増定期保険または無解約返戻金型通減定期保険に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) 通増定期保険
……………この特約の請求日における死亡保険金額
 - (2) 通減定期保険または無解約返戻金型通減定期保険
……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額
 - (3) 家族収入保険または解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）
……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入保険普通保険約款第8条（年金の一時支払）第1項または解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）普通保険約款第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の家族年金の全部の現価
 - (4) 新通増定期保険
……………この特約の請求日における死亡保険金額
- 4 第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による保険金額の減額については、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) 通増定期保険
……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものとして取り扱います。
 - (2) 通減定期保険
……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この

特約の請求日における主契約の第1保険年度の死亡保険金額または基準保険金額を減額したものと
して取り扱います。

(3) 家族収入保険または解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）

……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額について、家族収入保険普通保険約款第8条（年金の一時支払）第3項または解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）普通保険約款第7条（年金の一時支払）第4項の定めるところにより減額したものと
して取り扱います。

(4) 新通増定期保険

……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものと
して取り扱います。

(5) 無解約返戻金型減定期保険

……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における主契約の基準保険金額を減額したものと
して取り扱います。

第14条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約がファミリー保険に付加されている場合、この特約の被保険者は主契約の「主たる被保険者」のみとします。
- 2 この特約がファミリー保険に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項の「主契約の死亡保険金額の一部または全部」を「主たる被保険者が死亡したときの主契約の死亡保険金額の全部」と読み替えます。
- 3 第2条（保険金の支払と請求）第7項の規定にかかわらず、主契約は妻子型保障に移行するものとします。

第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項の主契約の死亡保険金額は基本保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合で請求日の変動保険金も支払われます。ただし、変動保険金額が負の場合には、これを0とします。
- 2 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合、この特約条項中、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。
- 3 この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。

第16条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が連生終身保険に付加されている場合、この特約の保険金の請求はいずれかの被保険者が死亡または高度障害状態に該当した後であることを要します。
- 2 この場合の被保険者は、
 - (1) 第1被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき
……………第2被保険者
 - (2) 第2被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき
……………第1被保険者とします。

第17条（年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険に付加されている場合、この特約の保険金の請求は積立金額が基本死亡保険金額をこえない期間内であることを要します。
 - (1) 死亡保険金額を全部支払う場合
保険契約は消滅します。
 - (2) 死亡保険金額を一部支払う場合
この場合の支払額は、請求時の死亡保険金額内で定めることを要します。このとき積立金の残額により年金月額を再計算します。再計算された年金月額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- 2 この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。

第 18 条（主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合の特則）

主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合、それぞれの移行部分についてこの特約は消滅します。

第 19 条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- 1 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第 20 条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第 21 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主契約の規定を準用します。

第 22 条（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合、第 2 条（保険金の支払と請求）第 1 項の主契約の死亡保険金額は保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合で請求日の増加死亡保険金も支払われます。

第 23 条（積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険金の請求は予定利率に基づき計算された積立金額が基本死亡保険金額をこえない期間内であることを要します。
 - ① 死亡保険金額を全部支払う場合
保険契約は消滅します。
 - ② 死亡保険金額を一部支払う場合
この場合の支払額は、請求時の死亡保険金額内で定めることを要します。この時積立金の残額により基本年金額を再計算します。再計算された年金額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
 - (2) この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金の支払にかかわる確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。
 - (3) 第 2 条（保険金の支払と請求）第 1 項の主契約の死亡保険金額は積立利率変動型年金支払型特殊養老保険の死亡保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合で請求日の増加保険金も支払われます。

第 24 条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、増増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新増増定期保険特約もしくは無解約返戻金型通減定期保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、増増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新増増定期保険特約もしくは無解約返戻金型通減定期保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約条項第 2 条（特別条件）第 1 項第 1 号ア. に定める保険金削減期間中であるときには、第 2 条（保険金の支払と請求）第 1 項および第 6 項、第 12 条（主契約に平準定期保険特約、増増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新増増定期保険特約、または無解約返戻金型通減定期保険特約が付加されている場合の特則）第 1 項から第 3 項ならびに第 13 条（平準定期保険、増増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新増増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）第 3 項の規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約条項第 2 条（特別条件）第 1 項第 1 号ア. に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第 2 条（保険金の支払と請求）第 3 項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。

第 25 条（主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約を介護前払特約とあわせて主契約に付加する場合で、この特約の特約保険金の請求と介護前払特約の介護年金の請求を重ねて受けたときは、介護前払特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護前払特約の介護年金は支払いません。

第 26 条（年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）またはユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)、米国ドル建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)またはユーロ建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)に付加されている場合、この特約の保険金の請求は積立金額が基本死亡保険金額をこえない期間内であることを要します。
 - (1) 死亡保険金額を全部支払う場合
保険契約は消滅します。
 - (2) 死亡保険金額を一部支払う場合
この場合の支払額は、請求時の死亡保険金額内で定めることを要します。このとき積立金の残額により年金月額を再計算します。再計算された年金月額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- 2 支払抑制期間中に、この特約の保険金の請求をすることはできません。
- 3 第 2 条（保険金の支払と請求）第 1 項の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- 4 この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。

第 27 条（介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は介護年金の支払事由発生前であることを要します。
 - (1) 死亡給付金額を全部支払う場合
保険契約は消滅します。
 - (2) 死亡給付金額を一部支払う場合
この場合の支払額は、請求時の死亡給付金額内で定めることを要します。このとき死亡給付金の残額により介護年金額を再計算します。再計算された介護年金額が会社所定の金額に満たない場合には、介護年金および認知症加算年金の支払は行わず、死亡給付金の残額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- 2 第 2 条（保険金の支払と請求）第 1 項の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- 3 この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、死亡給付金、介護年金または認知症加算年金の支払を行いません。

第 28 条（主契約に無解約返戻金型就労不能障害特約が付加されている場合の特則）

第 2 条（保険金の支払と請求）第 7 項の規定にかかわらず、無解約返戻金型就労不能障害特約の就労不能障害年金の支払事由発生後にこの特約により主契約の保険金の全部が支払われた場合には、無解約返戻金型就労不能障害特約は消滅しません。

第 29 条（特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合、第 2 条（保険金の支払と請求）の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- 2 主契約に生存保険金特約が付加されている場合、第 2 条第 3 項から第 5 項および第 7 項に定める保険金に生存保険金は含みません。
- 3 第 1 保険期間中に、この特約の保険金の請求をすることはできません。

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 選択することができる支払方法
- 第3条 年金基金の設定または保険金等の据置
- 第4条 年金受取人または据置保険金等の受取人
- 第5条 年金証書および据置保険金等にかかる証書
- 第6条 年金支払日
- 第7条 据置期間
- 第8条 年金の種類
- 第9条 据置の内容
- 第10条 年金の分割支払
- 第11条 年金または据置保険金等の一時支払
- 第12条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払
- 第13条 年金受取人の変更
- 第14条 年金・死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続
- 第15条 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者
- 第16条 成年後見等の開始
- 第17条 特約の内容変更
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の消滅

- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付
- 第22条 年齢の計算
- 第23条 年齢および性別の誤りの処理
- 第24条 契約者配当
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用
- 第27条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則
- 第28条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則
- 第29条 傷害保険に付加された場合の特則
- 第30条 変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則
- 第31条 家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等について、一時支払にかわる支払方法により支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 2 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
- 3 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条（選択することができる支払方法）

- 1 この特約の締結により選択することができる支払方法は、つぎの各号のいずれかとし、詳しくは、この特約条項の規定に定めるところによるものとします。
 - (1) 年金支払。ただし、つぎの種類に限ります。
 - ア. 保証期間付夫婦連生終身年金
 - イ. 保証期間付終身年金
 - ウ. 確定年金（年金支払期間指定型）
 - エ. 確定年金（年金額指定型）
 - (2) 据置支払
- 2 前項に定める支払方法を選択するには、その支払方法について会社の定める計算方法により計算される年金額また

は据え置かれる保険金等の額が、会社の定める金額以上であることを要します。

- 3 第1項第1号ア. の保証期間付夫婦連生終身年金を選択する場合には、第8条（年金の種類）第1項第1号に定める配偶者の同意を得ることを要します。

第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当し、または据え置きます。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、つぎの各号のいずれかとします。ただし、第1号においてア. の保険金が支払われない場合または第2号においてア. の解約返戻金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。
- (1) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
- ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金（給付の名称の如何を問いません。ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まず、一時支払される年金開始日の前日の積立金を含むものとします。）
- イ. 主契約に付加された特約の給付金
- ウ. 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
- エ. その他、前ア. の保険金の支払時に会社が支払う金額
- (2) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
- ア. 主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後とする。また、保険料一時払の契約については、会社の定める期間の経過後とする。）に到来する主契約の契約当日に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の固有の解約または減額の規定により行われた主契約の解約または減額による解約返戻金相当額
- イ. 前ア. に伴うまたは前ア. と同時に行われた、主契約に付加されている特約の解約、減額または消滅による解約返戻金相当額
- ウ. 主契約または主契約に付加されている特約の前納保険料の清算金
- エ. その他前ア. の解約返戻金の支払時に会社が支払う金額
- オ. 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額
- 3 第2項の規定にかかわらず、月払契約、年払契約または半年払契約である養老保険、米国ドル建養老保険、ユーロ建養老保険、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）およびユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金相当額は、第2項第2号ア. に定める金額に当たりません。

第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）

- 1 この特約の年金受取人は、つぎの各号に定めるところによります。ただし、年金受取人が法人の場合には第8条（年金の種類）第1項第1号に定める保証期間付夫婦連生終身年金および同条同項第2号に定める保証期間付終身年金の取扱をしません。
- (1) 前条第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
- ……………年金開始日において会社の定める取扱範囲内の年齢である年金基金に充当された保険金等の受取人となります。ただし、保険金等の受取人が法人の場合には、その法人の指定した者を年金受取人とします。
- (2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
- ……………年金開始日において会社の定める取扱範囲内の年齢である主契約の保険契約者または被保険者とし、この特約の締結の際、保険契約者が指定することとします。
- 2 この特約の締結によって据え置かれる保険金等（以下、「据置保険金等」といいます。）の受取人（以下、「据置保険金等の受取人」といいます。）は、その保険金等の受取人となります。

第5条（年金証書および据置保険金等にかかる証書）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により保険金等が据え置かれたときは、会社は据置保険金等にかかる支払期間その他必要事項を記載した証書を据置保険金等の受取人に交付します。

第6条（年金支払日）

- 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。
- 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金開始日は、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア．に定める解約または減額の日とします。
- 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第7条（据置期間）

据置保険金等を据え置く期間（以下、「据置期間」といいます。）は、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間とします。

第8条（年金の種類）

- 年金の種類はつぎの各号のいずれかとし、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の申し出により、年金基金設定時は年金受取人の申し出により定めます。

- 保証期間付夫婦連生終身年金

あらかじめ定めた一定期間（以下、「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人の生存期間中、一定の年金（以下、「夫婦年金」といいます。）を支払います。年金受取人の死亡後は、夫婦年金の支払事由に定める配偶者の生存期間中、夫婦年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
夫婦年金	年金受取人または年金基金設定日に年金受取人と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者（以下、「配偶者」といいます。）が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人または年金受取人が死亡したときは配偶者	配偶者の故意による年金受取人の致死
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		死亡一時金受取人の故意による年金受取人または配偶者の致死

- 保証期間付終身年金

保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

- 確定年金

保険契約者または年金受取人の指定するつぎのいずれかの型により、一定の年金を支払います。

ア. 確定年金（年金支払期間指定型）

指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金を、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	——
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

イ. 確定年金（年金額指定型）

指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金額に従い定まる年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	指定された年金額	年金受取人	——
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金額に従い定まる年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金額に従い定まる年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

- 2 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。
- 3 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 4 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 第3項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 6 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 7 第3項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社へ提出してください。
- 8 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金の場合、第3項および第5項の死亡一時金受取人の変更は、配偶者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 9 第3項または第5項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 13 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が戸籍上の異動により第1項の規定に該当しなくなったときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 年金受取人は、会社所定の書類（別表4）を会社へ提出してください。

(2) 会社は、年金の種類をつぎに定める年金に改めるとともに年金額を会社の定める計算方法により改めます。

ア. 年金基金設定日以後保証期間中の最後の年金支払日前

保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金

イ. 保証期間経過後

終身年金

14 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が年金支払開始日前に死亡したときは、つぎのとおりとします。

(1) 年金受取人は、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

(2) 会社は、年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金に改めるとともに年金額を会社の定める計算方法により改めます。

15 第1項において、保証期間中に免責事由に該当して夫婦年金を支払わない場合には、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は年金受取人が死亡した時にさかのぼって消滅します。

16 前項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第9条（据置の内容）

1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第1項の規定により保険金等を据え置いた場合には、据置期間、保険金等を会社に据え置き、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息を支払います。

2 前項の規定による据置支払については、据置開始時における会社所定の利率および計算方法により、計算します。

3 会社は、主務官庁に届け出て、前項に定める利率を将来に向かって変更することがあります。ただし、本項の規定により前項に定める利率を変更する場合には、会社はその旨を、前項に定める利率の変更日の1か月前までに据置保険金等の受取人に通知します。

4 据置期間中に、据置保険金等の受取人が死亡したときは、第2項に定める利率および計算方法による据置保険金等の受取人の死亡時の据置保険金等を、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

5 前項の場合、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人については、前条第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第10条（年金の分割支払）

1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。

2 前項の場合、保証期間付夫婦連生終身年金において年金受取人が死亡しかつ配偶者がすでに死亡していた場合、または配偶者が死亡しかつ年金受取人がすでに死亡していた場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してそれぞれの法定相続人に支払います。

3 第1項の場合、保証期間付終身年金および確定年金において年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

4 第2項の年金受取人および配偶者の死亡時の法定相続人ならびに第3項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第8条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第11条（年金または据置保険金等の一時支払）

1 年金受取人は保証期間中または確定年金の年金支払期間中の年金の支払にかえて、保証期間または確定年金の年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。

2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金（夫婦年金を含みます。）はそのまま存続します。この場合、年金受取人に通知します。

3 第1項の規定により確定年金において会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。

4 据置保険金等の受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申し出がない限り、据置支払を取りやめてその時の据置保険金等の一部または全部を一時金として請求することができます。

5 前項の規定により会社が据置保険金等の全部を一時金として支払った場合には、この特約は消滅します。

第12条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

1 第8条（年金の種類）の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由発生前は年金受取人の申し出により、死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金受取人の申し出により、死亡一時金の支払にかえて、年金の種類に応じて、つぎの

期間中、死亡一時金受取人は年金を受け取ることができます。

- (1) 保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金
保証期間中
- (2) 確定年金
年金支払期間中

2 前項の場合、年金額は、第8条（年金の種類）第2項に定めるところにより計算された年金額と同額とします。ただし、年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金であり、かつ年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡した場合には、年金の種類を確定年金とみなして、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により年金額を再計算します。この場合、年金支払期間は、当初の保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金の保証期間と同じとします。

3 第1項の場合、この特約は、年金の種類に応じて、つぎの時に消滅します。

- (1) 保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金
保証期間が満了した時
- (2) 確定年金
年金支払期間が満了した時

4 第1項の規定により、死亡一時金の支払事由発生後、死亡一時金の支払にかえて年金を受け取る場合、死亡一時金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。（以後、死亡一時金受取人が年金受取人となるものとします。）

5 年金受取人の権利および義務を承継した死亡一時金受取人は、会社に対する通知により、新たに、死亡一時金受取人を指定して下さい。

6 前項の場合、新たな死亡一時金受取人については、第8条（年金の種類）第3項から第7項および第9項から第12項の規定を準用します。

第13条（年金受取人の変更）

年金受取人は、第8条（年金の種類）第1項に定める年金の種類が確定年金である場合に限り、会社の同意を得て、年金受取人の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

第14条（年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続）

年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第15条（法定相続人または死亡一時金受取人の代表者）

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第16条（成年後見等の開始）

- 1 年金受取人、死亡一時金受取人または据置保険金等の受取人（以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。）について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第17条（特約の内容変更）

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第 18 条（特約の解約）

- 1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
 - (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第 19 条（特約の消滅）

- 1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 第 8 条（年金の種類）の規定により死亡一時金が支払われたときまたは第 9 条（据置の内容）第 4 項の規定により据置保険金等が支払われたときは、この特約は消滅します。

第 20 条（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第 21 条（年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付）

年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付は取り扱いません。

第 22 条（年齢の計算）

年金受取人および配偶者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 23 条（年齢および性別の誤りの処理）

年金受取人および配偶者の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第 24 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 25 条（管轄裁判所）

この特約における年金、死亡一時金または据置保険金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 26 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 27 条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、特別勘定による運用はしません。

第 28 条（積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 29 条（傷害保険に付加された場合の特則）

この特約が傷害保険に付加された場合には、第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 1 号ア．を「主契約の災害死亡保険金または主約款に定める附則 1 の第 1 級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金もしくは災害高度障害保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金または給付金を含まないものとします。）」と読み替えて適用します。

第30条（変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則）

- 1 この特約が変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号ア．をつぎのとおり読み替えます。
「ア．主契約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金を含まないものとし、かつ、変額年金保険（最低年金原資保証型）普通保険約款第19条（年金原資の一時支払）の規定により支払われる年金原資を含むものとし、）」
- 3 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア．をつぎのとおり読み替えます。
「ア．主契約の契約日から会社の定める期間の経過後に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の固有の解約または減額の規定により行われた主契約の解約または減額による解約返戻金相当額」
- 4 第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）第1項第2号をつぎのとおり読み替えます。
「(2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
……………主契約の保険契約者または年金受取人とし、この特約の締結の際、保険契約者が指定することとします。」
- 5 年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第31条（家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則）

- 1 この特約が家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第1項の規定による保険金等の据え置きをすることはできません。
- 3 第3条第2項第1号ア．をつぎのとおり読み替えます。
「ア．主契約および主契約に付加された特約の保険金ならびに家族年金、特約家族年金、高度障害年金および特約高度障害年金の年金現価（ただし、リビング・ニーズ特約の保険金を含みません。）」

介護前払特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 介護年金の支払
- 第3条 介護年金を支払わない場合
- 第4条 戦争その他の変乱
- 第5条 介護年金の分割支払
- 第6条 介護年金の請求、支払の手続
- 第7条 特約の復活
- 第8条 特約の解約
- 第9条 解約返戻金
- 第10条 特約の復旧
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 告知義務および告知義務違反
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 契約者配当
- 第15条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第16条 管轄裁判所

- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 主契約に質権が設定される場合の特則
- 第19条 主契約が保険料一時払の契約である場合の特則
- 第20条 変額保険（終身型）に付加されている場合の特則
- 第21条 連生終身保険に付加されている場合の特則
- 第22条 積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
- 第23条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第24条 主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則
- 第25条 主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則
- 第26条 特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則

介護前払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が所定の要介護状態となった場合に、保険契約の死亡保険金の一部について、介護年金の支払により保険金の前払を保障するものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

第2条（介護年金の支払）

- 1 この特約で、支払う介護年金の種類、介護年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

名称		支払事由	支払額	受取人
介護年金	第1回介護年金	この特約の責任開始期以後、つぎのいずれにも該当したとき (1) 介護年金の請求に必要な書類が会社に到着していること (2) 第1回介護年金の支払日（第1回介護年金の請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、同じとします。）が主契約の保険料払込期間経過後であること (3) 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満65歳以上であること (4) 第1回介護年金の支払日において、被保険者が公的介護保険制度（備考1.）による要介護認定（備考2.）または要介護更新認定（備考3.）を受け、要介護4または5に該当していると認定されていること（附則）	介護年金額	主契約の高度障害保険金の受取人
	第2回以後介護年金	第1回介護年金の支払日の1年目ごとの応当日（以下、「介護年金支払応当日」といいます。）において、つぎのいずれにも該当したとき (1) 介護年金の請求に必要な書類が会社に到着していること (2) 被保険者が公的介護保険制度（備考1.）による要介護認定（備考2.）または要介護更新認定（備考3.）を受け、要介護4または5に該当していると認定されていること（附則）		

- 2 前項に規定する介護年金の支払事由に該当する場合であっても、その日を含めて1年以内に介護年金の支払事由が発生していたときには、介護年金を支払いません。
- 3 公的介護保険制度（備考1.）に定める要介護4または5の状態が中断し、介護年金支払応当日において介護年金の支払事由に該当せず、介護年金が支払われない場合には、新たに介護年金の支払事由に該当したときに第1項に定める第1回介護年金を支払い、その日の1年目ごとの応当日を新たな介護年金支払応当日とし、以後第1項に定める第2回以後介護年金を支払います。
- 4 第1項に定める介護年金額は、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日において会社所定の範囲内からこの特約の介護年金の受取人が指定した金額とします。
- 5 この特約の介護年金を支払ったときは、前項の規定による介護年金額に相当する、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日における会社所定の率により計算された保険金額（以下、「前払対象保険金額」といいます。）と同額の主契約の保険金額が、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。この場合、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、この特約による前払対象保険金額に相当する保険金額については支払いません。
- 6 この特約の介護年金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の介護年金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金を支払いません。
- 7 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の介護年金を支払いません。
- 8 この特約の介護年金の支払に際して、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。
- 9 第1項に定める主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の介護年金についてもおよぶものとします。
- 10 主契約の保険金の一部が支払われた場合には、各特約は継続するものとします。

第3条（介護年金を支払わない場合）

被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項に規定する公的介護保険制度（備考1.）に定める要介護4または5の状態に該当した場合には、会社は、この特約の介護年金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の薬物依存（備考 4.）

第 4 条（戦争その他の変乱）

被保険者が戦争その他の変乱によって第 2 条（介護年金の支払）第 1 項の規定に該当した場合に、その原因によって同項の規定による支払うべき金額の増加が、この特約の計算の基礎に影響をおよぼすときは、会社は、第 2 条（介護年金の支払）第 5 項に定める前払対象保険金額の計算に用いられる会社所定の率を変更することがあります。

第 5 条（介護年金の分割支払）

- 1 第 2 条（介護年金の支払）第 1 項にかかわらず、この特約の介護年金の受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で、1 年分の介護年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1 回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、介護年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の分割支払中に被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する保険年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

第 6 条（介護年金の請求、支払の手続）

この特約の介護年金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第 7 条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第 8 条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

第 9 条（解約返戻金等）

- 1 この特約には解約返戻金はありません。
- 2 介護年金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第 10 条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第 11 条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険に変更されたとき
- (3) リビング・ニーズ特約条項に規定する特約保険金が支払われたとき
- (4) 第 2 条（介護年金の支払）第 5 項に定める前払対象保険金額の合計額が会社所定の金額を超えるとき

第 12 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 13 条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第 14 条（契約者配当）

この特約に対しては契約者配当はありません。

第 15 条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の変更内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項のこの特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第 16 条（管轄裁判所）

この特約の介護年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第 17 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主契約の規定を準用します。

第 18 条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- 1 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第 19 条（主契約が保険料一時払の契約である場合の特則）

この特約が保険料一時払の主契約に付加された場合には、第2条（介護年金の支払）第1項中、「主契約の保険料払込期間経過後であること」とあるのを「契約日以後であること」と読み替えます。

第 20 条（変額保険（終身型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が変額保険（終身型）に付加されている場合には、第2条（介護年金の支払）第5項の主契約の保険金額は基本保険金額および変動保険金額を合計した金額とします。ただし、変動保険金額が負の場合には、これを0とします。
- 2 この特約が変額保険（終身型）に付加されている場合には、この特約条項中、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

第 21 条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約の介護年金の請求はいずれかの被保険者が死亡または高度障害状態に該当した後であることを要します。
- 2 この場合の被保険者は、
 - (1) 第1被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき
……………第2被保険者
 - (2) 第2被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき
……………第1被保険者とします。

第 22 条（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、第2条（介護年金の支払）第5項の主契約の保険金額は保険金額および増加死亡保険金額を合計した金額とします。

第 23 条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、移行部分についてこの特約は消滅します。

第 24 条（主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、第 1 回介護年金の支払日が、特別条件付保険特約条項第 2 条（特別条件）第 1 項第 1 号ア. に定める保険金削減期間中であるときには、この特約の介護年金を支払いません。この場合、この特約の介護年金の請求がなかったものとして取り扱います。

第 25 条（主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約をリビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合で、リビング・ニーズ特約の特約保険金の請求とこの特約の介護年金の請求を重ねて受けたときは、この特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金は支払いません。

第 26 条（特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

- この特約が特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合、第 2 条（介護年金の支払）の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- 主契約に生存保険金特約が付加されている場合、第 2 条第 6 項および第 7 項に定める保険金に生存保険金は含まれません。

備考**1. 公的介護保険制度**

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に基づく介護保険制度をいいます。

2. 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 19 条に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分について市町村の認定をいいます。

3. 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 28 条第 2 項に定義される要介護認定の更新をいいます。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

附則 対象となる要介護 4 または 5 の状態

対象となる要介護 4 または 5 の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年 4 月 30 日 厚生省令第 58 号）」第 1 条第 1 項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護 4	要介護認定等基準時間が 90 分以上 110 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護 5	要介護認定等基準時間が 110 分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

割増年金支払特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金の設定
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金証書
- 第5条 年金支払日
- 第6条 年金の種類
- 第7条 年金の分割支払
- 第8条 年金の一時支払
- 第9条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払
- 第10条 年金および死亡一時金の請求、支払の手続
- 第11条 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者
- 第12条 成年後見等の開始
- 第13条 特約の内容変更
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅
- 第16条 年金受取人に対する貸付
- 第17条 年齢の計算

- 第18条 年齢および性別の誤りの処理
- 第19条 契約者配当
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則
- 第23条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則
- 第24条 傷害保険に付加された場合の特則
- 第25条 変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則
- 第26条 家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則

割増年金支払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等の受取人が障害者である場合に、一時支払にかえて割増された年金を支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、つぎの各号のいずれにも該当する場合に、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
 - (1) 保険金等の受取人が、保険契約者による申し出の場合には申し出時において、保険金等の受取人による申し出の場合には保険金等の支払事由発生時において、つぎのいずれかに該当すること
 - ア. 主契約の被保険者
 - イ. 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - ウ. 主契約の被保険者の直系血族
 - エ. 主契約の被保険者の3親等以内の親族
 - (2) 保険金等の受取人がつぎのいずれかに該当し、将来、独立自活することが困難であると会社が認めること
 - ア. 知的障害者
(知的障害者とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあると会社が認めた者をいいます。)
 - イ. 身体障害者（附則1）
 - ウ. 精神または身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度がア.またはイ.と同等と会社が認めた者
- 2 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人の受取割合に応じて、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。ただし、この特約を締結することができるのは、前項に定める場合に限りです。
- 3 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条（年金基金の設定）

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各号の金額の合計とします。ただし、第1号の保険金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。
 - (1) 主契約および主契約に付加された特約の保険金（給付の名称の如何を問いません。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まず、一時支払される年金開始日の前日の積立金を含むものとします。）
 - (2) 主契約に付加された特約の給付金
 - (3) 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
 - (4) その他、第1号の保険金の支払時に会社が支払う金額

第3条（年金受取人）

この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。

第4条（年金証書）

第2条（年金基金の設定）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。

第5条（年金支払日）

- 1 年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第6条（年金の種類）

- 1 年金の種類は保証期間付終身年金とし、保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存している場合に限りその生存期間中、年金を支払います。年金または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額、受取人および支払事由に該当しても年金または死亡一時金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

- 2 前項に定める保証期間付終身年金における保証期間は、会社の定める取扱範囲内で、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の申し出により、年金基金設定時は年金受取人の申し出により定めます。この場合、その保証期間について会社の定める計算方法により計算される年金額が、会社の定める金額以上であることを要します。
- 3 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。ただし、この特約の締結時における会社所定の利率および計算方法により計算された年金額を下まわることはありません。
- 4 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、年金受取人は、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 5 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 第4項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 7 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

- 8 第4項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 9 第4項または第6項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第7条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 3 前項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第6条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第8条（年金の一時支払）

- 1 年金受取人は保証期間中の年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金はそのまま存続します。この場合、年金受取人に通知します。

第9条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

- 1 第6条（年金の種類）の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由発生前は年金受取人の申し出により、死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金受取人の申し出により、死亡一時金の支払にかえて、保証期間中、死亡一時金受取人は年金を受け取ることができます。
- 2 前項の場合、年金額は、第6条（年金の種類）第3項に定めるところにより計算された年金額と同額とします。ただし、年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡した場合には、年金の種類を確定年金とみなして、第6条（年金の種類）第3項の規定を準用して年金額を再計算します。この場合、年金支払期間は、当初の保証期間付終身年金の保証期間と同じとします。
- 3 第1項の場合、この特約は、保証期間が満了した時に消滅します。
- 4 第1項の場合、死亡一時金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 5 前項の場合、死亡一時金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 6 前項の場合、死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人については、第6条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金に関する規定を準用します。
- 7 死亡一時金受取人は、第1項に定める年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 8 前項の規定により会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。

第10条（年金および死亡一時金の請求、支払の手続）

年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第11条（法定相続人または死亡一時金受取人の代表者）

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第 12 条（成年後見等の開始）

- 1 年金受取人または死亡一時金受取人の受取人（以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。）について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第 13 条（特約の内容変更）

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社の定める取扱範囲内で、保証期間その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社の定める取扱範囲内で、保証期間その他年金支払の内容を変更することができます。

第 14 条（特約の解約）

- 1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
 - (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第 15 条（特約の消滅）

- 1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 第 6 条（年金の種類）の規定により死亡一時金が支払われたときは、この特約は消滅します。
- 3 年金基金設定日前に保険金等の受取人が第 1 条（特約の締結）第 1 項第 2 号に定める状態に該当しなくなったときは、この特約は消滅します。
- 4 年金基金設定日前に保険金等の受取人が死亡したときは、この特約は消滅します。
- 5 保険金等の支払事由発生前に保険金等の受取人が変更されたときは、この特約は消滅します。

第 16 条（年金受取人に対する貸付）

年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

第 17 条（年齢の計算）

年金受取人の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 18 条（年齢および性別の誤りの処理）

年金受取人の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第 19 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 20 条（管轄裁判所）

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 21 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 22 条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合には、年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、特別勘定による運用はしません。

第 23 条（積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合には、年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 24 条（傷害保険に付加された場合の特則）

この特約が傷害保険に付加された場合には、第 2 条（年金基金の設定）第 2 項第 1 号を「主契約の災害死亡保険金または主約款に定める附則 1 の第 1 級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金もしくは災害高度障害保険金（ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約の締結によって据え置かれた保険金または給付金を含まないものとします。）」と読み替えて適用します。

第 25 条（変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則）

1 この特約が変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。

2 第 2 条（年金基金の設定）第 2 項第 1 号をつぎのとおり読み替えます。

「(1) 主契約の保険金（ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約の締結によって据え置かれた保険金を含まないものとし、かつ、変額年金保険（最低年金原資保証型）普通保険約款第 19 条（年金原資の一時支払）の規定により支払われる年金原資を含むものとします。）」

3 年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 26 条（家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則）

この特約が家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合には、第 2 条（年金基金の設定）第 2 項第 1 号を「主契約および主契約に付加された特約の保険金ならびに家族年金、特約家族年金、高度障害年金および特約高度障害年金の年金現価（ただし、リビング・ニーズ特約の保険金を含みません。）」と読み替えて適用します。

附則 1 身体障害者

身体障害者とは、身体障害者福祉法施行規則第5条（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号（身体障害者障害程度等級表）の障害の級別1級から3級に定める程度の障害の状態（下表）がある者をいいます。

級別	身体障害
1 級	1. 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの 2. 両上肢の機能を全廃したもの 3. 両上肢を手関節以上で欠くもの 4. 両下肢の機能を全廃したもの 5. 両下肢の大腿の二分の一以上で欠くもの 6. 体幹の機能障害により坐っていることができないもの 7. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 8. 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの 9. 心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 10. じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 11. 呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 12. ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 13. 小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 14. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2 級	15. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 16. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの 17. 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう） 18. 両上肢の機能の著しい障害 19. 両上肢のすべての指を欠くもの 20. 1上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 21. 1上肢の機能を全廃したもの 22. 両下肢の機能の著しい障害 23. 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 24. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 25. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの 26. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 27. 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの 28. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの

級別	身体障害
3 級	29. 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの 30. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90 % 以上のもの 31. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） 32. 平衡機能の極めて著しい障害 33. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失 34. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 35. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 36. 1 上肢の機能の著しい障害 37. 1 上肢のすべての指を欠くもの 38. 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの 39. 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 40. 1 下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 41. 1 下肢の機能を全廃したもの 42. 体幹の機能障害により歩行が困難なもの 43. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 44. 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの 45. 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 46. じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 47. 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 48. ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 49. 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 50. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

(注)

1. 身体障害の状態が、身体障害者障害程度等級表の 4 級の障害の 2 種目以上に重複して該当するために 3 級とみなされる場合、または 4 級以下の異なる等級の障害の 2 種目以上に重複して該当するために 3 級以上とみなされる場合も本表に該当したものとします。

(備考)

1. 指を欠くもの
「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第 1 指骨間関節以上を欠くものをいいます。
2. 指の機能障害
「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
3. 上・下肢の障害
 - (1) 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。
 - (2) 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

指定代理請求特約条項

目次

この特約の趣旨

第1条	特約の締結	第9条	主約款および各特約の特約条項の規定の準用
第2条	特約の対象となる保険金等	第10条	主契約が更新される場合等の特則
第3条	指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回	第11条	ファミリー保険に付加されている場合の特則
第4条	指定代理請求人等による保険金等の請求	第12条	連生終身保険に付加されている場合の特則
第5条	告知義務違反による解除および重大事由による解除	第13条	保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
第6条	特約の解約	第14条	割増年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
第7条	主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱	第15条	配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合の特則
第8条	保険金等の受取人の成年後見等の開始		

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主契約の被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定によってこの特約を付加したときは、保険契約者に通知します。
- 3 この特約の締結日は、主契約の責任開始期とします。ただし、主契約締結の後に付加した場合は、会社が承諾した日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金等（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）

- 1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。
 - (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (4) 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等（名称の如何を問わず、主契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
 - (5) 前4号のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱い

ます。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- 1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情（以下、「特別な事情」といいます。）があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、会社所定の書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他、前2号に準じる状態である場合
- 2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする者）が、会社所定の書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人として指定されていなかったものとし、かつ、第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。なお、本項の規定により指定代理請求人として指定されていなかったものとするときは、第3項第3号に該当するものとして取り扱います。
- 6 前5項のほか、保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第8条（保険金等の受取人の成年後見等の開始）

- 1 保険金等の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金等の受取人もしくは指定代理請求人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（主契約が更新される場合等の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約の全部または一部が他の保険契約に変換される場合には、変換後の契約にもこの特約が自動的に付加され、そのまま継続するものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、更新日または変換後の保険契約の締結日（以下、「変換日」といいます。）に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は、更新日または変換日に会社が締結を取り扱っている他の特約または保険契約（この特約と趣旨を同一とするものに限りします。）に変更され継続するものとします。

第11条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

この特約がファミリー保険に付加されている場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。ただし、妻子型保障および妻型保障の場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者の妻」と読み替えます。

第12条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。ただし、第1条（特約の締結）第1項および第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）中、「主契約の被保険者の同意を得て」については、「主契約の第1被保険者および第2被保険者の同意を得て」と読み替えます。

第13条（保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。
「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限りします。」
 - (2) 第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）

- 1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
 - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 年金受取人の直系血族
 - (3) 年金受取人の3親等内の親族
 - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
 - (5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

第14条（割増年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 割増年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日前、主契約の被保険者および割増年金支払特約の年金受取人の同意を得て、保険契約者の申し出により、会社の承諾を得て、割増年金支払特約の将来の年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。
 - (2) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、割増年金支払特約による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。
 - (3) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号または第2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、割増年金支払特約による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」
- 3 第1項第1号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）」

- 1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主契約の被保険者および割増年金支払特約の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された割増年金支払特約の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
 - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 年金受取人の直系血族
 - (3) 年金受取人の3親等内の親族
 - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
 - (5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日前、保険契約者は、主契約の被保険者および年金受取人の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、年金受取人は、第1項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」- 4 第1項第2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）」

- 1 この特約を付加した場合、割増年金支払特約の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された割増年金支払特約の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
 - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 年金受取人の直系血族
 - (3) 年金受取人の3親等内の親族
 - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
 - (5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

第15条（配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合の特則）

この特約が配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合は、特約条項中「主契約の被保険者」とあるのを、「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

特別条件付保険特約条項

目次

第1条	特約の適用	第12条	特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則
第2条	特別条件	第13条	がん診断保険に付加されている場合の特則
第3条	契約内容の変更の制限	第14条	介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則
第4条	変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則	第15条	介護一時金保険または介護一時金保険（定期型）に付加されている場合の特則
第5条	連生終身保険に付加されている場合の特則	第16条	解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に付加されている場合の特則
第6条	積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則	第17条	平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則
第7条	積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則		
第8条	特約の消滅		
第9条	新通増定期保険に付加されている場合の特則		
第10条	主契約または特約に特別保険料領収法が附加される場合の特則		
第11条	終身介護保険に付加されている場合の特則		

特別条件付保険特約条項

第1条（特約の適用）

保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないと認めたときは、会社は、この特約を適用します。

第2条（特別条件）

1 この特約が適用された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を付加します。

(1) 保険金・給付金削減支払法

ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡したまたは高度障害状態（別表1）に該当し、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

イ. 会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が死亡したまたは被保険者が入院もしくは手術を受け、主約款また

は特約条項の規定により給付金（入院一時金を含みます。以下、本号において同じとします。）が支払われるときは、支払うべき入院給付金日額（入院一時金額を含みます。以下、本号において同じとします。）に前ア. に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき入院給付金日額を基準として、給付金を支払います。

(2) 特別保険料領収法

ア. 保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。

イ. この条件が付加された主契約または特約（主約款または特約条項の規定により解約返戻金がない保険契約を除きます。）の解約返戻金については、前ア.の特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、主約款または特約条項の規定を適用して計算します。また、責任準備金についても、前項の特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。

ウ. 復活の際にこの条件を付加する場合、付加しない場合と責任準備金の差額があるときは、保険契約者は、これを払い込むことを要します。

エ. 主約款の規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合は、この特約の特別保険料の払込を免除します。

2 前項第1号の条件が付加された契約について、主約款または特約条項の規定により年金月額または年金現価を支払うときは、これらについても前項第1号ア. の規定を準用します。

第3条（契約内容の変更の制限）

1 この特約が適用された保険契約については、主約款に規定する契約内容の変更等のうち、つぎの各号の取扱は行いません。

- (1) 払済保険への変更（ただし、保険金削減期間の経過後または会社の取扱範囲内である場合は取り扱います。）
- (2) 延長定期保険への変更
- (3) 原保険契約への復旧
- (4) 保険期間の変更
- (5) 年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険における年金開始日の繰下げ
- (6) 保険料払込期間の変更

2 主契約に付加された特約のみに特別条件が適用されているときは、前項の規定にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で、前項第1号から第3号の取扱を行います。

3 この特約が付加されている保険契約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 前条第1項第1号に定める特別条件が適用されている場合には、主約款の規定にかかわらず、主契約の保険期間満了の日までに保険金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の保険契約には更新前に付加した特別条件は適用されません。
- (2) 前条第1項第2号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の保険契約の特別保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の保険契約の保険期間に基づいて計算します。

第4条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

1 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約を付加した場合で、特別保険料払込中または保険金削減期間中は、会社は、自動延長定期保険への変更を取り扱いません。
- (2) 第2条（特別条件）第1項第1号ア. ①中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から変動保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と変動保険金額の合計額。ただし、変動保険金額が負の場合には、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じて得た金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特別条件）第1項第1号ア. ②中、「支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額」は「支払うべき保険金額から一時払保険料および変動保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料および変動保険金額の合計額。ただし、変動保険金額が負の場合には、支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特別条件）第1項第2号イ. の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。また、責任準備金についても、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。

- (5) 第3条（契約内容の変更の制限）中、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。
- (6) 特別保険料は、主約款に定める特別勘定による運用はしません。
- (7) 主約款の契約者貸付の規定中、「解約返戻金の9割（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額）」は「解約返戻金の9割（特別保険料に対する解約返戻金を含みません。本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額）」と読み替えます。
- (8) この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合には、変額保険（有期型）普通保険約款第45条（変額保険・一時払への変更）は取り扱いません。
- (9) 特別保険料領収法が付加された場合には、「変額払済保険」への変更は取り扱いません。

第5条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。

第6条（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特別条件）第1項第1号ア. ①中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。
- (2) 積立利率変動型終身保険の場合、第2条（特別条件）第1項第1号ア. ②中、「支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額」は「支払うべき保険金額から一時払保険料および増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料および増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特別条件）第1項第2号イ. の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。また、責任準備金についても、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。
- (4) 特別保険料は、主約款第2条（積立金）の規定は適用しません。
- (5) 特別保険料領収法が付加された場合には、「払済保険」への変更は取り扱いません。

第7条（積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特別条件）第1項第1号ア. ①中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）第1項第2号イ. の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。また、責任準備金についても、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。
- (3) 特別保険料は、主約款第2条（積立金）の規定は適用しません。
- (4) 特別保険料領収法が付加された場合には、「払済保険」への変更は取り扱いません。

第8条（特約の消滅）

会社が、第2条（特別条件）第1項に定める条件が付加されている契約について、会社所定の取扱条件を満たし、かつ、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合することを承諾した場合、会社の定める取扱範囲内で、この特約は将来に向かって消滅します。この場合、この特約が消滅することによる解約返戻金の差額があるときは、これを保険契約者に支払います。

第9条（新逋増定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が新逋増定期保険に付加されている場合には、「払済保険」は「払済終身保険」と読み替えます。

第10条（主契約または特約に特別保険料領収法が付加される場合の特則）

1 平成21年2月26日以前に締結（更新および特約の中途付加を含みます。）された保険契約に、特別保険料領収法が付加されている場合または復活の際に特別保険料領収法が付加される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本項の対象となる保険種類は、つぎのいずれかの保険種類とします。

- ア. 修正払込方式終身保険
- イ. 有期払込終身保険
- ウ. 養老保険
- エ. 平準定期保険
- オ. 通増定期保険
- カ. 年金支払型特殊養老保険
- キ. 米国ドル建終身保険
- ク. 終身保険
- ケ. 新通増定期保険
- コ. 低解約返戻金型平準定期保険
- サ. 米国ドル建年金支払型特殊養老保険
- シ. 米国ドル建養老保険
- ス. ユーロ建終身保険
- セ. ユーロ建養老保険
- ソ. ユーロ建年金支払型特殊養老保険
- タ. 平準定期保険特約
- チ. 通増定期保険特約
- ツ. 新通増定期保険特約

(2) 第2条第1項第2号を以下のとおり読み替え適用します。

「(2) 特別保険料領収法

保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。この場合、特別保険料に対する解約返戻金はありません。なお、主約款の規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合は、この特約の特別保険料の払込を免除します。」

(3) 第3条（契約内容の変更の制限）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「(1) 払済保険への変更（ただし、特別保険料払込期間および保険金削減期間の経過後は取り扱います。）」

(4) 第8条（特約の消滅）を以下のとおり読み替え適用します。

「第8条（特約の消滅）

会社が、第2条（特別条件）第1項に定める条件が付加されている契約について、会社所定の取扱条件を満たし、かつ、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合することを承諾した場合、会社の定める取扱範囲内で、この特約は将来に向かって消滅します。

」

2 平成25年3月31日以前に締結（更新および特約の中途付加を含みます。）された保険契約に、特別保険料領収法が付加されている場合または復活の際に特別保険料領収法が付加される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本項の対象となる保険種類は、つぎのいずれかの保険種類とします。

- ア. 通減定期保険
- イ. ファミリー保険
- ウ. 家族収入保険
- エ. 変額保険（終身型）
- オ. 変額保険（有期型）
- カ. 連生終身保険
- キ. 積立利率変動型終身保険
- ク. 積立利率変動型年金支払型特殊養老保険
- ケ. 積立利率変動型修正払込方式終身保険
- コ. 通減定期保険特約
- サ. 災害死亡給付特約
- シ. 家族収入特約
- ス. 入院総合保障特約
- セ. 家族入院総合保障特約
- ソ. 傷害特約

- タ. 配偶者傷害特約
- チ. 子供傷害特約
- ツ. 配偶者入院総合保障特約
- テ. 子供入院総合保障特約
- ト. 成人病特約
- ナ. 女性疾病特約

(2) 本項の場合には、前項第2号から第4号までの規定を準用します。

3 つぎのいずれかの保険種類に、特別保険料領収法が付加されている場合または復活の際に特別保険料領収法が付加される場合には、第1項第2号から第4号までの規定を準用します。

- ア. 医療保険
- イ. 新医療保険
- ウ. 終身介護保険
- エ. 解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）
- オ. 解約返戻金抑制型就労不能障害保険

第11条（終身介護保険に付加されている場合の特則）

この特約が終身介護保険に付加されている場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

(1) 介護年金削減支払法

会社の定めた介護年金削減期間内に、被保険者が死亡したまたは被保険者が所定の状態に該当し、主約款の規定により介護年金または死亡給付金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて第1回介護年金または死亡給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき介護年金額または死亡給付金額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を介護年金または死亡給付金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき介護年金または死亡給付金の全額を支払います。

経過期間 介護年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

第12条（特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

(1) 保険金・給付金削減支払法

会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額を特定疾病保険金として支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。ただし、死亡給付金については本規定を適用しません。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—

経過期間 保険金削減期間	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内
2 年	30 %	60 %	—	—	—
3 年	25 %	50 %	75 %	—	—
4 年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5 年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

第 13 条（がん診断保険に付加されている場合の特則）

この特約ががん診断保険に付加されている場合には、第 2 条第 1 項第 1 号を以下のとおり読み替え適用します。

（1）保険金・給付金削減支払法

会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額をがん診断保険金または上皮内がん診断保険金として支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第 2 号に定める特別保険料を含みます。ただし、死亡給付金については本規定を適用しません。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…がん診断保険金については、がん診断保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と一時払保険料の合計額とし、上皮内がん診断保険金については、その合計額に上皮内がん支払割合を乗じて得た金額。

経過期間 保険金削減期間	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内
1 年	50 %	—	—	—	—
2 年	30 %	60 %	—	—	—
3 年	25 %	50 %	75 %	—	—
4 年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5 年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

第 14 条（介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

この特約が介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合には、第 2 条第 1 項第 1 号を以下のとおり読み替え適用します。

（1）給付金・年金削減支払法

会社の定めた給付金・年金削減期間内に、被保険者が死亡したまたは被保険者が所定の状態に該当し、主約款の規定により死亡給付金、介護年金または認知症加算年金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて死亡給付金、第 1 回介護年金または認知症加算年金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき死亡給付金額または介護年金額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を死亡給付金、介護年金または認知症加算年金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表 2）または感染症（別表 10）である場合には、支払うべき死亡給付金、介護年金または認知症加算年金の全額を支払います。

経過期間 給付金・年金削減期間	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内
1 年	50 %	—	—	—	—
2 年	30 %	60 %	—	—	—
3 年	25 %	50 %	75 %	—	—

経過期間 給付金・年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

第15条（介護一時金保険または介護一時金保険（定期型）に付加されている場合の特則）

この特約が介護一時金保険または介護一時金保険（定期型）に付加されている場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

（1）介護一時金削減支払法

会社の定めた介護一時金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主約款の規定により介護一時金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて介護一時金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき介護一時金額に次表に定める割合を乗じて得た額を介護一時金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき介護一時金の全額を支払います。

経過期間 介護一時金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

第16条（解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に付加されている場合の特則）

この特約を解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に適用する場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

（1）給付金・年金削減支払法

① 会社の定めた給付金・年金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主約款または特約条項の規定により就労不能障害年金、特定障害年金、就労障害サポート年金または就労不能障害一時金（以下、「就労不能障害年金等」といいます。）が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて就労不能障害年金等の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき就労不能障害年金等の額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を就労不能障害年金等として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき就労不能障害年金等の全額を支払います。

② ①にかかわらず、特定障害年金もしくは就労障害サポート年金を支払った後に新たに就労不能障害年金を支払う場合、就労障害サポート年金を支払った後に新たに特定障害年金を支払う場合または特定障害年金を支払った後に新たに就労障害サポート年金を支払う場合、契約日または復活日からその日を含めて新たに就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金（以下、「年金」といいます。）の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、新たに支払うべき年金の額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を年金として支払います。

経過期間 給付金・年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—

経過期間 給付金・年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

第17条（平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）

この特約が平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

(1) 保険金削減支払法

会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が保険金の支払事由に該当し、主約款の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額を死亡保険金、高度障害保険金または重度介護保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

特定障害不担保特約条項

目次

第1条	特約条項の適用	第4条	特約の消滅
第2条	不担保とする特定障害	第5条	解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返
第3条	主契約に付加された新買増権保証特約による買 増保険契約における取扱		戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金 型就労不能障害一時金特約に付加されている 場合の特則

特定障害不担保特約条項

第1条（特約条項の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）およびつぎの各号に定める特約を主契約に付加して締結する際、被保険者（ファミリー保険の場合、主たる被保険者。連生終身保険の場合、第1被保険者または第2被保険者。以下、同じとします。）の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款（主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下、「主約款等」といいます。）のほか、この特約条項を適用します。

- (1) 平準定期保険特約
- (2) 逓減定期保険特約
- (3) 災害死亡給付特約
- (4) 家族収入特約
- (5) 逓増定期保険特約
- (6) がん死亡保険特約
- (7) 傷害特約
- (8) 無解約返戻金型平準定期保険特約
- (9) 疾病障害による保険料払込免除特約
- (10) 新逓増定期保険特約
- (11) 無解約返戻金型逓減定期保険特約
- (12) 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）
- (13) 無解約返戻金型就労不能障害特約
- (14) 無解約返戻金型就労不能障害一時金特約

第2条（不担保とする特定障害）

この特約により不担保とする特定障害は、視力障害または聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 視力障害
被保険者が主約款等に定める高度障害状態または身体障害の状態（これらの状態を以下、「身体の障害状態」といいます。）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める高度障害保険金、高度障害年金、がん高度障害保険金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、高度障害年金、がん高度障害保険金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。
- (2) 聴力障害
被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

第3条（主契約に付加された新買増権保証特約による買増保険契約における取扱）

この特約が適用されている主契約に新買増権保証特約が付加されている場合には、新買増権保証特約条項の規定により買増される保険契約（買増される保険契約に付加される特約は除きます。）についても、主契約と同一の条件でこの特約が適用されるものとします。

第4条（特約の消滅）

会社が、会社所定の取扱条件を満たし、かつ、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合することを承諾した場合、会社の定める取扱範囲内で、この特約は将来に向かって消滅します。

第5条（解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に付加されている場合の特則）

この特約が解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に適用される場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（不担保とする特定障害）第1号中、「高度障害状態または身体障害の状態」を「高度障害状態、就労不能障害状態、就労制限障害状態または身体障害の状態」と、「「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」を「「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」、「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」、「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」もしくは「両眼の視力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第1号もしくは2級の第1号に該当したと認定されたもの、または障害厚生年金の支給要件のうち3級の第1号に該当したと認定されたもの」と、「高度障害年金」を「就労不能障害年金、就労障害サポート年金、就労不能障害一時金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（不担保とする特定障害）第2号中、「身体障害の状態」を「就労不能障害状態、就労制限障害状態または身体障害の状態」と、「「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」を「「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」、「両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」もしくは「両耳の聴力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第2号もしくは2級の第2号に該当したと認定されたもの、または障害厚生年金の支給要件のうち3級の第2号に該当したと認定されたもの」と、「障害給付金」を「就労不能障害年金、就労障害サポート年金、就労不能障害一時金」とそれぞれ読み替えます。

円換算払込特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 換算基準日
- 第3条 円換算レート
- 第4条 保険料に関する取扱
- 第5条 保険料の前納に関する取扱
- 第6条 保険契約の復活に関する取扱
- 第7条 原保険契約への復旧に関する取扱
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の解約
- 第10条 特約の復旧
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 主契約の保険料一時払に関する特則

- 第13条 主契約に特別条件付保険特約が付加された場合の特則
- 第14条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第15条 年金開始日の繰下げに関する取扱
- 第16条 契約年齢および性別の誤りの処理の場合の特則
- 第17条 米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加された場合の特則
- 第18条 保険料払込期間の変更に関する取扱
- 第19条 保険期間の変更に関する取扱
- 第20条 保険契約の更新に関する取扱

円換算払込特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約における保険料等の払込に関して、外国通貨を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申出により、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 前項の規定によりこの特約を付加したときは、保険契約者に通知します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日とします。

第3条（円換算レート）

- 1 主契約にこの特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、外国通貨（主約款に規定する取扱通貨とします。以下、同じとします。）で定められた金額を、換算基準日における会社所定の換算レートにより円に換算して、主約款の取扱を行います。
- 2 前項に定める会社所定の換算レートは、換算基準日における会社が主として取引する銀行の外国通貨の対顧客電信売相場を上まわることはありません。

第4条（保険料に関する取扱）

- 1 主契約が保険料分割払のときは、保険契約者が会社へ払い込む第1回保険料または第1回保険料相当額の換算基準日は、払い込む日の前日とし、主契約が保険料一時払のときは、保険契約者が会社へ払い込む一時払保険料の換算基準日は、払い込む日当日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1回保険料、第1回保険料相当額または一時払保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む場合の換算基準日は、第1回保険料または第1回保険料相当額については保険契約を申し込む日の前日、一時払保険料については保険契約を申し込む日とします。
- 3 保険契約者が会社へ払い込む第2回以後の保険料の換算基準日は、保険料を払い込む日の属する月の前月末日とし

ます。

- 4 会社は、保険契約者から請求を受けた場合には、本条に定める方法で円に換算した第2回以後の保険料を、遅滞なく保険契約者に通知します。

第5条（保険料の前納に関する取扱）

保険料を前納する場合、保険契約者が会社に払い込む保険料前納金の換算基準日は、前納する日の前日とします。

第6条（保険契約の復活に関する取扱）

主契約を復活する場合、保険契約者が会社に払い込む延滞保険料と利息の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第7条（原保険契約への復旧に関する取扱）

主契約を復旧する場合、保険契約者が会社に払い込む会社所定の金額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第8条（特約の復活）

主契約の復活の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第9条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第10条（特約の復旧）

主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

第11条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主約款の規定により、保険金、給付金または年金を支払ったとき
- (2) 主契約が前号以外の事由により消滅したとき

第12条（主契約の保険料一時払に関する特則）

主契約が保険料一時払のときは、第4条（保険料に関する取扱）第3項および第4項ならびに第5条（保険料の前納に関する取扱）の規定は適用しません。

第13条（主契約に特別条件付保険特約が付加された場合の特則）

主契約において、特別条件付保険特約が付加された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特別保険料領収法により、保険契約者が会社に支払う特別保険料の換算基準日および円換算については、第4条（保険料に関する取扱）第1項ないし第3項の規定を準用します。
- (2) 復活の際に保険契約者が責任準備金の差額を会社に払い込む場合、その責任準備金の差額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第14条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

主契約において、疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加された場合、保険契約者が会社に支払う疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約の保険料の換算基準日および円換算については、第4条（保険料に関する取扱）第1項ないし第3項の規定を準用します。

第15条（年金開始日の繰下げに関する取扱）

主契約の年金開始日を繰下げる場合、保険契約者が会社に払い込む会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第16条（契約年齢および性別の誤りの処理の場合の特則）

契約年齢および性別の誤りの処理で保険契約者が会社に保険料等を払い込む場合、第4条（保険料に関する取扱）第1項から第3項の規定に関わらず、保険料等の換算基準日は、会社に保険料等を払い込む日の前日とします。

第17条（米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加された場合の特則）

この特約が米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合、

第11条（特約の消滅）第1号の「主約款の規定により、保険金、給付金または年金を支払ったとき」を「主約款の規定により、死亡保険金を支払ったとき」と読み替えます。

第18条（保険料払込期間の変更に関する取扱）

主契約の保険料払込期間を変更する場合、保険契約者が会社に払い込む会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第19条（保険期間の変更に関する取扱）

主契約の保険期間を変更する場合、保険契約者が会社に払い込む会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第20条（保険契約の更新に関する取扱）

主契約が更新される場合、保険契約者が会社に払い込む更新後の保険契約の第1回保険料の換算基準日は、保険料を払い込む日の属する月の前月末日とします。

円換算支払特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 換算基準日
- 第3条 円換算レート
- 第4条 主契約の保険金等の支払に関する取扱
- 第5条 保険料の前納等に関する取扱
- 第6条 解約に関する取扱
- 第7条 保険金額、年金月額または介護年金額の減額に関する取扱
- 第8条 年金支払または据置支払に関する取扱
- 第9条 主契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約が付加されている場合の特則
- 第10条 年金開始日の繰下げに関する取扱

- 第11条 年金の一括支払に関する取扱
- 第12条 年金の据置に関する取扱
- 第13条 年金開始日の前日における積立金の一時支払に関する取扱
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特別条件付保険特約の消滅に関する取扱
- 第16条 米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則
- 第17条 米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則
- 第18条 保険料払込期間の変更に関する取扱
- 第19条 保険期間の変更に関する取扱

円換算支払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）、保険金等の支払方法の選択に関する特約（以下、「支払方法選択特約」といいます。）または割増年金支払特約に付加することにより、主契約における保険金、給付金、年金、積立金および解約返戻金等、支払方法選択特約における年金等および据置保険金等ならびに割増年金支払特約における年金等の支払に関して、外国通貨を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は主契約の保険金、給付金、年金または死亡一時金（支払方法選択特約における年金、死亡一時金および据置保険金等ならびに割増年金支払特約における年金等を含みます。以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じた場合、保険料前納金の残額が払い戻される場合、主契約を解約する場合、主契約の保険金額を減額する場合、主契約の年金開始日を繰下げる場合、主契約の年金の一括支払を行う場合または主契約の積立金の一時支払を行う場合、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。保険金等の支払の場合は、その保険金等の受取人として。）の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日とします。

第3条（円換算レート）

- 1 主契約、支払方法選択特約または割増年金支払特約にこの特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）、支払方法選択特約の特約条項（以下、「支払方法選択特約条項」といいます。）または割増年金支払特約の特約条項（以下、「割増年金支払特約条項」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、外国通貨（主約款に規定する取扱通貨とします。以下、同じとします。）で定められた金額を、換算基準日における会社所定の換算レートにより円に換算して、主約款、支払方法選択特約条項または割増年金支払特約条項の取扱を行います。
- 2 前項に定める会社所定の換算レートは、換算基準日における会社が主として取引する銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわることはありません。

第4条（主契約の保険金等の支払に関する取扱）

- 1 会社が主契約の死亡保険金、高度障害保険金、重度介護保険金、災害死亡保険金、死亡給付金または死亡一時金の受取人に支払う主契約の死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金、死亡給付金または死亡一時金の換算基準日は、

必要な書類が会社に到着した日（以下、「書類到着日」といいます。）の前日とします。

- 2 会社が主契約の満期保険金の受取人に支払う主契約の満期保険金の換算基準日は、保険期間満了日（米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険の場合は主約款に定める年金開始日の前日）とします。
- 3 会社が主契約の年金の受取人に支払う主契約の年金の換算基準日は、主約款に定める年金支払日の前日とします。
- 4 延長定期保険の生存給付金が支払われる場合、会社が給付金の受取人に支払う生存給付金の換算基準日は、延長期間満了の日の前日とします。
- 5 年金額が会社の定める最高年金額をこえたため、会社が保険契約者に支払う年金開始日の前日末における積立金から会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額を差し引いた残額の換算基準日は、主約款に定める年金開始日の前日とします。

第5条（保険料の前納等に関する取扱）

- 1 保険料前納金の残額が払い戻される場合、会社が保険契約者（保険金等を支払うときは保険金等の受取人）に払い戻す保険料前納金の残額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- 2 その他保険料が払い戻される場合、前項の規定を準用します。

第6条（解約に関する取扱）

主契約を解約する場合、会社が保険契約者に支払う解約返戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。ただし、保険契約が失効した日（以下、本条において「失効日」といいます。）から、その日を含めて3年を経過する日の翌日以後に保険契約が解約された場合、換算基準日は、失効日から3年を経過する日とします。

第7条（保険金額、年金月額または介護年金額の減額に関する取扱）

主契約の保険金額、年金月額または介護年金額を減額する場合、会社が保険契約者に支払う保険金額、年金月額または介護年金額の減額部分の解約返戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第8条（年金支払または据置支払に関する取扱）

- 1 支払方法選択特約条項第2条（選択することができる支払方法）第1項第1号に定める年金支払を選択した場合、年金の換算基準日は、支払方法選択特約条項第6条（年金支払日）に定める年金支払日の前日とします。ただし、死亡一時金または未払金の現価を支払う場合、換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- 2 支払方法選択特約条項第2条（選択することができる支払方法）第1項第2号に定める据置支払を選択した場合、支払方法選択特約条項第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）第2項に定める据置保険金等の換算基準日は、支払方法選択特約条項第7条（据置期間）に定める据置期間の満了日の前日とします。ただし、支払方法選択特約条項第11条（年金または据置保険金等の一時支払）第4項に定める一時金または支払方法選択特約条項第9条（据置の内容）第4項に定める据置保険金等を支払う場合、換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- 3 割増年金支払特約条項第6条（年金の種類）第1項に定める年金支払における年金の換算基準日は、割増年金支払特約条項第5条（年金支払日）に定める年金支払日の前日とします。ただし、死亡一時金または未払金の現価を支払う場合、換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第9条（主契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約が付加されている場合の特則）

主契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約の保険金または介護前払特約の介護年金（以下、本条において「保険金等」といいます。）が支払われるときには、会社が保険金等の受取人に支払う保険金等の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第10条（年金開始日の繰下げに関する取扱）

主契約の年金開始日を繰下げの場合、会社が保険契約者に支払う会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第11条（年金の一括支払に関する取扱）

主契約の年金の一括支払を行う場合、会社が年金の受取人に支払う金額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第12条（年金の据置に関する取扱）

主約款の規定により据え置かれた年金を支払う場合、会社が年金の受取人に支払う年金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第 13 条（年金開始日の前日における積立金の一時支払に関する取扱）

主約款の規定により年金開始日の前日における積立金の一時支払を行う場合、会社が年金受取人に支払う積立金の換算基準日は、主約款に定める年金開始日の前日とします。

第 14 条（特約の消滅）

第 4 条（主契約の保険金等の支払に関する取扱）ないし第 13 条（年金開始日の前日における積立金の一時支払に関する取扱）の規定による円に換算された金額を支払うことにより、この特約は消滅します。

第 15 条（特別条件付保険特約の消滅に関する取扱）

特別条件付保険特約条項第 8 条（特約の消滅）の規定により、主契約に付加されている特別条件付保険特約が消滅する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 1 条（特約の締結）において、「主契約を解約する場合」とあるのは「特別条件付保険特約条項第 8 条（特約の消滅）の規定により、主契約に付加されている特別条件付保険特約が消滅する場合」と読み替えます。
- (2) 主契約の解約返戻金の差額を支払う場合、会社が保険契約者に支払う解約返戻金の差額の換算基準日は、特別条件付保険特約が消滅する日の前日とします。

第 16 条（米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 1 回介護年金（諸支払金を含みます。）の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (2) 第 2 回以後の介護年金の換算基準日は、主約款に定める介護年金支払応当日の前日とします。ただし、会社所定の要介護状態または公的介護保険制度の要介護 2 以上の状態が中断したことにより介護年金が支払われなくなった後、被保険者が新たに第 1 回介護年金の支払事由に該当したときに支払われる介護年金の換算基準日については、前号の規定を準用します。
- (3) 認知症加算年金の換算基準日は、同時に支払われる介護年金の換算基準日と同日とします。

第 17 条（米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合で、生存保険金特則が付加されているときは、生存保険金の換算基準日は、第 1 保険期間の満了日とします。

第 18 条（保険料払込期間の変更に関する取扱）

主契約の保険料払込期間を変更する場合、会社が保険契約者に支払う会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第 19 条（保険期間の変更に関する取扱）

主契約の保険期間を変更する場合、会社が保険契約者に支払う会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

円換算貸付特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 換算基準日

- 第3条 円換算レート
- 第4条 保険料の自動振替貸付に関する取扱
- 第5条 契約者貸付に関する取扱
- 第6条 特約の消滅

円換算貸付特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約における貸付金等の授受に関して、外国通貨を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は契約者貸付を受ける場合、契約者貸付の貸付金の元利金を返済する場合または保険料の自動振替貸付の貸付金の元利金を返済する場合、その貸付または返済の都度、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により、主契約に付加して締結します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日とします。

第3条（円換算レート）

- 1 主契約にこの特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、外国通貨（主約款に規定する取扱通貨とします。以下、同じとします。）で定められた金額を、換算基準日における会社所定の換算レートにより円に換算して、主約款の取扱を行います。
- 2 契約者貸付を受ける場合の会社所定の換算レートは、換算基準日における会社が主として取引する銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわることはありません。
- 3 契約者貸付の貸付金の元利金または保険料の自動振替貸付の貸付金の元利金を返済する場合の会社所定の換算レートは、換算基準日における会社が主として取引する銀行の外国通貨の対顧客電信売相場を上まわることはありません。

第4条（保険料の自動振替貸付に関する取扱）

保険料の自動振替貸付の元利金を返済する場合、保険契約者が会社に返済する保険料の自動振替貸付の元利金の換算基準日は、返済する日の前日とします。

第5条（契約者貸付に関する取扱）

- 1 契約者貸付を受ける場合、会社が保険契約者に支払う貸付金の換算基準日は、必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の前日とします。
- 2 貸付金の元利金を返済する場合、保険契約者が会社に返済する貸付金の元利金の換算基準日は、返済する日の前日とします。

第6条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（保険料の自動振替貸付に関する取扱）により保険料の自動振替貸付の元利金を返済したとき
- (2) 第5条（契約者貸付に関する取扱）第1項により契約者貸付を受けたとき
- (3) 第5条（契約者貸付に関する取扱）第2項により貸付金の元利金を返済したとき

外国通貨建保険の特別取扱に関する特約条項

目次

この特約の趣旨

第1条 特約の適用

第2条 保険契約者への解約返戻金等の支払または払戻に関する事項

第3条 受取人への満期保険金等の支払に関する事項

第4条 特約の復活

第5条 特約の復旧

第6条 主約款および各特約の特約条項の規定の準用

第7条 米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則

外国通貨建保険の特別取扱に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、外国通貨（普通保険約款に規定する取扱通貨とします。以下、同じとします。）建の主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）において、外国通貨にて解約返戻金、責任準備金および満期保険金等の支払ならびに保険料の払戻ができない場合に限り、外国通貨を円に換算して取り扱うことを主要内容とするものです。

第1条（特約の適用）

外国通貨建の主契約における解約返戻金、責任準備金および満期保険金等の支払ならびに保険料の払戻に関して、会社が外国通貨にて支払または払戻ができない場合に限り、会社はこの特約を主契約に付加して適用します。ただし、会社がこの特約の取扱をするまでに、保険契約者から外国通貨での支払もしくは払戻の申し出があった場合には、この限りではありません。

第2条（保険契約者への解約返戻金等の支払または払戻に関する事項）

会社は、保険契約者へ外国通貨で支払または払戻ができない場合には、つぎに定めるとおり円に換算して取扱います。

- (1) 保険契約を解除した場合、会社は、保険契約者に解約返戻金を支払う日の前日における会社が主として取引する銀行（以下、本条において「取引銀行」といいます。）の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらないものとします。）を換算レートとして、解約返戻金を円に換算し、支払います。
- (2) 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金または死亡給付金を支払わない場合、会社は、保険契約者に責任準備金相当額を支払う日の前日における取引銀行の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらないものとします。）を換算レートとして、責任準備金相当額を円に換算し、支払います。
- (3) 契約年齢および性別の誤りの処理で会社が保険契約者に外国通貨で払い込まれた保険料を払い戻す場合、会社は、必要な書類が会社に到着した日の前日における取引銀行の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらないものとします。）を換算レートとして、保険料を円に換算し、払い戻します。ただし、円換算払込特約を付加して円で払い込まれた保険料は、実際に払い込まれた保険料を払い戻します。
- (4) 払済保険への変更で会社が保険契約者に解約返戻金の残額を支払う場合、会社は、必要な書類が会社に到着した日の前日における取引銀行の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらないものとします。）を換算レートとして、解約返戻金の残額を円に換算し、支払います。
- (5) 保険契約が失効した日（以下、本号において「失効日」といいます。）から、その日を含めて3年を経過する日の翌日以後に保険契約が解約されたものとみなして取り扱う場合、会社は、失効日から3年を経過する日の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらない）を換算レートとして、解約返戻金を円に換算し、支払います。

第3条（受取人への満期保険金等の支払に関する事項）

満期保険金受取人または年金受取人へ外国通貨で満期保険金(年金を含みます。以下本条において同じ。)を支払うことができない場合に、保険期間満了日の翌日または年金開始日(第2回以後の年金の場合は、各年金の年金支払日とします。以下本条において同じ。)から、その日を含めて3年を経過する日の翌日以後に満期保険金が請求されたものと

みなして取り扱うときは、会社は、保険期間の満了日または年金開始日の前日の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらない）を換算レートとして、満期保険金を円に換算し、支払います。

第4条（特約の復活）

主契約の復活の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第5条（特約の復旧）

主契約の復旧の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第6条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第7条（米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合で、生存保険金特則が付加されているときは、第3条（受取人への満期保険金等の支払に関する事項）を以下のとおり読み替え適用します。

「生存保険金受取人へ外国通貨で生存保険金を支払うことができない場合に、第1保険期間の満了日の翌日から、その日を含めて3年を経過する日の翌日以後に生存保険金が請求されたものとみなして取り扱うときは、会社は、第1保険期間の満了日の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらないものとします。）を換算レートとして、生存保険金を円に換算し、支払います。」

別表

別表 1 対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考 1. 参照）
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考 2. 参照）
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考 3. 参照）
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考 4. 参照）
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考 4. 参照）
- (6) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考 4. 参照）
- (7) 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの（備考 4. 参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0. 0 2 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

5. その他

上記 1、2 および 4 中の「回復の見込のない場合」ならびに上記 3 中の「常に介護を要するもの」については、例えば、以下に定める「危篤状態」に短期間該当したときなど、一時的に視力や身体機能等が低下した状態を指すものではなく、仮に継続的な治療等を行ったとしても回復する見込がない状態や、常時かつ永続的に他人の介護を要する状態をいいます。

※「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血などの救命治療が施されている状態をさします。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 1 0 (2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目 (基本分類コード)		除外項目等
1. 交通事故 (V 01～V 99)		
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W 00～X 59)		
	・転倒・転落 (W 00～W 19)	
	・生物によらない機械的な力への曝露 (W 20～W 49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露 (W 42) ・振動への曝露 (W 43)
	・生物による機械的な力への曝露 (W 50～W 64)	
	・不慮の溺死および溺水 (W 65～W 74)	
	・その他の不慮の窒息 (W 75～W 84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥＜吸引＞ (W 78) ・気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞ (W 79) ・気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞ (W 80)
	・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W 85～W 99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W 94) (高山病など)
	・煙、火および火災への曝露 (X 00～X 09)	
	・熱および高温物質との接触 (X 10～X 19)	
	・有毒動植物との接触 (X 20～X 29)	
	・自然の力への曝露 (X 30～X 39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X 30) (日射病、熱射病など)
	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X 40～X 49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X 51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・食糧の不足 (X 53) ・水の不足 (X 54)
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X 58～X 59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)		

分類項目 (基本分類コード)		除外項目等
4. 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)		※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y 35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)		※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照）
- (6) 1手の5手指を失ったか、または第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考4. (1)および(2)参照）
- (7) 10足指を失ったもの（備考5. 参照）
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考6. 参照）
- (9) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考7. 参照）
- (10) 恒久的な心臓ペースメーカーを装着したもの（備考8. (1)参照）
- (11) 心臓に人工弁を置換したもの（備考8. (2)参照）
- (12) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考9. 参照）
- (13) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10. (1)および(2)参照）
- (14) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10. (3)および(4)参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メーターで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常のかつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

8. 心臓の障害

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。
- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

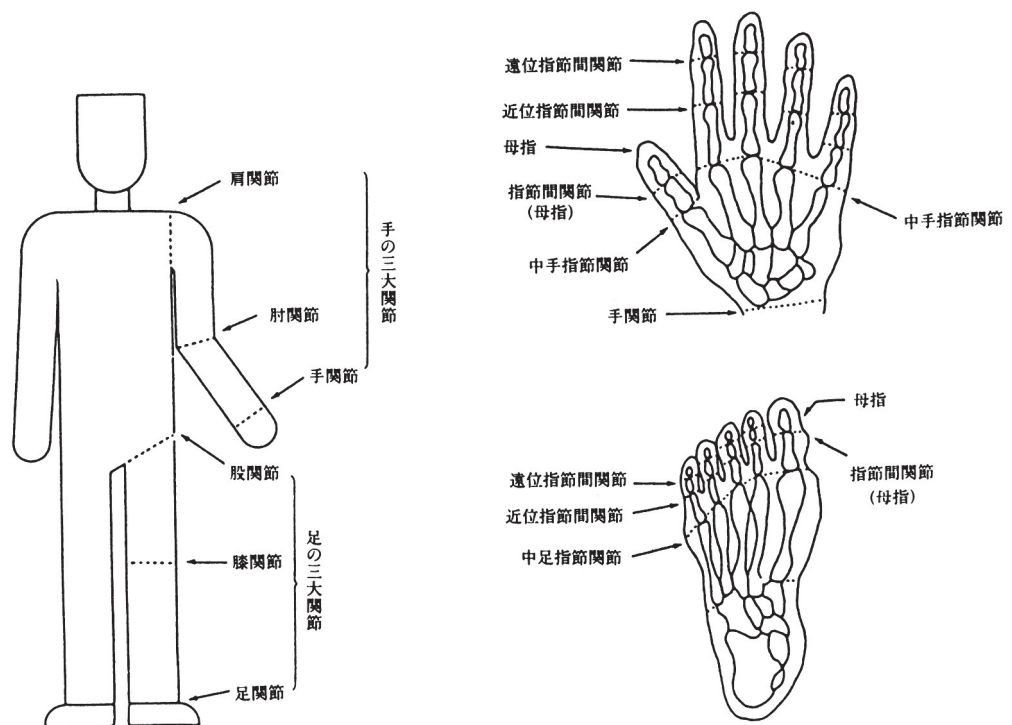
9. 腎臓の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>



別表 4 請求書類

〔Ⅰ〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	必要書類
死亡保険金 死亡給付金 家族年金 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、死亡保険金受取人。配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 保険金、給付金等の受取人の戸籍抄本（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者） (6) 保険金、給付金等の受取人の印鑑証明書（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者） (7) 保険金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者）（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
高度障害保険金 高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金 高度障害療養加算年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 保険金、給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 保険金、給付金等の受取人の印鑑証明書 (7) 保険金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
満期保険金 生存保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金受取人または生存保険金受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金受取人または生存保険金受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金受取人または生存保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

請求項目	必要書類
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除 認知症保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合) (3) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証(認知症保険料払込免除を請求する場合) (4) 医師の診断書* (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
災害入院給付金 疾病入院給付金 成人病入院給付金 女性疾病入院給付金 災害入院初期給付金 疾病入院初期給付金 災害入院長期給付金 疾病入院長期給付金 災害短期入院給付金 疾病短期入院給付金 災害入院初期プラス給付金 疾病入院初期プラス給付金 災害入院一時金 疾病入院一時金 災害継続入院給付金 疾病継続入院給付金 三大疾病継続入院給付金 三大疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(災害入院に関する給付金等を請求する場合) (3) 医師の診断書* (4) 入院した病院または診療所の入院証明書* (5) 病院または診療所以外において医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていることを証する書類(病院または診療所に入院しているものとみなした給付金等を請求する場合) (6) 被保険者の住民票(配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約および家族入院総合保障特約の場合はその被保険者の戸籍抄本) (7) 給付金等の受取人の戸籍抄本 (8) 給付金等の受取人の印鑑証明書 (9) 給付金等の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (10) 最終の保険料領収証 (11) 保険証券
手術給付金 入院時手術給付金 成人病手術給付金 女性疾病手術給付金 入院中手術給付金 外来手術給付金 放射線治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書* (3) 手術等を受けた病院または診療所の手術等の証明書* (4) 被保険者の住民票(配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約および家族入院総合保障特約の場合はその被保険者の戸籍抄本) (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

請求項目	必要書類
介護保障移行特約による介護給付金、介護年金、死亡給付金または健康祝金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書＊（介護給付金または介護年金を請求する場合） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊（死亡給付金を請求する場合） (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金等の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 介護保障証書
年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書
死亡一時金（年金開始後）	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
リビング・ニーズ特約による保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) リビング・ニーズ特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) リビング・ニーズ特約による保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の印鑑証明書（被保険者が請求する場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	必要書類
介護年金 介護給付金 認知症加算年金 介護一時金 重度介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 年金、給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 年金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金、給付金等の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
被保険者の死亡の通知	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
先進医療給付金 入院療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 会社所定の様式による医師の治療証明書 (4) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類または入院中の療養に対する費用を証明する書類 (5) 被保険者の住民票 (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求	指定代理請求人により保険金等の請求を行う場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。 (1) 指定代理請求人の戸籍抄本 (2) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたとき） (3) 指定代理請求人の印鑑証明書 (4) 指定代理請求人の住民票
特定疾病保険金 がん診断保険金 上皮内がん診断保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	必要書類
就労不能障害年金 特定障害年金 就労障害サポート年金 就労不能障害一時金	(1) 会社所定の請求書＊ (2) 被保険者が国民年金法または被用者年金制度に基づき障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 年金または一時金の受取人の戸籍抄本 (6) 年金または一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 年金または一時金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券

〔年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、予定利率変動型個人年金保険、年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）およびユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）に関する請求書類一覧〕

以下の請求書類の他、保険金の支払に関する請求書類については、上記で特に不都合がなければそれを準用します。

請求項目	必要書類
年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第1回の年金の場合） (7) 年金証書（第1回の年金の場合は保険証券）
死亡一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の住民票 (7) 年金証書
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

(備考)

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、必要書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。
5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人および死亡給付金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金および死亡給付金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）、高度障害保険金（高度障害年金および高度障害療養加算年金を含みます。以下、本項において同じとします。）、特定疾病保険金、がん診断保険金（上皮内がん診断保険金を含みます。）、介護一時金または重度介護保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金、特定疾病保険金、がん診断保険金（上皮内がん診断保険金を含みます。）、介護一時金または重度介護保険金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	必要書類
[1] 保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての告知書*（無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）の場合は、被保険者および死亡保険金受取人）
[2] 契約内容の変更 (1) 保険金額、基本死亡保険金額、基準保険金額または年金額の減額、増額(復旧) (2) 年金月額の変更 (3) 保険料払込方法〈回数〉の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間の変更 (6) 払済保険への変更 (7) 変額払済保険への変更 (8) 延長定期保険への変更 (9) 定額払済終身保険への変更 (10) 変額払済終身保険への変更 (11) 定額延長定期保険への変更 (12) 払済終身保険への変更 (13) 年金開始日の繰上げ繰下げ (14) 保険料の変更 (15) 保険料の払込再開 (16) 積立金の一部取崩し (17) 給付倍数または月間支払限度の変更 (18) 保険契約の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書*（無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）の場合は、被保険者および死亡保険金受取人）（会社が特に提出を求めた場合）
[3] 保険種類の変換	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[4]（会社への通知による） 保険金受取人の変更 家族年金受取人の変更 年金受取人の変更 後継年金受取人の変更 死亡給付金受取人の変更 介護年金等の受取人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
[5]遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券
[6] 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
[7]60歳払込済終身保険への移行	(1) 会社所定の請求書 (2) 妻が被保険者でなくなったことを証する戸籍抄本 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

請求項目	必要書類
[8] 終身保険契約申込の特別取扱	(1) 会社所定の申込書 (2) 特別取扱の事由に該当することとなったことを証する戸籍抄本 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[9] 定額保険への変更	(1) 会社所定の申込書 (2) 最終の保険料領収証 (3) 保険証券
[10] 年金種類の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
[11] 指定代理請求人の変更指定または指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票（変更指定時のみ）
[12] 買増権保証特約または新買増権保証特約による買増保険契約	(1) 会社所定の申込書 (2) 最終の保険料領収証 (3) 保険証券（特別買増事由による買増権の特別取扱の場合に限ります。） (4) 特別買増事由による買増権を行使する場合、特別買増事由に該当することとなったことを証する戸籍抄本
[13] 各特別勘定への繰入比率の指定、変更 積立金の移転	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[14] 受取人による保険契約または特約の継続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等に金銭を支払ったことを証する書類

（備考）

1. 前表と同じとします。

別表 5 手術給付倍率表

(記載省略)

別表 6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病

身体部位の名称	
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	胃および十二指腸（当該部位の手術にともない、空腸の手術を受けた場合、空腸を含む）
8	小腸および大腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	直腸および肛門
11	肝臓、胆嚢、および胆管
12	脾臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術にともない、胸郭の手術を受けた場合には、胸郭を含む）
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
18	卵巣、卵管および子宮付属器
19	子宮（帝王切開を受けた場合に限る）
20	乳房（乳腺を含む）
21	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る）
22	頸椎部（当該神経を含む）
23	胸椎部（当該神経を含む）
24	腰椎部（当該神経を含む）
25	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
26	左肩関節部
27	右肩関節部
28	左股関節部
29	右股関節部
30	左上肢（左肩関節部を除く）
31	右上肢（右肩関節部を除く）
32	左下肢（左股関節部を除く）
33	右下肢（右股関節部を除く）
34	子宮（異常分娩が生じた場合を含む）
35	皮膚
36	眼球および眼球付属器
特定疾病の名称	
37	異常妊娠、異常分娩
38	外傷にともなう合併症、後遺症

別表 7 手術

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。

別表 8 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 1 健康保険法
- 2 国民健康保険法
- 3 国家公務員共済組合法
- 4 地方公務員等共済組合法
- 5 私立学校教職員共済法
- 6 船員保険法
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律（平成 20 年 3 月 31 日までは老人保健法）

別表 9 診療報酬点数表

（記載省略）

別表 10 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフス A	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰(かい)白髄(ずい)炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡(とうそう)	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限ります。)	

別表 11 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）を除きます。）	O81～O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表 12 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

なお、歯科診療報酬点数表（手術または放射線治療を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。）により手術料または放射線治療料の算定された手術または放射線治療であっても、医科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として定められている手術または放射線治療は含みます。

別表 13 就労不能障害状態

就労不能障害状態とは、国民年金法施行令第4条の6別表（ただし、障害等級1級の第10号および2級の第16号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの）および障害等級1級の第11号および2級の第17号（身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの）を除きます。）と同程度の状態として、下表に定める状態（ただし、「危篤状態」に短期間該当したときなど、一時的に視力や身体機能等が低下した状態を除きます。）をいいます。

※「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血などの救命治療が施されている状態をさします。

	状態 1	状態 2
1. 所定の疾患等による障害	つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの (a) 呼吸器疾患 (b) 心疾患 (c) 腎疾患 (d) 肝疾患 (e) 血液・造血器疾患 (f) 悪性新生物 (g) 高血圧	つぎのいずれかの状態に該当したもの ・心臓移植を受けたもの ・人工心臓を装着したもの ・CRT（心臓再同期医療機器）またはCRT—D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの ・永続的な人工透析療法を受けたもの ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの
2. 眼の障害	両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
3. 耳の障害	両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
4. 平衡機能の障害	平衡機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
5. そしゃく機能の障害	そしゃく・嚥下の機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
6. 言語機能の障害	音声または言語機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	喉頭全摘出手術を施した結果、言語機能を喪失したもの

	状態 1	状態 2
7. 上・下肢の障害	つぎのいずれかにより、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの ・1 上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの ・1 下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1 上肢および1 下肢の機能に相当程度の障害を有するもの ・四肢の機能に障害を有するもの	つぎのいずれかの状態に該当したもの ・両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの ・1 上肢のすべての指を欠くもの ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1 下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の障害	体幹の機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	

(備考)

1. 所定の疾患等による障害

- (1)「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法のいいます。
- (2)「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。
- (3)「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (4)「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (5)「疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。なお、以下で使用する「一般状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

〔一般状態区分〕

区分	状態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業（例えば、軽い家事、事務など）はできるもの
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50 % 以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50 % 以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

(a)呼吸器疾患

肺結核	①胸部X線所見が日本結核病学会病型分類(以下「学会分類」といいます。)のⅠ型(広汎空洞型)、Ⅱ型(非広汎空洞型)またはⅢ型(不安定非空洞型)で病巣の拡がり(大)であるもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ②直前の6 か月以内に排菌があり、胸部X線所見が学会分類のⅢ型で病巣の拡がり(小)または2 (中)であるもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの
じん肺	胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1 側の肺野の1/3 以上のもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

呼吸不全	つぎのいずれかに該当するもの												
	①つぎのA表の (i) および (ii) ならびにB表の判定基準をすべて満たすもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの												
	A表 動脈血ガス分析値												
	<table><tr><td></td><td>検査項目</td><td>単位</td><td>判定基準</td></tr><tr><td>(i)</td><td>動脈血O₂分圧</td><td>Torr</td><td>60以下</td></tr><tr><td>(ii)</td><td>動脈血CO₂分圧</td><td>Torr</td><td>51以上</td></tr></table>		検査項目	単位	判定基準	(i)	動脈血O ₂ 分圧	Torr	60以下	(ii)	動脈血CO ₂ 分圧	Torr	51以上
		検査項目	単位	判定基準									
(i)	動脈血O ₂ 分圧	Torr	60以下										
(ii)	動脈血CO ₂ 分圧	Torr	51以上										
B表 予測肺活量 1 秒率													
	<table><tr><td></td><td>検査項目</td><td>単位</td><td>判定基準</td></tr><tr><td></td><td>予測肺活量 1 秒率</td><td>%</td><td>30以下</td></tr></table>		検査項目	単位	判定基準		予測肺活量 1 秒率	%	30以下				
	検査項目	単位	判定基準										
	予測肺活量 1 秒率	%	30以下										
	②常時（24 時間）の在宅酸素療法を施行中のもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの												
慢性気管支喘息	①最大限の薬物療法を行っても発作強度が大発作となり、無症状の期間がなく一般状態区分のオに該当する場合であって、予測肺活量 1 秒率が高度異常（測定不能を含みます。）、かつ、動脈血ガス分析値が高度異常で常に在宅酸素療法を必要とするもの												
	②呼吸困難を常に認める。常時とは限らないが、酸素療法を必要とし、一般状態区分のウ、エまたはオに該当する場合であって、プレドニゾロンに換算して 1 日 10mg相当以上の連用、または 5mg相当以上の連用と吸入ステロイド 600 μg以上の連用を必要とするもの												

(b)心疾患

弁疾患	①病状（障害）が重篤で安静時においても、心不全の症状（NYHA 心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分のオに該当するもの ②人工弁を装着術後、なお病状をあらわす臨床所見が5つ以上、かつ、異常検査所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ③異常検査所見のA、B、C、D、E、Gのうち2つ以上の所見、かつ、病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの
心筋疾患	①病状（障害）が重篤で安静時においても、心不全の症状（NYHA 心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分のオに該当するもの ②異常検査所見のFに加えて、病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ③異常検査所見のA、B、C、D、E、Gのうち2つ以上の所見および心不全の病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの
虚血性心疾患 (心筋梗塞、 狭心症)	異常検査所見が2つ以上、かつ、軽労作で心不全あるいは狭心症などの症状をあらわし、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの
難治性不整脈	①病状（障害）が重篤で安静時においても、常時心不全の症状（NYHA 心機能分類クラスⅣ）を有し、かつ、一般状態区分のオに該当するもの ②異常検査所見のEがあり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ③異常検査所見のA、B、C、D、F、Gのうち2つ以上の所見および病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

臨床所見				
・動悸	・呼吸困難	・息切れ	・胸痛	
・咳	・痰	・失神	・チアノーゼ	・浮腫
・頸静脈怒張	・ばち状指	・尿量減少		
・器質的雑音				

異常検査所見	
A	安静時の心電図において、0.2mV以上のSTの低下もしくは0.5mV以上の深い陰性T波（aVR誘導を除く。）の所見のあるもの
B	負荷心電図（6 Mets未満相当）等で明らかな心筋虚血所見があるもの
C	胸部X線上で心胸郭係数60%以上または明らかな肺静脈性うっ血所見や間質性肺水腫のあるもの
D	心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張能の制限、先天性異常のあるもの
E	心電図で、重症な頻脈性または徐脈性不整脈所見のあるもの
F	左室駆出率（EF）40%以下のもの
G	BNP（脳性ナトリウム利尿ペプチド）が200pg/ml相当を超えるもの

(c)腎疾患

つぎの表の①から③までのいずれかの判定基準を満たすもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

	検査項目	単位	判定基準
①	内因性クレアチンクリアランス値	ml/分	20 未満
②	血清クレアチニン濃度	mg/dl	5 以上
③	(i) 1 日尿蛋白量	g/日	3.5 g 以上を持続する
	(ii) 血清アルブミン	g/dl	かつ、3.0 g 以下
	(iii) 血清総蛋白	g/dl	又は、6.0 g 以下

(注1) ③の場合は、(i)かつ(ii)または(i)かつ(iii)の状態をいいます。

(注2) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績によります。

(d)肝疾患

つぎの表の①から⑤までの判定基準をすべて満たすもので、かつ、腹水および肝性脳症の臨床所見があり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

	検査項目		判定基準
①	総ビリルビン(mg/dl)		2 以上
②	血清アルブミン(g/dl)		3.5 未満
③	血小板数(万/μl)		10 未満
④	プロトロンビン時間(PT)	(%)	50 未満
⑤		(秒)	4 以上の延長

(e)血液・造血器疾患

難治性貧血群（再生不良性貧血・溶血性貧血等）	つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表の①から④までのうち、3つ以上に該当（ただし、溶血性貧血の場合は、つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表の①に該当）し、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの A表 <table><tr><th>臨床所見</th></tr><tr><td>① 治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの</td></tr><tr><td>② 輸血を時々必要とするもの</td></tr></table> B表 <table><tr><th>検査所見</th></tr><tr><td>① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i ヘモグロビン濃度が9.0g／dl未満のもの - ii 赤血球数が300万／μl未満のもの </td></tr><tr><td>② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 白血球数が2,000／μl未満のもの - ii 顆粒球数が1,000／μl未満のもの </td></tr><tr><td>③ 末梢血液中の血小板数が5万／μl未満のもの</td></tr><tr><td>④ 骨髓像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 有核細胞が5万／μl未満のもの - ii 巨核球数が30／μl未満のもの - iii リンパ球が40％以上のもの - iv 赤芽球が10％未満のもの </td></tr></table>	臨床所見	① 治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの	② 輸血を時々必要とするもの	検査所見	① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i ヘモグロビン濃度が9.0g／dl未満のもの - ii 赤血球数が300万／μl未満のもの	② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 白血球数が2,000／μl未満のもの - ii 顆粒球数が1,000／μl未満のもの	③ 末梢血液中の血小板数が5万／μl未満のもの	④ 骨髓像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 有核細胞が5万／μl未満のもの - ii 巨核球数が30／μl未満のもの - iii リンパ球が40％以上のもの - iv 赤芽球が10％未満のもの
臨床所見									
① 治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの									
② 輸血を時々必要とするもの									
検査所見									
① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i ヘモグロビン濃度が9.0g／dl未満のもの - ii 赤血球数が300万／μl未満のもの									
② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 白血球数が2,000／μl未満のもの - ii 顆粒球数が1,000／μl未満のもの									
③ 末梢血液中の血小板数が5万／μl未満のもの									
④ 骨髓像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 有核細胞が5万／μl未満のもの - ii 巨核球数が30／μl未満のもの - iii リンパ球が40％以上のもの - iv 赤芽球が10％未満のもの									
出血傾向群（血小板減少性紫斑病・凝固因子欠乏症等）	つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表のいずれか1つ以上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの A表 <table><tr><th>臨床所見</th></tr><tr><td>① 中度の出血傾向または関節症状のあるもの</td></tr><tr><td>② 凝固因子製剤を時々輸注しているもの</td></tr></table> B表 <table><tr><th>検査所見</th></tr><tr><td>① 出血時間（デューク法）が8分以上のもの</td></tr><tr><td>② APTT が基準値の2倍以上のもの</td></tr><tr><td>③ 血小板数が5万／μl未満のもの</td></tr></table>	臨床所見	① 中度の出血傾向または関節症状のあるもの	② 凝固因子製剤を時々輸注しているもの	検査所見	① 出血時間（デューク法）が8分以上のもの	② APTT が基準値の2倍以上のもの	③ 血小板数が5万／μl未満のもの	
臨床所見									
① 中度の出血傾向または関節症状のあるもの									
② 凝固因子製剤を時々輸注しているもの									
検査所見									
① 出血時間（デューク法）が8分以上のもの									
② APTT が基準値の2倍以上のもの									
③ 血小板数が5万／μl未満のもの									

造血器腫瘍群（白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫等）	つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表のいずれか1つ以上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの									
	A表									
	<table><tr><th>臨床所見</th></tr><tr><td>① 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるもの</td></tr><tr><td>② 輸血を時々必要とするもの</td></tr><tr><td>③ 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの</td></tr><tr><td>④ 急性転化の症状を示すもの</td></tr></table>		臨床所見	① 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるもの	② 輸血を時々必要とするもの	③ 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの	④ 急性転化の症状を示すもの			
	臨床所見									
	① 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるもの									
② 輸血を時々必要とするもの										
③ 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの										
④ 急性転化の症状を示すもの										
B表										
<table><tr><th>検査所見</th></tr><tr><td>① 病的細胞が出現しているもの</td></tr><tr><td>② C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの</td></tr><tr><td>③ 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの</td></tr><tr><td>④ 白血球数が正常化し難いもの</td></tr><tr><td>⑤ 末梢血液中の赤血球数が300万／μl未満のもの</td></tr><tr><td>⑥ 末梢血液中の血小板数が5万／μl未満のもの</td></tr><tr><td>⑦ 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000／μl未満のもの</td></tr><tr><td>⑧ 末梢血液中の正常リンパ球数が600／μl未満のもの</td></tr></table>		検査所見	① 病的細胞が出現しているもの	② C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの	③ 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの	④ 白血球数が正常化し難いもの	⑤ 末梢血液中の赤血球数が300万／ μ l未満のもの	⑥ 末梢血液中の血小板数が5万／ μ l未満のもの	⑦ 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000／ μ l未満のもの	⑧ 末梢血液中の正常リンパ球数が600／ μ l未満のもの
検査所見										
① 病的細胞が出現しているもの										
② C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの										
③ 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの										
④ 白血球数が正常化し難いもの										
⑤ 末梢血液中の赤血球数が300万／ μ l未満のもの										
⑥ 末梢血液中の血小板数が5万／ μ l未満のもの										
⑦ 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000／ μ l未満のもの										
⑧ 末梢血液中の正常リンパ球数が600／ μ l未満のもの										

(f) 悪性新生物

悪性新生物による衰弱または障害のため、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

(g) 高血圧

つぎの①または②のいずれかに該当するもの

①つぎの i からivまでをすべて満たす「悪性高血圧症」（単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しない）

- i 高い拡張期性高血圧（通常最小血圧が120mmHg以上）
- ii 眼底所見で、下記のKeith-Wagener分類のⅢ群以上のもの
- iii 腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる。
- iv 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う。

②直前の1年以内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有するもの

〔Keith-Wagener分類〕

Keith-Wagener 分類	眼底所見
I 群	細動脈に軽度の狭細と硬化を認め、眼底所見は軽微である。
II 群	眼底はI 群に比べて細動脈の変化が著明である。
III 群	細動脈に著明な緊張亢進と痙縮が認められ、硬化性変化を含む動脈系の変化は広汎かつ明瞭であるが、これとともに軽度あるいは明白な血管痙縮性網膜症（動脈の著しい狭細、口径不同、網膜浮腫、綿花状白斑、出血、硬性白斑など）がある。
IV 群	網膜細動脈の機能的、器質的狭細とともに、広範囲な血管痙縮性網膜症が認められる。これとともに計測可能な程度以上の乳頭浮腫がある。

2. 眼の障害

- (1) 「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、両眼の視力の和が0.08以下のもの、または両眼の視野が5度以内のものをいいます。
- (2) 眼瞼下垂による視力障害または視野障害は「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」には該当しません。
- (3) 視力の測定は、万国式試視力表またはそれと同一原理によって作成された試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力

について測定します。

(4)視野の測定は、原則ゴールドマン視野計を用いて行います。この場合、中心視野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4の視標を用います。

3. 耳の障害

(1)「両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\text{両耳の平均純音聴力レベル値} = \frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

が90デシベル以上のもの、または80デシベル以上かつ最良語音明瞭度（語音明瞭度が最も高い値）が30%以下のものをいいます。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100(\%)$$

(2) 聴力の測定は、オーディオメータ（JIS規格またはこれに準ずる標準オーディオメータ）で行います。

(3) 最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57s式語表」あるいは「67s式語表」とします。

4. 平衡機能の障害

「平衡機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼で起立・立位保持が不能または閉眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度のものをいいます。

5. そしゃく機能の障害

(1)「そしゃく・嚥下の機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、流動食以外は摂取できないもの、経口的に食物を摂取することができないもの、および、経口的に食物を摂取することが極めて困難なもの（食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、または、一日の大半を食事に費やさなければならない程度のもの）をいいます。

(2)歯の障害による場合は、補綴等の治療を行った結果によるものとします。

6. 言語機能の障害

「音声または言語機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。

(a)音声または言語を喪失するか、または音声もしくは言語機能障害のため意思を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの

(b)口唇音（ま行音、ば行音、ぱ行音等）、歯音・歯茎音（さ行、た行、ら行等）、歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）、軟口蓋音（か行音、が行音等）の4種の語音のうち3種以上が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの

7. 上・下肢の障害

(1)「1上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上が、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。

(a)不良肢位で強直しているもの

(b)関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

(c)筋力が著減または消失しているもの

筋力は、徒手による筋力検査によって測定し、つぎの5段階に区別します。（(4)の筋力についても同じとします。）

正常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	検者の手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半減	検者の加える抵抗には抵しえないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著減	自分の体部分の重さには抗しえないが、それを排するような体位では自動可能な場合
消失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合

- (2)「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」とは、中手指節関節、近位指節間関節（おや指においては指節間関節）の運動範囲がいずれも 10 度以下のものをいいます。
- (3)「上肢の指を欠くもの」とは、中手指節関節以上で欠くものをいいます。
- (4)「1 下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1 下肢の 3 大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中いずれか 2 関節以上がつぎのいずれかに該当する程度のもの、または一側下肢長が他側下肢長の 4 分の 1 以上短縮しているもの（下肢長の測定は、上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測によります。）をいいます。
- (a)不良肢位で強直しているもの
- (b)関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
- (c)筋力が著減または消失しているもの（測定基準は上肢と同じ）
- (5)「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の 10 足趾を中足趾節関節以上で欠くものをいいます。
- (6)「1 下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。
- (7)「両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1 上肢および 1 下肢の機能に相当程度の障害を有するもの」とは、両上肢の機能もしくは両下肢の機能、または 1 上肢および 1 下肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態（下表において、A から C の合計点数が 4 点以上）をいいます。
- (8)四肢の機能に障害を有するもの」とは、四肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴の一部が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態（下表において、A から C の合計点数が 1 点以上）をいいます。

区分		状態	点数
A	食物の摂取	ア. 箸を使用して可能	0 点
		イ. 食器・食物を選定すれば自力で可能	1 点
		ウ. 自力では困難	2 点
		エ. 介助がなければ全く不可能	3 点
B	排便・排尿・その後始末	ア. 通常便器で、自力で可能	0 点
		イ. 特別の器具を使用すれば自力で可能	1 点
		ウ. 特別の器具により、自力で排泄できるが、後始末は自力で不能	2 点
		エ. おしめ、特別の器具を使用しており、自力では不能	3 点
C	衣服着脱・起居・歩行・入浴	ア. 通常の身のまわりの動作が自力で可能	0 点
		イ. ベッド上の起居・周囲歩行・衣服着脱・入浴がかりうじて自力で可能	1 点
		ウ. ベッド上の起居・周囲歩行のみかりうじて自力で可能	2 点
		エ. ねがえり・ベッド上の小移動のみ自力で可能	3 点
		オ. 全くのねたきり状態	4 点

8. 体幹の障害

「体幹の機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、体幹の機能の障害により、つぎのいずれかに該当する程度の障害を有するものをいいます。

- (a)腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもできない
- (b)臥位または座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができる
- (c)室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある

別表 14 特定障害状態

特定障害状態とは、国民年金法施行令第4条の6別表（障害等級1級の第10号および2級の第16号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの））と同程度の状態として、つぎに定める状態（ただし、「危篤状態」に短期間該当したときなど、一時的に視力や身体機能等が低下した状態を除きます。）をいいます。

※「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血などの救命治療が施されている状態をさします。

精神の障害	精神の障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの
-------	---

（備考）

「精神の障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。なお、以下で使用する「精神障害状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

〔精神障害状態区分〕

区分	状態
ア	精神障害（病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等）を認めるが、社会生活は普通にできるもの
イ	精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要であるもの
ウ	精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要であるもの
エ	精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要であるもの
オ	精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要であるもの

(a) 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害並びに気分（感情）障害

- ①統合失調症、統合失調症型障害または妄想性障害によるものにあつては、医師により医学的に必要であると証明された入院による治療を行ったかまたは行っているにもかかわらず、残遺状態または病状があるため人格変化、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるため、精神障害状態区分のエまたはオに該当するもの
- ②気分（感情）障害によるものにあつては、医師により医学的に必要であると証明された入院による治療を行ったかまたは行っているにもかかわらず、気分、意欲・行動の障害および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返したりするため、精神障害状態区分のエまたはオに該当するもの

(b) 症状性を含む器質性精神障害

医師により医学的に必要であると証明された入院による治療を行ったかまたは行っているにもかかわらず、認知障害、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、精神障害状態区分のエまたはオに該当するもの

(c) てんかん

つぎの①または②のいずれかに該当するもの

- ①医師による必要な治療を行っているにもかかわらず、てんかん性発作の i または ii が年に2回以上あり、かつ、精神障害状態区分のエまたはオに該当するもの
- ②医師による必要な治療を行っているにもかかわらず、てんかん性発作の iii または iv が月に1回以上あり、かつ、精神障害状態区分のエまたはオに該当するもの

〔てんかん性発作〕

- i 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
- ii 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- iii 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- iv 意識障害はないが、随意運動が失われる発作

別表 15 就労制限障害状態

就労制限障害状態とは、厚生年金保険法施行令第3条の8別表第1（ただし、第13号（精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの）および第14号（傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの）を除きます。）と同程度の状態として、下表に定める状態（ただし、「危篤状態」に短期間該当したときなど、一時的に視力や身体機能等が低下した状態を除きます。）をいいます。

※「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血などの救命治療が施されている状態をさします。

	状態 1	状態 2
1. 所定の疾患等による障害	つぎの疾患または身体の機能の障害により、労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの (a) 呼吸器疾患 (b) 心疾患 (c) 腎疾患 (d) 肝疾患 (e) 血液・造血器疾患 (f) 悪性新生物 (g) 高血圧	つぎのいずれかの状態に該当したもの ・人工弁を装着したもの ・心臓ペースメーカーを装着したもの ・ICD（植込型除細動器）を装着したもの ・人工肛門または人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの
2. 眼の障害	両眼の視力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
3. 耳の障害	両耳の聴力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
4. 平衡機能の障害	平衡機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
5. そしゃく機能の障害	そしゃく・嚥下の機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
6. 言語機能の障害	音声または言語機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	

	状態 1	状態 2
7. 上・下肢の障害	つぎのいずれかにより、労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの ・1 上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの ・長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの ・おや指およびひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの ・1 下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの ・1 下肢をリスフラン関節以上で失ったもの ・1 下肢の機能に相当程度の障害を残すもの ・両下肢の10趾の用を廃したもの ・1 上肢および1 下肢に機能障害を残すもの	つぎのいずれかの状態に該当したもの ・1 上肢のおや指およびひとさし指を失ったもの、またはおや指もしくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの ・1 上肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭または人工関節をそう入置換したもの ・1 下肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭または人工関節をそう入置換したもの
8. 脊柱の障害	脊柱の機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	

(備考)

1. 所定の疾患等による障害

- (1)「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。
- (2)「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (3)「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (4)「疾患または身体の機能の障害により、労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。なお、以下で使用する「一般状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

〔一般状態区分〕

区分	状態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業（例えば、軽い家事、事務など）はできるもの
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

(a)呼吸器疾患

肺結核	① 直前の6か月以内に排菌がなく、胸部X線所見が日本結核病学会病型分類（以下「学会分類」といいます。）のⅠ型（広汎空洞型）、Ⅱ型（非広汎空洞型）またはⅢ型（不安定非空洞型）で、積極的な抗結核薬による化学療法を施行しているもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの ② 直前の6か月以内に排菌があり、胸部X線所見が学会分類のⅣ型（安定非空洞型）であるもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの
-----	---

じん肺	胸部X線所見がじん肺法の分類の第3型のもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの																				
呼吸不全	つぎのいずれかに該当するもの ①つぎのA表の（i）および（ii）ならびにB表の判定基準をすべて満たすもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの A表 動脈血ガス分析値 <table><tr><td></td><td>検査項目</td><td>単位</td><td>判定基準</td></tr><tr><td>（i）</td><td>動脈血O₂分圧</td><td>Torr</td><td>70以下</td></tr><tr><td>（ii）</td><td>動脈血CO₂分圧</td><td>Torr</td><td>46以上</td></tr></table> B表 予測肺活量1秒率 <table><tr><td></td><td>検査項目</td><td>単位</td><td>判定基準</td></tr><tr><td></td><td>予測肺活量1秒率</td><td>%</td><td>40以下</td></tr></table> ②常時（24時間）の在宅酸素療法を施行中のもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの ③慢性肺疾患により非代償性の肺性心を生じているもの		検査項目	単位	判定基準	（i）	動脈血O ₂ 分圧	Torr	70以下	（ii）	動脈血CO ₂ 分圧	Torr	46以上		検査項目	単位	判定基準		予測肺活量1秒率	%	40以下
	検査項目	単位	判定基準																		
（i）	動脈血O ₂ 分圧	Torr	70以下																		
（ii）	動脈血CO ₂ 分圧	Torr	46以上																		
	検査項目	単位	判定基準																		
	予測肺活量1秒率	%	40以下																		
慢性気管支喘息	喘鳴や呼吸困難を週1回以上認める。非継続的なステロイド薬の使用を必要とする場合があり、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当する場合であって、吸入ステロイド中用量以上及び長期管理薬を追加薬として2剤以上の連用を必要とし、かつ、短時間作用性吸入β ₂ 刺激薬頓用を少なくとも週に1回以上必要とするもの																				

(b)心疾患

弁疾患	異常検査所見のA、B、C、D、E、Gのうち1つ以上の所見、かつ、病状をあらわす臨床所見が2つ以上あり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの
心筋疾患	①E F 値が50 %以下を示し、病状をあらわす臨床所見が2つ以上あり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの ②異常検査所見のA、B、C、D、E、Gのうち1つ以上の所見および心不全の病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの
虚血性心疾患 (心筋梗塞、 狭心症)	異常検査所見が1つ以上、かつ、心不全あるいは狭心症などの症状が1つ以上あるもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの
難治性不整脈	異常検査所見のA、B、C、D、F、Gのうち1つ以上の所見および病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの
大動脈疾患	①胸部大動脈解離（Stanford分類A型・B型）や胸部大動脈瘤により、人工血管を挿入し、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの ②胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤に、難治性の高血圧を合併したもの

臨床所見				
・動悸	・呼吸困難	・息切れ	・胸痛	
・咳	・痰	・失神	・チアノーゼ	・浮腫
・頸静脈怒張	・ばち状指	・尿量減少		
・器質的雑音				

	異常検査所見
A	安静時の心電図において、0.2mV以上のSTの低下もしくは0.5mV以上の深い陰性T波（aVR誘導を除く。）の所見のあるもの
B	負荷心電図（6 Mets未満相当）等で明らかな心筋虚血所見があるもの
C	胸部X線上で心胸郭係数60%以上または明らかな肺静脈性うっ血所見や間質性肺水腫のあるもの
D	心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張能の制限、先天性異常のあるもの
E	心電図で、重症な頻脈性または徐脈性不整脈所見のあるもの
F	左室駆出率（EF）40%以下のもの
G	BNP（脳性ナトリウム利尿ペプチド）が200pg/ml相当を超えるもの

(c)腎疾患

つぎの表の①から③までのいずれかの判定基準を満たすもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの

	検査項目	単位	判定基準
①	内因性クレアチニンクリアランス値	ml/分	30 未満
②	血清クレアチニン濃度	mg/dl	3 以上
③	(i) 1 日尿蛋白量	g/日	3.5 g 以上を持続する
	(ii) 血清アルブミン	g/dl	かつ、3.0 g 以下
	(iii) 血清総蛋白	g/dl	又は、6.0 g 以下

(注1) ③の場合は、(i)かつ(ii)または(i)かつ(iii)の状態をいいます。

(注2) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績によります。

(d)肝疾患

つぎの表の①から⑤までの判定基準をすべて満たすもので、かつ、腹水および肝性脳症の臨床所見があり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの

	検査項目	判定基準
①	総ビリルビン(mg/dl)	2 以上
②	血清アルブミン(g/dl)	3.5 未満
③	血小板数(万/μl)	10 未満
④	プロトロンビン時間(PT)	(%) 50 未満
⑤		(秒) 4 以上の延長

(e)血液・造血器疾患

難治性貧血群（再生不良性貧血・溶血性貧血等）	つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表の①から④までのうち、3つ以上に該当（ただし、溶血性貧血の場合は、つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表の①に該当）し、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの A表 <table><tr><th>臨床所見</th></tr><tr><td>① 治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの</td></tr><tr><td>② 輸血を必要に応じて行うもの</td></tr></table> B表 <table><tr><th>検査所見</th></tr><tr><td>① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i ヘモグロビン濃度が10.0g／dl未満のもの - ii 赤血球数が350万／μl未満のもの </td></tr><tr><td>② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 白血球数が4,000／μl未満のもの - ii 顆粒球数が2,000／μl未満のもの </td></tr><tr><td>③ 末梢血液中の血小板数が10万／μl未満のもの</td></tr><tr><td>④ 骨髓像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 有核細胞が10万／μl未満のもの - ii 巨核球数が50／μl未満のもの - iii リンパ球が20%以上のもの - iv 赤芽球が15%未満のもの </td></tr></table>	臨床所見	① 治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの	② 輸血を必要に応じて行うもの	検査所見	① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i ヘモグロビン濃度が10.0g／dl未満のもの - ii 赤血球数が350万／μl未満のもの	② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 白血球数が4,000／μl未満のもの - ii 顆粒球数が2,000／μl未満のもの	③ 末梢血液中の血小板数が10万／μl未満のもの	④ 骨髓像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 有核細胞が10万／μl未満のもの - ii 巨核球数が50／μl未満のもの - iii リンパ球が20%以上のもの - iv 赤芽球が15%未満のもの
臨床所見									
① 治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの									
② 輸血を必要に応じて行うもの									
検査所見									
① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i ヘモグロビン濃度が10.0g／dl未満のもの - ii 赤血球数が350万／μl未満のもの									
② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 白血球数が4,000／μl未満のもの - ii 顆粒球数が2,000／μl未満のもの									
③ 末梢血液中の血小板数が10万／μl未満のもの									
④ 骨髓像で、つぎのいずれかに該当するもの - i 有核細胞が10万／μl未満のもの - ii 巨核球数が50／μl未満のもの - iii リンパ球が20%以上のもの - iv 赤芽球が15%未満のもの									
出血傾向群（血小板減少性紫斑病・凝固因子欠乏症等）	つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表のいずれか1つ以上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの A表 <table><tr><th>臨床所見</th></tr><tr><td>① 軽度の出血傾向または関節症状のあるもの</td></tr><tr><td>② 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの</td></tr></table> B表 <table><tr><th>検査所見</th></tr><tr><td>① 出血時間（デューク法）が6分以上のもの</td></tr><tr><td>② APTT が基準値の1.5倍以上のもの</td></tr><tr><td>③ 血小板数が10万／μl未満のもの</td></tr></table>	臨床所見	① 軽度の出血傾向または関節症状のあるもの	② 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの	検査所見	① 出血時間（デューク法）が6分以上のもの	② APTT が基準値の1.5倍以上のもの	③ 血小板数が10万／μl未満のもの	
臨床所見									
① 軽度の出血傾向または関節症状のあるもの									
② 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの									
検査所見									
① 出血時間（デューク法）が6分以上のもの									
② APTT が基準値の1.5倍以上のもの									
③ 血小板数が10万／μl未満のもの									
造血器腫瘍群（白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫等）	つぎのA表の臨床所見があり、かつ、つぎのB表の検査所見があり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの A表 <table><tr><th>臨床所見</th></tr><tr><td>治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの</td></tr></table> B表 <table><tr><th>検査所見</th></tr><tr><td>白血球が増加しているもの</td></tr></table>	臨床所見	治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの	検査所見	白血球が増加しているもの				
臨床所見									
治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの									
検査所見									
白血球が増加しているもの									

(f) 悪性新生物

悪性新生物による著しい全身倦怠のため、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの

(g) 高血圧

つぎの①または②のいずれかに該当するもの

- ①頭痛、めまい、耳鳴、手足のしびれ等の自覚症状があり、1年以上前に一過性脳虚血発作のあったものまたは眼底に著明な動脈硬化の所見を認めるもの
- ②大動脈解離や大動脈瘤を合併した高血圧

2. 眼の障害

- (1)「両眼の視力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、両眼の視力がそれぞれ0.1以下のものをいいます。
- (2)眼瞼下垂による視力障害は「両眼の視力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」には該当しません。
- (3)視力の測定は、万国式試視力表またはそれと同一原理によって作成された試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

3. 耳の障害

- (1)「両耳の聴力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\text{両耳の平均純音聴力レベル値} = \frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

が70デシベル以上のもの、または50デシベル以上かつ最良語音明瞭度（語音明瞭度が最も高い値）が50%以下のものをいいます。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100(\%)$$

- (2)聴力の測定は、オージオメータ（JIS規格またはこれに準ずる標準オージオメータ）で行います。
- (3)最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57s式語表」あるいは「67s式語表」とします。

4. 平衡機能の障害

「平衡機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼で起立・立位保持が不安定で、開眼で直線を10メートル歩いたとき、多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうか歩き通す程度のものをいいます。

5. そしゃく機能の障害

- (1)「そしゃく・嚥下の機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないためにゾンデ栄養の併用が必要なもの、または、全粥もしくは軟菜以外は摂取できない程度のものをいいます。
- (2)歯の障害による場合は、補綴等の治療を行った結果によるものとします。

6. 言語機能の障害

「音声または言語機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、口唇音（ま行音、ぱ行音、ば行音等）、歯音・歯茎音（さ行、た行、ら行等）、歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）、軟口蓋音（か行音、が行音等）の4種の語音のうち2種以上が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1)「1上肢のおや指およびひとさし指を失ったもの、またはおや指もしくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの」については、おや指は指節間関節以上で欠くもの、おや指以外は近位指節間関節以上で欠くものをいいます。
- (2)「1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの」とは、1上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。

- (3)「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。(偽関節は、骨幹部または骨幹端部に限るものとし、著しい障害とは、関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。)
- (a)上腕骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- (b)橈骨および尺骨の両方に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- (c)大腿骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- (d)脛骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- (4)「おや指およびひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したのもの」とは、おや指およびひとさし指を併せ1上肢の4指が、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。
- (a)指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの
- (b)中手指節関節または近位指節間関節(おや指においては指節間関節)に著しい運動障害(関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの
- (5)「1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したのもの」とは、1下肢の3大関節(股関節、ひざ関節および足関節)中いずれか2関節以上の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すものをいいます。
- (6)「1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、一側下肢長が10センチメートル以上または一側下肢長が他側下肢長の10分の1以上短縮したものをいいます。
- (7)「両下肢の10趾の用を廃したのもの」とは、両下肢の10趾がつぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。
- (a)第1趾は、末節骨の2分の1以上、その他の4趾は遠位趾節間関節以上で欠くもの
- (b)中足趾節関節または近位趾節間関節(第1趾においては趾節間関節)に著しい運動障害(関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの
- (8)「1上肢および1下肢に機能障害を残すもの」とは、1上肢および1下肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴の一部が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態(下表において、AからCの合計点数が1点以上)をいいます。

区分		状態	点数
A	食物の摂取	ア. 箸を使用して可能	0点
		イ. 食器・食物を選定すれば自力で可能	1点
		ウ. 自力では困難	2点
		エ. 介助がなければ全く不可能	3点
B	排便・排尿・その後始末	ア. 通常便器で、自力で可能	0点
		イ. 特別の器具を使用すれば自力で可能	1点
		ウ. 特別の器具により、自力で排泄できるが、後始末は自力で不能	2点
		エ. おしめ、特別の器具を使用しており、自力では不能	3点
C	衣服着脱・起居・歩行・入浴	ア. 通常の身のまわりの動作が自力で可能	0点
		イ. ベッド上の起居・周囲歩行・衣服着脱・入浴がかりうじて自力で可能	1点
		ウ. ベッド上の起居・周囲歩行のみかりうじて自力で可能	2点
		エ. ねがえり・ベッド上の小移動のみ自力で可能	3点
		オ. 全くのねたきり状態	4点

8. 脊柱の障害

「脊柱の機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、脊柱または背部・軟部組織の明らかな器質的変化のため、脊柱の最大他動可動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。

■説明事項で確認のお願い

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

しおりのページ

●生命保険募集人（当社のライフプランナー）の権限について	6
●契約申込の撤回等（クーリング・オフ）について	7
●生命保険会社の財産状態の変化による 生命保険契約への影響の可能性について	11
●健康状態・職業などの告知義務について	15
●保険会社の責任開始時期について	18
●払込方法について	42、43
●保険料の払込猶予期間と契約の失効について	44
●保険契約の復活について	48
●解約と解約返戻金について	50
●保険金などを支払わない場合または保険料の お払込を免除できない場合について	54

などは、お申込に際してぜひご理解いただきたい重要なことからですので、特に注意してご覧いただくようお願いいたします。

なお、わかりにくい点がございましたら、下記の担当ライフプランナーまたは支社へお気軽にお問い合わせください。

ご契約の際には、「契約概要」「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
- 記載の取扱い登録日現在における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <http://www.prudential.co.jp>
パンフレットのご請求または保険に関するお問い合わせ・手続きや
ご契約に関する苦情・照会につきましては、下記へお電話ください。

カスタマーサービスセンター **0120-810740**
※携帯電話からもご利用になれます